



# 埼玉県報

第 3092 号  
平成 31 年(2019 年)  
3 月 29 日  
金曜日

## 目次

### 条例のあらまし

- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(地域政策課)

### 条例

- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(地域政策課)

### 規則

- 埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則(改革推進課)
- 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則(改革推進課)
- 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則(改革推進課)
- 基準点測量成果の写しの保管及び取扱規則の一部を改正する規則(土地水政策課)
- 職員の退職手当に関する条例に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則(人事課)
- 地方公営企業法第 15 条第 1 項ただし書に規定する職員を定める規則の一部を改正する規則(人事課)
- 地方公営企業法第 39 条第 2 項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則(人事課)
- 会計年度任用職員の報酬等に関する規則(人事課)
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(人事課)
- 埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則(管財課)
- 埼玉県知事の資産等の公開に関する規則等の一部を改正する規則(県政情報センター)
- 火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則(化学保安課)
- 浄化槽法施行細則の一部を改正する規則(水環境課)
- 埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(福祉政策課)
- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則(社会福祉課)
- 埼玉県立嵐山郷管理規則の一部を改正する規則(社会福祉課)
- 埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則(障害者福祉推進課)
- 埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一

部を改正する規則（少子政策課）

- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（こども安全課）
- 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（生活衛生課）
- 埼玉県農林公園管理規則の一部を改正する規則（農業政策課）
- 埼玉県農業大学校管理規則の一部を改正する規則（農業支援課）
- 埼玉県森林科学館管理規則の一部を改正する規則（森づくり課）
- 埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（森づくり課）
- 森林病虫害等防除法施行細則の一部を改正する規則（森づくり課）
- 埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する規則（都市計画課）
- 埼玉県優良宅地造成等認定規則の一部を改正する規則（都市計画課）
- 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）
- 埼玉県財務規則の一部を改正する規則（出納総務課）
- 埼玉県教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則（教委・総務課）
- 埼玉県教育委員会が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則（教委・総務課）
- 埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則（教委・総務課）
- 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 学校職員の通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則（県立学校人事課）
- 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び学校職員の宿直勤務及び日直勤務に関する規則の一部を改正する規則（県立学校人事課）
- 埼玉県地方産業教育審議会規則の一部を改正する規則（高校教育指導課）
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 埼玉県職員の留学費用の償還に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 埼玉県人事委員会の公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）

## 訓令

- 職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）

- 技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 埼玉県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（職員健康支援課）
- 埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令（文書課）
- 埼玉県公文例規程の一部を改正する訓令（文書課）
- 埼玉県会計管理者の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令（出納総務課）
- 埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令（教委・総務課）
- 埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令（教委・総務課）
- 埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令（教委・総務課）
- 埼玉県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（福利課）
- 埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（総務給与課）

## 管理規程

- 公営企業管理者が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程（水道企画課）
- 埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程（公営企業・財務課）
- 埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程（経営管理課）
- 埼玉県病院事業管理者が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程（経営管理課）
- 埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程（経営管理課）
- 埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程（経営管理課）
- 埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程（経営管理課）
- 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程（経営管理課）
- 埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程（経営管理課）
- 埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程（下水道管理課）
- 埼玉県下水道事業管理者が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程（下水道管理課）

- 埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程（下水道管理課）
- 埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程（下水道管理課）
- 埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程（下水道管理課）

## 告示

- 平成 20 年埼玉県告示第 491 号の一部を改正する告示（共助社会づくり課）
- 水質の汚濁に係る環境基準の類型をあてはめる水域の指定（水環境課）
- 水質の汚濁に係る環境基準の類型をあてはめる水域の指定（水環境課）
- 水質の汚濁に係る環境基準の類型をあてはめる水域の指定（水環境課）
- 水質の汚濁に係る環境基準の類型をあてはめる水域の指定（水環境課）
- 水質の汚濁に係る環境基準の類型をあてはめる水域の指定（水環境課）
- 水質の汚濁に係る環境基準の類型をあてはめる水域の指定（水環境課）
- 水質の汚濁に係る環境基準の類型をあてはめる水域の指定（水環境課）
- 水質の汚濁に係る環境基準の類型をあてはめる水域の指定（水環境課）
- 悪臭防止法第 3 条に規定する規制地域の指定並びに同法第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に規定する規制基準の設定（水環境課）
- 悪臭防止法第 3 条に規定する規制地域の指定並びに同法第 4 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に規定する規制基準の設定（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 埼玉県生活環境保全条例第 76 条の規定に基づく土壤及び地下水の汚染の調査及び対策に関する指針の改正（水環境課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の辞退の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人



- 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 旅館業法施行条例第 1 条の 2 第 4 号に該当する施設の指定（生活衛生課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 川島町土地改良区の役員退任届（東松山農林振興センター）
- 農用地利用配分計画の縦覧（農業ビジネス支援課）
- 農用地利用配分計画の認可（農業ビジネス支援課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 深谷都市計画下水道事業深谷公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 埼玉県開発登録簿閲覧規程の一部を改正する告示（都市計画課）
- 児玉都市計画下水道事業美里公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 寄居都市計画土地地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧（市街地整備課）
- 埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定の一部を改正する告示(田園都市づくり課)
- 建築士の処分（建築安全課）
- 会計管理者事務の一部委任告示の一部を改正する告示（出納総務課）
- 県道深谷嵐山線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 県道行田市停車場酒巻線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道春日部久喜線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 建築基準法第 73 条第 1 項の規定に基づく建築協定（川越建築安全センター）
- 政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約に係る一般競争入札に参

加する者に必要な資格等に関する告示（公営企業・財務課）

- 埼玉県病院事業告示第 6 号の一部を改正する告示（経営管理課）
- 埼玉県選挙管理委員会の公文書の開示等に関する規程の一部改正（選挙管理委員会）
- 埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部改正（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙及びさいたま市議会議員一般選挙における投票及び開票の順序（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙における開票の事務を選挙会の事務に併せて行う選挙区（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙及びさいたま市議会議員一般選挙の選挙期日（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙長及びその職務代理者の選任（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出制限額（選挙管理委員会）
- 平成 31 年 3 月 28 日現在における選挙人名簿登録者数の 50 分の 1、3 分の 1 の数等（選挙管理委員会）
- 埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示（監査第一課）
- 埼玉県労働委員会が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示（審査調整課）
- 埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示（審査調整課）
- 埼玉県労働委員会の個人情報保護事務の処理に関する規程の一部を改正する告示（審査調整課）
- 埼玉県収用委員会の公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示（収用委員会事務局）
- 埼玉県収用委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示（収用委員会事務局）
- 埼玉県監査委員の公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示（監査第一課）
- 埼玉県情報公開条例第 35 条の規定による実施機関が作成等をする公文書の検索資料（県政情報センター）

## 雑報

- 主要農作物の県奨励品種等（生産振興課）

## 正誤

- 埼玉県規則第 25 号中訂正（改革推進課）

○ 埼玉県告示第 1519 号中訂正 (社会福祉課)

## 本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十四号）（地域政策課）

### 一 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う規定の整備をするための改正

### 二 内容

(一) 中核市が法令に基づき実施することとなる事務につき、条例別表からの該当する事務及び市の削除

(二) その他法令改正に伴う規定の整備

### 三 施行期日

平成三十一年四月一日

ただし、二(二)の一部については公布の日

## 条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第二十四号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第六十項第二号事務の欄15中「第八十一条第三項」を「第八十一条第四項」に改める。

別表第九十一項事務の欄26中「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に改め、同欄27中「第二号及び第三号」を「第三号及び第四号」に、「及び第二号」を「及び第三号」に改め、同欄29中「別表第六の一の項の下欄ロ」を「別表第八の一の項の下欄第一号ロ」に、「第二号ハ」を「第二号ホ」に改める。

別表第九十八項第二号を削り、同項第一号事務の欄中「（いう。）」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第二号。以下この項において「施行規則」という。）」を加え、「法第四条第一項の規定による申請及び法第二十九条第一項の規定による届出（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係るものに限る。）」を「次に掲げるもの」に改め、同欄に次のように加える。

- 1 法第四条第一項の規定による申請
- 2 法第十七条第一項の規定による認可
- 3 法第二十九条第一項の規定による届出
- 4 施行規則第十五条第二項の規定による届出（法第十七条第一項の認可を受け  
た者に係るものに限る。）

別表第九十八項第一号市町村の欄中「さいたま市」の下に「、川越市、川口市及び越谷市」を加え、同号の号番号を削る。

### 附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表第六十項第二号事務の欄の改正規定は、公布の日から施行する。

# 規則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県規則第二十五号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表県民生活部の項中

人	権	推	進	課
県	政	情	報	セ
ン	タ	ー		

を「人」

権 推 進 課

に改める。

第六条の二改革推進課の項第十二号中「改革政策局長」を「地域経営局長」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十二 情報通信技術に係る施策の総合的企画及び調整（AI（人工知能）等新技术に係るものに限る。）に関する事。

第六条の二情報システム課の項第一号中「調整」の下に「（改革推進課において所掌するものを除く。）」を加え、同項第十二号を削り、同条地域政策課の項中第十号を削り、第十一号を第十号とする。

第七条文書課の項に次の六号を加える。

十一 個人情報保護の保護に関する法律の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関する事。

十二 埼玉県情報公開条例の施行に関する事。

十三 埼玉県個人情報保護条例の施行に関する事。

十四 前三号のほか、情報公開及び個人情報保護に関する施策の総合的企画及び調整に関する事。

十五 政治倫理の確立のための埼玉県知事の資産等の公開に関する条例の施行に関する事。

十六 県政情報の収集及び提供に関する事。

第七条の二県政情報センターの項を削り、同条防犯・交通安全課の項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 埼玉県特殊詐欺撲滅条例の施行（他の機関において所掌するものを除く。）

に関すること。

第七条の四温暖化対策課の項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一  
号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 気候変動適応法の施行に関すること。

第七条の四エネルギー環境課の項第二号中「普及」の下に「（燃料電池自動車に  
係るものに限る。）」を加え、同条大気環境課の項第十三号を第十四号とし、第  
十二号の次に次の一号を加える。

十三 次世代自動車の普及（エネルギー環境課において所掌するものを除く。）  
に関すること。

第八条福祉政策課の項に次の一号を加える。

七 総合リハビリテーションセンターとの連絡調整（病院部門に関することに  
限る。）に関すること。

第八条障害者福祉推進課の項第十三号中「、総合リハビリテーションセンター」  
を削り、同号を同項第十四号とし、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十三 総合リハビリテーションセンターとの連絡調整（福祉政策課において所  
掌するものを除く。）に関すること。

第九条保健医療政策課の項中第十五号を第十六号とし、第五号から第十四号まで  
を一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 埼玉県健康づくり安心基金（会計管理課において所掌するものを除く。）  
に関すること。

第九条疾病対策課の項中第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九  
号の次に次の二号を加える。

十 アルコール健康障害対策基本法の施行（他の機関において所掌するものを  
除く。）に関すること。

十一 ギャンブル等依存症対策基本法の施行（他の機関において所掌するもの  
を除く。）に関すること。

第九条疾病対策課の項に次の一号を加える。

十四 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る  
対策に関する基本法の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関  
すること。

第十条金融課の項に次の一号を加える。

五 勤労者向け制度融資に関すること。

第十条雇用労働課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号と  
し、第十一号を第十号とし、同項第十二号中「雇用対策法」を「労働施策の総合的

な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第十三号を第十二号とし、第十四号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

第十一条農業ビジネス支援課の項に次の一号を加える。

二十二 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行に関すること。

第十三条都市計画課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十二号中「埼玉県下水道公社及び」を削り、同号を同項第十一号とし、同項中第十三号を第十二号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十条の表埼玉県越谷児童相談所の項中「、草加市」、「、八潮市、三郷市」及び「、吉川市」を削り、同表に次のように加える。

埼玉県草加児童相談所	草加市	草加市、八潮市、三郷市、吉川市
------------	-----	-----------------

第二十一条第二項中「事務を」の下に「、埼玉県草加児童相談所においては草加児童相談所及び草加保健所の庁舎の管理に関する事務を」を加える。

第二十一条の二を次のように改める。

第二十一条の二 削除

第二十五条の二第三項中「、埼玉県草加保健所においては草加保健所及び越谷児童相談所草加支所の庁舎の管理」を削る。

第五十三条の三中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 と畜場に併設する食肉処理業の施設に係る監視、指導、報告徴収、立入検査及び収去に関すること。

第五十三条の四第三項に次の一号を加える。

四 と畜場に併設する食肉処理業の施設に係る監視、指導、報告徴収、立入検査及び収去に関すること。

第三百三十一条の十四第一項中「建築、開発等」を「建築等」に改める。

第三百三十一条の十五中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号から第十二号までを二号ずつ繰り上げ、同条に次の一項を加える。

2 次の表の上欄に掲げる建築安全センターにおいては、前項各号に掲げる事務のほか、それぞれ当該上欄に対応する下欄に掲げる所管区域に係る都市計画法に基づく開発行為等の規制及び検査に関する事務並びに租税特別措置法に基づく優良な宅地及び住宅の認定に関する事務を所掌する。



名 称	所 管 区 域
埼玉県川越建築安全センター	入間郡のうち越生町、比企郡のうち鳩山町、ときがわ町、秩父郡、児玉郡、大里郡
埼玉県越谷建築安全センター	南埼玉郡

第百八十七条の表中

埼玉県行政不服審査会	行政不服審査法の定めるところにより、知事の諮問に応じ、審査請求に係る事件について調査審議する。	課 書 文
------------	---	-------

を

埼玉県行政不服審査会	行政不服審査法の定めるところにより、知事の諮問に応じ、審査請求に係る事件について調査審議する。	課
埼玉県情報公開審査会	埼玉県情報公開条例の定めるところにより、実施機関の諮問に応じ、及び埼玉県議会情報公開条例の定めるところにより、議長の諮問に応じ、公文書の開示又は公開に関する決定に対する審査請求等について調査審議する。	書
埼玉県個人情報保護審査会	埼玉県個人情報保護条例の定めるところにより、実施機関の諮問に応じ、保有個人情報の開示等に関する決定に対する審査請求等について調査審議する。	文

に、

埼玉県同和対策協議会	知事の諮問に応じ、同和対策に関する重要事項を調査審議する。	課 進 推 権 人
埼玉県情報公開審査会	埼玉県情報公開条例の定めるところにより、実施機関の諮問に応じ、及び埼玉県議会情報公開条例の定めるところにより、議長の諮問に応じ、公文書の開示又は公開に関する決定に対する審査請求等について調査審議する。	一 タ セ

を

埼玉県個人情報保護審査会	埼玉県個人情報保護条例の定めるところにより、実施機関の諮問に応じ、保有個人情報の開示等に関する決定に対する審査請求等について調査審議する。	県政情報
--------------	---	------

埼玉県同和対策協議会	知事の諮問に応じ、同和対策に関する重要事項を調査審議する。	人権推進課
------------	-------------------------------	-------

改め、同表埼玉県開発審査会の項の次に次のように加える。

上尾都市計画事業 伊奈特定土地区画 整理審議会	土地区画整理法第五十六条第三項の規定による上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業に関する換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項の調査審議に関する事務	市街地整備課
-------------------------------	---	--------

第百八十七条の表上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理審議会の項を削る。  
第百八十八条第一項の表企画財政部の項及び総務部の項を次のように改める。

企画財政部	政策・財務局長	上司の命を受け、政策の企画、総合計画の策定、予算及び議会等並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
総務部	人財政政策局長	上司の命を受け、行政経営、情報通信技術、地域政策の企画及び立案等並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

	税務局長	上司の命を受け、税務行政に係る企画及び立案並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
	契約局長	上司の命を受け、契約事務に係る企画及び指導、競争入札の参加者の資格、物品の調達、県の建設工事のうち特に指定された建設工事並びに設計、調査及び測量の業務委託に係る入札並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

第百八十八条第三項の表危機管理防災部の項を削り、同条第四項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 地域経営局長

第百九十二条第三項の表埼玉県農業技術研究センター及び埼玉県立精神保健福祉センターの項を削り、同表埼玉県農業技術研究センターの項中「総務部長」を「部長」に、「農業革新支援部長」を「室長」に改め、同表中

埼玉県環境科学国際センター	研究企画幹	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、所長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
埼玉県環境科学国際センター	副研究所長	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、研究所長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
埼玉県環境科学国際センター及び埼玉	副室長	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、室長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。

を

玉県産業 技術総合 センター		

埼玉県環 境科学国 際センタ ー及び埼 玉県産業 技術総合 センター	室 副室長	上司の命を受け、特に指定された事項を処 理するとともに、当該指定事項について、 室長を助け、これらの事務を処理するため、 職員を指揮監督する。

に

改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第二十六号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「IT統括幹、改革政策局長、地域政策局長」を「政策・財務局長、地域経営局長、人財政策局長」に改める。

第八条中「、消防防災政策幹」を削る。

第十二条第三項第一号中「改革政策局長、地域政策局長」を「政策・財務局長、地域経営局長、人財政策局長」に改める。

別表第一県民生活部県政情報センター所長の項受任者の欄中「県民生活部県政情報センター所長」を「総務部文書課長」に改める。

別表第三知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄3中「副部长」の下に「、地域経営局長」を加え、同欄5中「を命令すること」を「に關すること」に改める。

別表第四総務部の表人事課の項第三号知事決裁事項の欄13を削り、同表職員健康支援課の項の次に次のように加える。

課 書 文	一 埼玉県情報公開条例の施行に関する事務	二 埼玉県個人情報保護条例の施行に関する事務
	埼玉県情報公開条例第三十六条の規定に基づき、各実施機関における公文書の開示の実施状況をとりまとめ、その概要を公表すること。	埼玉県個人情報保護条例第十四条の規定に基づき、各実施機関（同条例第五章（第五十九条を除く。）に係る事項については、県の執行機関）における同条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表すること。

別表第四県民生活部の表県政情報センターの項を削り、同表青少年課の項部長専決事項の欄中12を14とし、9から11までを11から13までとし、8の次に次のように加える。

9 条例第十七条の八第一項の規定に基づき、有害役務営業者に対し、違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずること。

10 条例第十七条の八第二項及び第三項の規定に基づき、有害役務営業者に対し、期間を定めて有害役務営業の全部又は一部の停止を命じ、及びその旨を公表すること。

別表第四危機管理防災部の表消防防災課の項第六号知事決裁事項の欄中18を19とし、12から17までを13から18までとし、同欄11中「第七十四条の二第四項」を「第七十四条の三第四項」に改め、同欄11を同欄12とし、同欄10中「第七十四条の二第一項」を「第七十四条の三第一項」に改め、同欄10を同欄11とし、同欄9の次に次のように加える。

10 法第七十四条の二第一項の規定に基づき、他の都道府県知事に対し、災害発生市町村長を応援することを求めること。

別表第四危機管理防災部の表消防防災課の項第六号部長専決事項の欄中32を33とし、20から31までを21から32までとし、同欄19中「第七十四条の三」を「第七十四条の四」に改め、同欄19を同欄20とし、同欄18の次に次のように加える。

19 法第七十四条の二第二項の規定に基づき、市町村長に対し、災害発生市町村長を応援することを求めること。

別表第四危機管理防災部の表消防防災課の項第七号知事決裁事項の欄4中「第十三条」を「第十三条第一項」に、「市町村長」を「災害発生市町村の長」に改め、同欄4を同欄5とし、同欄中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 法第二条の二第三項の規定に基づき、救助実施市の指定について内閣総理大臣に意見を述べること。

別表第四危機管理防災部の表消防防災課の項第七号部長専決事項の欄中4を5とし、1から3までを2から4までとし、同欄に1として次のように加える。

1 法第二条の三の規定に基づき、救助において必要となる物資の供給又は役務の提供について、救助実施市の長及び物資の生産等を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うこと。

別表第四危機管理防災部の表化学保安課の項第二号部長専決事項の欄中「第十四条第二項」を「第一百六十九条第二項」に改める。

別表第四環境部の表温暖化対策課の項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）の施行に関する事務		気候変動適応法第十二条の規定に基づき、地域気候変動適応計画を策定すること。
---------------------------------	--	---------------------------------------

別表第四環境部の表大気環境課の項第一号知事決裁事項の欄中「第十六条第二項」を「第十六条第二項第二号ロ」に改め、同表水環境課の項第一号知事決裁事項の欄中「第十六条第二項」を「第十六条第二項第二号ロ」に改め、同項第三号事務の種類欄中「平成二十一年環境省令第十号」の下に「。以下この項において「処理業省令」という。」を加え、同号部長専決事項の欄2中「第五条第二項」を「第五条第二項前段」に、「そのことを」を「同項後段の規定に基づき、」に改め、同欄3中「第七条第五項」を「第七条第十項前段」に、「指示措置」を「汚染の除去等の措置」に、「そのことを」を「同項後段の規定に基づき、」に改め、同欄12中「汚染土壌処理業に関する省令」を「処理業省令」に改め、同欄12を同欄14とし、同欄11を同欄12とし、その次に次のように加える。

13 処理業省令第八条第三項の規定に基づき、変更協議書を受理すること。

別表第四環境部の表水環境課の項第三号部長専決事項の欄中10を11とし、9の次に次のように加える。

10 法第二十七条の五の規定に基づき、国等と協議すること。

別表第四環境部の表産業廃棄物指導課の項第一号部長専決事項の欄4中「2」を「5」に改め、同欄6中「4」を「7」に改め、同欄8中「6」を「9」に改め、同欄10中「8」を「11」に改める。

別表第四福祉部の表社会福祉課の項第五号部長専決事項の欄中「第十条第三項」を「第十六条第三項」に改める。

別表第四保健医療部の表保健医療政策課の項第一号部長専決事項の欄1中「第三十条の四第十三項」を「第三十条の四第十六項」に改め、同欄2中「第三十条の四第十四項」を「第三十条の四第十七項」に改め、同項に次の一号を加える。

十 保健師助産師 看護師法（昭和二十三年法律第	1 法第二十七条第一項の規定に基づき、指定試験機関の指定を し、及び当該指定試験機関に准
----------------------------	---

二百三号。以下  
この項において  
「法」という。）  
の施行に関する  
事務

看護師試験事務の全部又は一部  
を行わせること。

2 法第二十七条の二（法第二十  
七条の五第三項において準用す  
る場合を含む。）の規定に基づ  
き、指定試験機関の役員の選任  
及び解任に関し認可し、又は役  
員の解任を命ずること。

3 法第二十七条の三第一項の規  
定に基づき、指定試験機関の事  
業計画及び収支予算に関し認可  
すること。

4 法第二十七条の四第一項又は  
第三項の規定に基づき、指定試  
験機関の試験事務規程に関し認  
可し、又は変更を命ずること。

5 法第二十七条の八の規定に基  
づき、指定試験機関に対し、監  
督上必要な命令をすること。

6 法第二十七条の九第一項の規  
定に基づき、指定試験機関に対  
し、報告を求め、又は当該職員  
に、関係者に対し質問させ、若  
しくは指定試験機関の事務所に  
立ち入り、その帳簿書類その他  
の物件を検査させること。

7 法第二十七条の十の規定に基  
づき、指定試験機関の試験事務  
の全部又は一部を休止し、又は  
廃止することを許可すること。

8 法第二十七条の十一の規定に  
基づき、指定試験機関の指定を  
取り消し、又は期間を定めて、  
試験事務の全部若しくは一部の



		<p>9 法第二十七条の十四の規定に基づき、准看護師試験を行うこと。</p> <p>10 法第二十七条の十五の規定に基づき、同条各号に掲げる場合に、その旨を公示すること。</p>

別表第四保健医療部の表疾病対策課の項に次の一号を加える。

九 ギャンブル等 依存症対策基本 法（平成三十年 法律第七十四 号）の施行に關 する事務	ギャンブル等依存 症対策基本法第十三 条第一項又は第三項 の規定に基づき、都 道府県ギャンブル等 依存症対策推進計画 を策定し、又は変更す ること。	
---	---	--

別表第四産業労働部の表産業支援課の項第四号知事決裁事項の欄1中「第三十七條第一項」を「第四十九條第一項」に改め、同欄2中「第三十七條第五項」を「第四十九條第五項」に改め、同号部長専決事項の欄1中「第三十七條第四項」を「第四十九條第四項」に改め、同欄2中「第三十八條第一項」を「第五十條第一項」に改め、同欄3中「第三十八條第二項」を「第五十條第二項」に改め、同欄4中「第三十八條第四項」を「第五十條第四項」に改め、同欄5中「第三十八條第六項」を「第五十條第六項」に改め、同欄6中「第三十九條第二項」を「第五十一條第二項」に改め、同欄7中「第三十九條第三項」を「第五十一條第三項」に改め、同表企業立地課の項第二号部長専決事項の欄1中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同欄2及び3中「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同表雇用労働課の項第八号事務の種類欄中「雇対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改め、「昭和四十一年法律第三百二十二号」の下に「。以下この項において「法」という。」を加え、同号部長専決事項の欄を次のように改める。

- 1 法第十条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、基本方針の案の作成について、厚生労働大臣に意見を述べること。
- 2 法第三十二条第一項の規定に基づき、労働者の職業の安定に関し必要な措置の実施を要請すること。

別表第四農林部の表農業政策課の項第十一号部長専決事項の欄中「第十七条の二十六第四項」を「第十七条の三十六第四項」に改め、同表農業ビジネス支援課の項第一号部長専決事項の欄中「第四十三条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、同表農産物安全課の項第七号部長専決事項の欄中「第十四条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同表畜産安全課の項第八号部長専決事項の欄1中「第十七条第一項」を「第十条第一項」に改め、同欄2中「第二十条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同欄2を同欄3とし、同欄1の次に次のように加える。

- 2 法第十一条第一項の規定に基づき、指定事業者の指定をしたときに、その旨を公示し、及び農林水産大臣に届け出ること。

別表第四農林部の表農村整備課の項第一号部長専決事項の欄4中「第二十九条の三第一項」を「第二十九条の四第一項」に改め、同欄24中「第三百三十三条」を「第三百三十三条第一項」に改める。

別表第四県土整備部の表県土整備政策課の項第一号知事決裁事項の欄1及び道路環境課の項第一号知事決裁事項の欄7中「第五十条第五項」を「第五十条第七項」に改める。

別表第四都市整備部の表都市計画課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同表建築安全課の項第一号部長専決事項の欄33及び34中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同欄中93を94とし、86から92までを87から93までとし、85の次に次のように加える。

- 86 法第八十五条第六項の規定に基づき、特別仮設興行場等の建築を許可すること。

第二条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第四総務部の表統計課の項第一号部長専決事項の欄2中「第三十三条第一号」を「第三十三条第一項第一号」に、「届出独立行政法人等」を「指定独立行政法人等」に改め、同欄に次のように加える。

- 3 法第三十三条第三項の規定に基づき、行政機関の長又は指定独立行政法人等に調査票情報を利用して作成した統計又は行つた統計的研究の成果を提出すること。

第三条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第二に次の一号を加える。

<p>三十一 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号。以下この項において「法」という。）に関する事業者等としての事務</p>	<p>1 法第十条第一項の規定に基づき、特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に対し、土地使用権等の取得についての裁定を申請すること。</p> <p>2 法第十九条第一項の規定に基づき、特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に対し、土地等使用権の存続期間の延長についての裁定を申請すること。</p> <p>3 法第二十七条第一項又は第三十七条第一項の規定に基づき、特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に対し、収用又は使用についての裁定を申請すること。</p>	<p>1 法第九条第三項の規定に基づき、収用委員会に裁決を申請すること。</p> <p>2 法第二十二条第一項の規定に基づき、土地使用権等の全部又は一部の譲渡の承認を申請すること。</p> <p>3 法第三十五条第一項において準用する土地収用法第七十九条の規定に基づき、物件の収用を請求すること。</p>
--	---	--

別表第四県土整備部の表用地課の項に次の一号を加える。

<p>六 所有者不明土地の利用の円滑</p>		<p>1 法第十三条第一項の規定に基づき、土地使用権等の取得につ</p>
------------------------	--	--------------------------------------

<p>化等に関する特別措置法（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>		<p>2 法第十九条第三項の規定に基づき、土地等使用権の存続期間の延長について裁定すること。</p> <p>3 法第二十三条第一項の規定に基づき、裁定を取り消すこと。</p> <p>4 法第二十五条第一項及び第二項の規定に基づき、原状回復を命じ、又は当該原状回復を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。</p> <p>5 法第三十二条第一項又は第三十七条第三項の規定に基づき、収用又は使用について裁定すること。</p>
---	--	--

第四条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第四都市整備部の表建築安全課の項第一号部長専決事項の欄中94を98とし、91から93までを95から97までとし、90を92とし、その次に次のように加える。

93 法第八十七条の三第四項の規定に基づき、災害救助用建築物等を引き続き使用することについて許可すること。

94 法第八十七条の三第六項の規定に基づき、建築物の用途を変更して期間を定めて特別興行場等として使用することを許可すること。

別表第四都市整備部の表建築安全課の項第一号部長専決事項の欄中89を91とし、56から88までを58から90までとし、同欄55中「第六十七条の三第九項第二号」を「第六十七条第九項第二号」に改め、同欄55を同欄57とし、同欄54中「第六十七条の三第五項第二号」を「第六十七条第五項第二号」に改め、同欄53中「第六十七条の三第三項第二号」を「第六十七条第三項第二号」に改め、同欄53を同欄55とし、同欄中52を54とし、36から51までを38から53までとし、同欄35中「第五十三条第五項第三号」を「第五十三条第六項第三号」に改め、同欄35を同欄37とし、同欄34の次に次のように加える。

35 法第五十三条第五項の規定に基づき、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建蔽率の限度を超える建築物を許可すること。

36 法第五十三条第五項第一号の規定に基づき、避難上及び消火上必要な機能の確保を図るため必要と認めて前面道路の境界線から後退して壁面線を指定すること。

第五条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第四保健医療部の表生活衛生課の項第十二号知事決裁事項の欄1中「第五条の二第二項」を「第五条の三第一項又は第六項（同条第十項において準用する場合を含む。）」に、「広域的水道整備計画」を「水道基盤強化計画」に改め、同号部長専決事項の欄中8を11とし、1から7までを4から10までとし、同欄に1から3までとして次のように加える。

1 法第五条の三第四項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、計画区域内の市町村並びに計画区域を給水区域を含む水道事業者及び当該水道事業者が水道用水の供給を受ける水道用水供給事業者の同意を得ること。

2 法第五条の三第七項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、広域的連携等推進協議会の意見を聴くこと。

3 法第五条の四第一項の規定に基づき、広域的連携等推進協議会を組織すること。

#### 附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定 平成三十一年五月一日
- 二 第三条の規定 平成三十一年六月一日
- 三 第四条の規定 建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日
- 四 第五条の規定 水道法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十二号）の施行の日

## 規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第二十七号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「、総務部長、農業革新支援部長」及び「、研究企画幹、副研究所長」を削る。

別表第一専決事項の欄十中「を命令すること」を「に關すること」に改める。

別表第二地方行政機関の表地域振興センター所長の項第一号専決事項の欄2中「若しくは」を「又は」に、「質問させること」を「質問させ、若しくは資料を提出させること」に改め、同表東部地域振興センター所長、県央地域振興センター所長、川越比企地域振興センター所長、西部地域振興センター所長、利根地域振興センター所長、北部地域振興センター所長及び秩父地域振興センター所長の項第一号委任事務の欄中「第四十六条第一項」を「第五十八条第一項」に改め、同表環境管理事務所長の項第二号委任事務の欄中15を16とし、6から14までを7から15までとし、同欄5中「第六条第二項」を「第六条第三項」に改め、同欄5を同欄6とし、同欄4の次に次のように加える。

5 法第六条第二項の規定に基づき、経過措置による指定地域特定施設の使用の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第二号専決事項の欄10中「第二十三条第六項」を「第二十三条第五項」に改め、同欄11中「第二十一条第三項」を「第二十二条第四項」に改め、同項第三号委任事務の欄30中「別表第六の四の項の下欄一号ニ又は二号ハ」を「別表第八の四の項の下欄第一号ニ又は第二号ホ」に改め、同欄30を同欄45とし、同欄29中「別表第六の一の項の下欄ロ」を「別表第八の一の項の下欄第一号ロ又は第二号ホ」に改め、同欄29を同欄44とし、同欄中28を36とし、その次に次のように加える。

37 施行規則第五十条第一項第三号の規定に基づき、土地の形質の変更の施行方法に係る確認をすること。

38 施行規則第五十二条の五第一項の規定に基づき、施行管理方針の確認を受けた土地の汚染状態が人為等に由来することが確認された場合等の届出を受

理すること。

39 施行規則第五十二条の六第一項の規定に基づき、施行管理方針の変更の届出を受理すること。

40 施行規則第五十二条の六第二項の規定に基づき、施行管理方針の変更の届出を受理すること。

41 施行規則第五十二条の七第一項の規定に基づき、施行管理方針の廃止の届出を受理すること。

42 施行規則第五十二条の八第一項の規定に基づき、法第十二条第一項第一号の確認を取り消すこと。

43 施行規則第五十九条の二第二項第三号イの規定に基づき、届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第三号委任事務の欄27中「第四十三条第三号（施行規則第五十条第一項において準用する場合を含む。）を「第四十三条第四号」に改め、同欄27を同欄35とし、同欄26中「第四十三条第二号（施行規則第五十条第一項において準用する場合を含む。）を「第四十三条第三号」に改め、同欄26を同欄34とし、同欄中25を33とし、同欄24中「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に改め、同欄24を同欄32とし、同欄中23を31とし、19から22までを27から30までとし、同欄18中「第二十条第六項」の下に「（同条第九項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄18を同欄26とし、同欄中17を25とし、13から16までを21から24までとし、12を19とし、その次に次のように加える。

20 法第十二条第四項の規定に基づき、土地の形質の変更の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第三号委任事務の欄中11を18とし、10を16とし、その次に次のように加える。

17 法第十二条第一項第一号の規定に基づき、環境省令で定める基準に適合する旨の確認をすること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第三号委任事務の欄9中「汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示すること」を「汚染除去等計画を作成し、提出すべきことを指示すること及び提出された汚染除去等計画を受理すること」に改め、同欄9を同欄11とし、その次に次のように加える。

12 法第七条第二項の規定に基づき、提出された汚染除去等計画を受理すること。

13 法第七条第三項の規定に基づき、提出された変更後の汚染除去等計画を受

理すること。

14 法第七条第五項の規定に基づき、同条第四項に規定する期間を短縮し、短縮後の期間を通知すること。

15 法第七条第九項の規定に基づき、実施措置を講じた旨の報告を受理すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第三号委任事務の欄中8を10とし、5から7までを7から9までとし、4の次に次のように加える。

5 法第三条第七項の規定に基づき、土地の形質の変更の届出を受理すること。

6 法第三条第八項の規定に基づき、汚染の状況の調査結果の報告を受理すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第三号専決事項の欄21中「第十四条第二項」を「第十七条第二項」に改め、同欄21を同欄30とし、同欄中20を29とし、同欄19中「第五条第十六号ロ」を「第五条第二十一号ロ」に改め、同欄19を同欄28とし、同欄18中「第五条第十五号ただし書」を「第五条第二十号ただし書」に改め、同欄18を同欄27とし、同欄中17を26とし、14から16までを23から25までとし、13を16とし、その次に次のように加える。

17 法第二十七条の五の規定により読み替えて適用する法第二十二条第九項の規定に基づき、国等が行う汚染土壌の処理の事業において処理する汚染土壌又は当該処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散等した旨の通知を受理すること。

18 法第二十七条の五の規定により読み替えて適用する法第二十三条第三項の規定に基づき、国等が行う汚染土壌の処理の事業に係る軽微な変更等の通知を受理すること。

19 法第二十七条の五の規定により読み替えて適用する法第二十三条第四項の規定に基づき、国等が行う汚染土壌の処理の事業の休止若しくは廃止又は休止した事業の再開の通知を受理すること。

20 法第二十七条の五の規定により読み替えて適用する法第二十四条の規定に基づき、国等に対し、汚染土壌の処理の方法の変更等について協議を求めること。

21 法第二十七条の五の規定により読み替えて適用する法第二十五条の規定に基づき、国等に対し、事業を停止することについて協議を求めること。

22 法第二十七条の五の規定により読み替えて適用する法第二十七条第二項の規定に基づき、国等に対し、汚染の除去等について協議を求めること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第三号専決事項の欄中12を15



とし、6から11までを9から14までとし、同欄5中「第十二条第四項」を「第十二条第五項」に改め、同欄5を同欄8とし、同欄4中「同条第一項の指示を受けた者に対し、当該指示措置等を講ずべきことを命ずること」を「同項に規定する者に対し、汚染除去等計画の変更を命ずること」に改め、同欄4を同欄6とし、その次に次のように加える。

7 法第七条第八項の規定に基づき、同条第七項の実施措置を講じていない者に対し、実施措置を講ずべきことを命ずること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第三号専決事項の欄中3を4とし、その次に次のように加える。

5 法第七条第二項の規定に基づき、同項に規定する者に対し、汚染除去等計画を提出すべきことを命ずること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第三号専決事項の欄中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 法第三条第八項の規定に基づき、土地の所有者等に対し、汚染の状況について調査させて、その結果を報告すべきことを命ずること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第六号委任事務の欄中5を6とし、4の次に次のように加える。

5 法第六条の二第二項の規定に基づき、特定事業者に係る届出をした者の地位の承継の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第六号専決事項の欄1中「第十条第一項」を「第十条」に改め、同表秩父環境管理事務所長の項事務の種類欄中「(一)」の下に「及び」を加え、同表福祉事務所長の項第一号委任事務の欄中32を35とし、31を33とし、その次に次のように加える。

34 法第八十一条の三の規定に基づき、情報の提供、助言その他適切な措置を講ずること。

別表第二地方行政機関の表福祉事務所長の項第一号委任事務の欄中30を32とし、29を31とし、28を30とし、同欄27中「就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を加え、同欄27を同欄29とし、同欄中26を28とし、25を27とし、24を25とし、その次に次のように加える。

26 法第七十七条の二第一項の規定に基づき、急迫の場合等において資力があ

るにもかかわらず保護を受けた者からの徴収を決定すること。  
別表第二地方行政機関の表福祉事務所長の項第一号委任事務の欄中23を24とし、20から22までを21から23までとし、同欄19中「第五十五条の六第一項」を「第五十五条の七第一項」に改め、同欄19を同欄20とし、同欄18中「第五十五条の五」

を「第五十五条の六」に改め、同欄18を同欄19とし、同欄17の次に次のように加える。

18 法第五十五条の五第一項の規定に基づき、被保護者であつて、特定教育訓練施設に確実に入学すると見込まれるものに対して、進学準備給付金を支給すること。

別表第二地方行政機関の表福祉事務所長の項第九号専決事項の欄1中「42」を「41」に改め、同欄中5を削り、6を5とし、7から42までを6から41までとし、同項第十四号委任事務の欄1中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同欄2中「第十二条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同欄3中「第十五条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同欄4中「第十六条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同欄5中「第十六条第二項」を「第二十二条第二項」に改め、同号専決事項の欄中「第十五条第三項」を「第二十一条第三項」に改め、同表保健所長の項第一号事務の種類の欄中「及び」を「、」に改め、「施行令」という。）の下に「及び医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下この項において「施行規則」という。）」を加え、同号委任事務の欄に次のように加える。

27 施行規則第九条の十五の二の規定に基づき、医師が速やかに診療を行う体制が確保されているものと認めること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十四号委任事務の欄15中「第十四条」を「第十三条」に改め、同項第三十一号事務の種類の欄中「いう。）」の下に「及び健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第十七号。以下この項において「改正省令」という。）」を加え、同号専決事項の欄に次のように加える。

6 改正省令附則第二条第六項の規定に基づき、喫煙可能室の設置に係る届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表病害虫防除所長の項第一号専決事項の欄1中「第八条第一項又は第二項」を「第十七条第一項」に改め、同欄2中「第十三条第一項又は第三項」を「第二十九条第一項又は第三項」に改める。

別表第二地方機関の表県営競技事務所長の項第一号事務の種類の欄中「昭和二十三年商工省令第二十八号」を「平成十四年経済産業省令第九十七号」に改め、同号専決事項の欄2中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同表農林振興センター所長の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十七号専決事項の欄1中「第十八条第十六項」を「第十八条第十七項」に、「同条第十七項」を「同条第十八項」に改め、同欄

10中「第十八条第十六項及び第十七項」を「第十八条第十七項及び第十八項」に改め、同号を同項第十六号とし、同項中第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とし、第二十号を第十九号とし、同項第二十一号事務の種類の欄中「特定農山村地形における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」を「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」に改め、同号を同項第二十号とし、同項中第二十二号を第二十一号とし、同項第二十三号専決事項の欄中「第十七条の二十六第四項」を「第十七条の三十六第四項」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項中第二十四号を第二十三号とし、同表県土整備事務所長の項第一号委任事務の欄中88を90とし、77から87までを79から89までとし、76を77とし、その次に次のように加える。

78 法第七十二条の二第一項の規定に基づき、許可等を受けた者に対し、報告をさせ、又は職員に、当該許可等を受けた者の事務所等に立ち入り、検査させること。

別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第一号委任事務の欄中75を76とし、72から74までを73から75までとし、71を削り、70を72とし、60から69までを62から71までとし、同欄59中「第四十八条の二十三」を「第四十八条の二十六」に改め、同欄59を同欄61とし、同欄58中「第四十八条の二十二第四項」を「第四十八条の二十五第四項」に改め、同欄58を同欄60とし、同欄57中「第四十八条の二十二第三項」を「第四十八条の二十五第二項」に改め、同欄56中「第四十八条の二十二第二項」を「第四十八条の二十五第二項」に改め、同欄56を同欄58とし、同欄55中「第四十八条の二十二第一項」を「第四十八条の二十五第一項」に改め、同欄55を同欄57とし、同欄54中「第四十八条の二十四第四項」を「第四十八条の二十三第四項」に改め、同欄54を同欄56とし、同欄53中「第四十八条の二十三第三項」を「第四十八条の二十三第三項」に改め、同欄53を同欄55とし、同欄52中「第四十八条の二十二第二項」を「第四十八条の二十三第二項」に改め、同欄52を同欄54とし、同欄51中「第四十八条の二十第一項」を「第四十八条の二十三第一項」に改め、同欄51を同欄53とし、同欄50中「第四十八条の十八第三項」を「第四十八条の二十一第三項」に改め、同欄50を同欄52とし、同欄49中「第四十八条の十八第二項」を「第四十八条の二十一第二項」に改め、同欄49を同欄51とし、同欄48中「第四十八条の十八第一項」を「第四十八条の二十一第一項」に改め、同欄48を同欄50とし、同欄47中「第四十八条の十七第一項」を「第四十八条の二十第一項」に改め、同欄47を同欄49とし、同欄46を48とし、22から45までを24から47までとし、21を22とし、その次に次のように加える。

23 法第四十四条第六項（法第六十九条第二項、法第七十二条第二項、法第七

第十五条第六項及び法第九十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、損失の補償について協議すること。

別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第一号委任事務の欄中20を21とし、19を20とし、18の次に次のように加える。

19 法第三十九条の九の規定に基づき、道路占用者に対し、是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずること。

別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第三号委任事務の欄7中「第六十九条第二項」を「第四十四条第六項」に改め、同表建築安全センター所長の項第一号事務の種類の欄中「及び」を「、」に改め、「（昭和四十四年建設省令第四十九号）」の下に「及び埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第四十一号。以下この項において「規則」という。）」を加え、同号委任事務の欄に次のように加える。

28 規則第四条第一項第一号の規定に基づき、工事着手届出書を受理すること。

29 規則第四条第二項の規定に基づき、中間検査をすること。

30 規則第四条第三項の規定に基づき、中間検査依頼書を受理すること。

31 規則第十四条の規定に基づき、同条に規定する許可等の申請に係る申請取下書を受理すること。

32 規則第十五条の規定に基づき、工事取りやめ届出書を受理すること。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第三号事務の種類の欄中「い。う。」の下に「及び埼玉県優良宅地造成等認定規則（昭和四十九年埼玉県規則第二十八号。以下この項において「規則」という。）」を加え、同号委任事務の欄に次のように加える。

5 規則第八条の規定に基づき、宅地造成工事廃止届出書を受理すること。

6 規則第九条の規定に基づき、地位承継届出書を受理すること。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第六号委任事務の欄中57を58とし、30から56までを31から57までとし、同欄29中「仮設建築物の許可をすること」を「仮設興行場等の建築を許可すること」に改め、同欄29を同欄30とし、同欄中28を29とし、14から27までを15から28までとし、同欄13中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に改め、同欄13を同欄14とし、同欄12の次に次のように加える。

13 法第四十三条第二項第一号の規定に基づき、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第十号委任事務の欄6中「第二十一条」の下に「（法第二十二条の二第五項において準用する場合を含む。）」

を加え、同欄7中「第二十二条」の下に「(法第二十二条の二第五項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄13を同欄14とし、同欄中8から12までを9から13までとし、7の次に次のように加える。

8 法第二十二条の二第四項(同条第五項において読み替えて準用する法第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、協定建築物の建築等及び維持保全の計画並びにその計画の変更を認定すること。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第十号委任事務の欄に次のように加える。

15 法第五十三条第五項の規定に基づき、認定協定建築主等に対し、協定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせること。

第二条 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第二十八号委任事務の欄5中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に改め、同欄中7を8とし、6を7とし、5の次に次のように加える。

6 法第三十一条第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する精神障害者若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めること。

第三条 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第六号委任事務の欄39中「第八十六条の八第三項」の下に「(法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄40中「第八十六条の八第四項」の下に「(法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄41中「第八十六条の八第五項」の下に「(法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄42中「第八十六条の八第六項」の下に「(法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄中58を60とし、43から57までを45から59までとし、42の次に次のように加える。

43 法第八十七条の二第一項の規定に基づき、既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合において、当該二以上の工事の全体計画が基準に適合すると認めること。

44 法第八十七条の三第五項の規定に基づき、建築物の用途を変更して期間を定めて興行場等として使用することを許可すること。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第六号専決事項の欄中7を8

とし、4から6までを5から7までとし、3の次に次のように加える。

4 法第九条の四（法第八十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがある建築物等について、その所有者等に対して維持保全に関し必要な指導及び助言を行うこと。

第四条 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十一号委任事務の欄に次のように加える。

4 法第二十五条の七の規定に基づき、特定施設の管理権原者等に対し、受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十一号専決事項の欄中6を12とし、5を11とし、4の次に次のように加える。

5 法第二十五条の五第二項の規定に基づき、同項に規定する者に対し、喫煙の中止又は特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずること。

6 法第二十五条の八第一項の規定に基づき、同項に規定する者に対し、期限を定めて器具又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告すること。

7 法第二十五条の八第二項の規定に基づき、勧告を受けた者が、その勧告に従わなかつた旨を公表すること。

8 法第二十五条の八第三項の規定に基づき、同項に規定する者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

9 法第二十五条の九第一項の規定に基づき、報告をさせ、又は職員に、特定施設に立ち入り、措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

10 法第二十五条の九第二項に規定する身分を示す証明書を交付すること。

#### 附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定 平成三十一年六月一日

二 第三条の規定 建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日

三 第四条の規定 平成三十一年七月一日

## 規 則

基準点測量成果の写しの保管及び取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第二十八号

基準点測量成果の写しの保管及び取扱規則の一部を改正する規則

基準点測量成果の写しの保管及び取扱規則（昭和三十年埼玉県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「定め」を「特定し」に改め、同条第三項を削る。

様式第一号中「㊸」を削る。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第10条関係）

		受付番号		
基準点測量成果の写し閲覧票				
申 込 者 名 氏			閱 覧 日 年 月 日	年 月 日
閲覧成果			閱 覧 者 名 氏	
名 称	番 号	返 納 受領印	記 事	
備 考				



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

職員の退職手当に関する条例に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第二十九号

職員の退職手当に関する条例に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平成二十一年埼玉県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あひ先」を「あき先」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 氏名を記載することにより、押印を省略することができます。

様式第三号中「あひ先」を「あき先」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 氏名を記載することにより、押印を省略することができます。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の職員の退職手当に関する条例に基づく意見の聴取の手続に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第三十号

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則（平成十四年埼玉県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、部長」の下に「、TQM推進室長、感染管理室長」を、「医幹」の下に「、脳神経センター長」を、「感染症対策部長」の下に「、希少がん・サルコマーセンター長、低侵襲手術センター長、周術期センター長」を、「副室長」の下に「、移植センター長、小児がんセンター長、遺伝診療センター長、政策医療企画室長」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 規 則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第三十一号

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則（昭和四十年埼玉県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第四号中「のうち病院長」の下に「、TQM推進室長、感染管理室長」を、「副病院長」の下に「、脳神経センター長」を、「地域医療連携室長」の下に「、希少がん・サルコームセンター長、低侵襲手術センター長、周術期センター長」を、「図書館長」の下に「、移植センター長、小児がんセンター長、遺伝診療センター長、政策医療企画室長」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 規 則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第三十二号

会計年度任用職員の報酬等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、会計年度任用職員の報酬等に関する条例(平成三十一年埼玉県条例第六号。以下「条例」という。)の規定に基づき、会計年度任用職員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等基準額表)

第二条 会計年度任用職員には、条例別表に掲げる職種の区分に応じ、次の各号に定める報酬等基準額表を適用する。

一 医師及び歯科医師 医療職報酬等基準額表(一)(別表第一)

二 薬剤師、獣医師、栄養士その他の規則で定める職 医療職報酬等基準額表(二)

(別表第二)

三 保健師、看護師その他の規則で定める職 医療職報酬等基準額表(三)(別表第

三)

四 前記以外の職 行政事務報酬等基準額表(別表第四)

(条例別表の規則で定める職)

第三条 条例別表薬剤師、獣医師、栄養士その他の規則で定める職の項の規則で定める職は、次に掲げる職とする。

一 薬剤師

二 獣医師

三 栄養士

四 診療放射線技師

五 臨床検査技師及び衛生検査技師

六 理学療法士及び作業療法士

七 視能訓練士

八 言語聴覚士

九 義肢装具士

十 歯科衛生士及び歯科技工士

2 条例別表保健師、看護師その他の規則で定める職の項の規則で定める職は、保健師、看護師及び准看護師とする。

(新たに会計年度任用職員となった者の号給)

第四条 新たに会計年度任用職員となった者の号給は、その者に適用される報酬等基準額表に定めるその者の属する職種の区分の一号給とする。

2 学歴免許等の資格又は会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数その他知事が定める経験を有する会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、知事が別に定めるところにより、前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(報酬の基本額)

第五条 条例第二条第四項の月額報酬を受ける第一号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務一月につき、その者に適用される報酬等基準額表の月額(以下この条及び第十六条第一項において「報酬等基準額」という。)に、その者について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除して得た数を乗じて得た額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額)とする。

2 条例第二条第五項の日額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務一日につき、報酬等基準額を二十一で除して得た額に、その者について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た数を乗じて得た額(その額に十円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額)とする。

3 行政事務報酬等基準額表の適用を受ける第一号会計年度任用職員の報酬等基準額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職種に属する他の職に比して特殊な職に対し適当でない」と認めるときは、前二項の規定にかかわらず、当該報酬等基準額に別表第五に定める調整額を加えて得た額を報酬等基準額とすることができる。

(時間外勤務手当に相当する報酬)

第六条 第一号会計年度任用職員が、その者について定められた勤務時間(以下この条から第八条までにおいて「正規の勤務時間」という。)外に勤務することを命ぜられた場合には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して時間外勤務手当に相当する報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、勤務一時間につき、第九条に規定する勤務一時間当たりの報酬の額に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で知事が定める割合(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまで

の間の勤務又はあらかじめ割り振られた一週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が一週間当たり三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務にあつては、第九条に規定する勤務一時間当たりの報酬の額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額とする。

3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（知事が定める時間を除く。）との合計が一月について六十時間を超えた場合には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第九条に規定する勤務一時間当たりの報酬の額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては百分の五十をそれぞれ乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。

（休日勤務手当に相当する報酬）

第七条 休日（職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号。次条第二項及び第十条第三項第一号において「給与条例」という。）第十五条第三項に規定する休日という。以下この項及び次条第一項において同じ。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた場合には、正規の勤務時間中に勤務した全時間（休日に代わる日（以下この項において「代休日」という。）を指定されて休日の正規の勤務時間の全部を勤務した第一号会計年度任用職員にあつては、その者の休日に代わる代休日の正規の勤務時間中に勤務した全時間）に対して休日勤務手当に相当する報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、勤務一時間につき、第九条に規定する勤務一時間当たりの報酬の額に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で知事が定める割合を乗じて得た額とする。ただし、正規の勤務時間外に勤務をしても、前項の報酬は支給されない。

（宿日直手当に相当する報酬）

第八条 宿直又は日直勤務のため正規の勤務時間外若しくは休日における正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた第一号会計年度任用職員に対しては、前二条の規定にかかわらず、宿日直手当に相当する報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、給与条例第十六条第二項に定める額とする。

(勤務一時間当たりの報酬の額の算出)

第九条 第六条第二項及び第三項並びに第七条第二項に規定する勤務一時間当たりの報酬の額は、月額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員にあつては、その者の報酬(条例第二条第三項に規定する報酬の額をいう。次項、第十二条及び第十七条において「基本報酬」という。)の月額に十二を乗じ、その額をその者について定められた一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから知事が定める時間を減じたもので除して得た額(その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額)とする。

2 第六条第二項及び第三項並びに第七条第二項に規定する勤務一時間当たりの報酬の額は、日額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員にあつては、その者の基本報酬の日額を、その者について定められた一日当たりの勤務時間数で除して得た額(その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額)とする。

(条例第二条第八項及び条例第六条第四項の規則で定める者)

第十条 条例第二条第八項及び条例第六条第四項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一 任期が六月未満の者(次項の規定により任期が六月以上の者とみなされる者を除く。)

二 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項の規定に該当して休職にされている者

三 地方公務員法第二十九条第一項の規定により停職にされている者

四 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項の規定により育児休業をしている者(職員の育児休業等に関する条例(平成四年埼玉県条例第六号)第七条第一項に規定する職員である者を除く。)

五 前各号に掲げる者のほか、知事が別に定める者

2 任期が六月に満たない者のうち、当該任期と次に掲げる期間との合計が六月以上となるものは、任期が六月以上の者とみなす。

一 同一の会計年度内において会計年度任用職員として在職し、又は任用されることが見込まれる期間(当該期末手当の基準日(条例第二条第八項においてその例によることとされる一般職の常勤職員の期末手当に係る基準日をいう。以下この条から第十二条までにおいて同じ。))の属する会計年度の前会計年度から基準日まで引き続き続く場合における当該前会計年度において在職した期間を含む。)



二 職員から引き続いて会計年度任用職員となった場合における当該職員として在職した期間（当該会計年度任用職員として基準日まで引き続き在職している場合に限る。）

3 前項第二号の職員は、次に掲げる者（会計年度任用職員を除く。）とする。

一 給与条例の適用を受ける職員

二 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）の適用を受ける職員

三 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十四号）の適用を受ける職員

四 埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十三年埼玉県条例第八十八号）の適用を受ける職員

五 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十一年埼玉県条例第七十一号）の適用を受ける職員

六 技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第四号）の適用を受ける職員

七 技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号）の適用を受ける職員

八 特別職の職員（地方公務員法第三条第三項第一号から第四号までに掲げる特別職に属する県の職員（臨時又は非常勤の者を除く。））

（期末手当の在職期間の特例）

第十一条 会計年度任用職員の期末手当に係る在職期間には、基準日以前六月以内の期間において、会計年度任用職員として在職した期間を算入する。

2 基準日前一月以内において退職し、又は失職した前条第三項各号に掲げる職員のうち当該職員としての在職期間は、会計年度任用職員の期末手当に係る在職期間に算入しない。

（期末手当基礎額）

第十二条 月額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員に係る期末手当基礎額は、それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した第一号会計年度任用職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日をいう。以下この条において同じ。）現在においてその者が受けるべき基本報酬の月額とする。

2 日額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員に係る期末手当基礎額は、それぞれその基準日が属する月においてその者が受けるべき一月分の基本報酬の額とする。

3 前項の規定にかかわらず、各月ごとの勤務日数が異なる第一号会計年度任用職

員に係る期末手当基礎額は、基準日前六月以内の期間（基準日における職と同一の職に係るものに限る。）においてその者が受けた基本報酬の額の一月当たりの平均額とする。

（特別の事情がある者の期末手当）

第十三条 前三条の規定にかかわらず、同一の期間において二以上の業務に従事している等特別の事情がある者に係る期末手当の支給については、知事が別に定める。

（条例第三条の規則で定める者及びその者に対する報酬の基本額）

第十四条 条例第三条の規則で定める者及びこれに対する報酬の基本額は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十五条の二に規定するスクールカウンセラー 日額二万五千七百五十円

二 学校教育法施行規則第六十五条の三に規定するスクールソーシャルワーカー 日額一万四十円

（条例第四条の規則で定める者等）

第十五条 条例第四条の規則で定める者は、県が実施する語学指導等を行う外国青年招致事業により任用する外国青年とする。

2 前項に規定する第一号会計年度任用職員には、次の報酬額表を適用する。

号給	報酬月額
1	280,000円
2	300,000
3	325,000
4	330,000

3 第一項に規定する会計年度任用職員の号給は、その者が同種の職務に在職した年数等に応じて、知事が別に定めるところにより決定する。

4 第一項に規定する第一号会計年度任用職員に対しては、期末手当は支給しない。

5 第一項に規定する第一号会計年度任用職員の時間外勤務手当に相当する報酬その他の報酬の支給については、知事が別に定める。

（給料の額）

第十六条 条例第六条第二項の第二号会計年度任用職員の給料の額は、報酬等基準額とする。

2 第五条第三項の規定は、行政事務報酬等基準額表の適用を受ける第二号会計年度任用職員の給料の額について準用する。

(報酬等の減額)

第十七条 会計年度任用職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない一時間につき、次項に規定する勤務一時間当たりの報酬の額又は第三項に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して報酬等を支給する。ただし、その勤務しない時間が月の初日から末日までの期間において勤務すべき全時間である場合の減額すべき額は、その月の分の基本報酬又は給料及び地域手当の全額とする。

2 前項に規定する勤務一時間当たりの報酬の額は、月額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員にあつてはその者の基本報酬の月額に十二を乗じ、その額をその者について定められた一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額(その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額)とし、日額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員にあつては第九条第二項に規定する額とする。

3 第一項に規定する第二号会計年度任用職員の勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額(その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額)とする。

(委任)

第十八条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の報酬等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 行政事務報酬等基準額表の適用を受ける会計年度任用職員に対する第四条第一項の規定の適用については、同項中「一号給」とあるのは、平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間にあつては「十九号給」と、平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間にあつては「十三号給」と、平成三十四年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間にあつては「七号給」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 条例附則第二条第一項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当

該各号に定めるとおりとする。

一 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）において、一週間当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職していた者 特定期間において受けていた報酬の月額

二 前号に掲げる者以外の者 特定期間において、一週間当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬月額に相当する額（その額が特定期間において受けていた報酬の月額を超える場合にあつては、特定期間において受けていた報酬の月額）

4

次の各号に掲げる者に対しては、当該各号に定める額を報酬として支給する。

一 特定期間に月額により報酬を受け、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）から平成三十二年六月三十日までの間に月額により報酬を受けることとなった者 その者の報酬の月額が、特定期間において、一日当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬の月額に相当する額に達しないこととなる場合にあつては、その相当する額

二 特定期間に月額により報酬を受け、施行日から平成三十二年六月三十日までの間に月額により報酬を受けることとなった者 その者の報酬の月額が、特定期間において、一週間当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬の月額に相当する額に達しないこととなる場合にあつては、その相当する額

三 特定期間に月額により報酬を受け、施行日から平成三十二年六月三十日までの間に月額により報酬を受けることとなった者 その者の報酬の月額が、特定期間において、一日当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬の月額に相当する額に達しないこととなる場合にあつては、その相当する額

別表第1（第2条関係）

医療職報酬等基準額表(1)

職種	医師及び歯科医師
号給	月額
1	円 434,300

別表第3（第2条関係）

医療職報酬等基準額表(3)

職種	保健師	看護師 (外来業務以外 の業務に従事するもの)	看護師 (外来業務に 従事するもの)	准看護師 (外来業務以外 の業務に従事するもの)	准看護師 (外来業務に 従事するもの)
号給	月額	月額	月額	月額	月額
	円	円	円	円	円
1	214,200	210,600	201,750	178,600	171,250
2	215,600	212,900	204,050		
3	217,000	215,200	206,350		
4	218,200	217,500	208,650		
5	219,600	219,900	211,050		
6	221,000				
7	222,500				

別表第2（第2条関係）

医療職報酬等基準額表(2)

職種	薬剤師 獣医師	管理栄養士	栄養士（管 理栄養士を 除く。） 衛生検査技 師	診療放射線 技師 臨床検査技 師 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士	義肢装具士	歯科衛生士	歯科技工士
号給	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	241,500	201,750	179,550	198,500	207,700	189,200	196,400
2			181,450	200,000		191,000	198,300
3			183,350	201,500		192,500	200,200
4			185,250	203,000		194,400	202,100
5			187,050	204,600		196,400	203,900
6			188,950	205,900		198,300	205,800
7			190,850	207,400		200,200	207,700
8			192,350	210,300		202,100	
9			193,850			203,900	
10			195,350			205,800	
11			196,950			207,700	
12			198,250				
13			199,750				
14			201,750				

19	175,400	212,400
20	178,000	213,700
21	180,700	214,800
22	182,400	215,900
23	184,000	216,900
24	185,700	218,000
25	187,200	219,100

別表第4（第2条関係）

行政事務報酬等基準額表

職種	前記以外の職	
	標準的な会計年度任用職員の職務を行うもの	相当の知識又は経験を必要とする会計年度任用職員の職務を行うもの
号給	月額	月額
	円	円
1	148,600	187,200
2	149,700	188,900
3	150,800	190,700
4	151,900	192,400
5	153,000	194,000
6	154,400	195,400
7	155,700	196,900
8	157,000	198,400
9	158,300	199,700
10	159,800	201,000
11	161,300	202,200
12	162,900	203,500
13	164,200	204,800
14	165,700	206,100
15	167,200	207,400
16	168,700	208,700
17	170,100	209,800
18	172,800	211,100

別表第5（第5条、第16条関係）

報酬等の調整額表

調整数	調整額
	円
1	5,500
2	11,000
3	16,500
4	22,000

## 規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第三十三号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（次条第二項において「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があつた場合においても、同様とする。

第四条に次の一項を加える。

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務又は通勤により生じたものでないと認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。

一 実施機関の長の職及び氏名

二 被災職員の氏名

三 傷病名

四 災害発生年月日

五 公務上の災害又は通勤による災害でないと認定した理由

第八条中「三十万五千元」を「三十一万五千元」に改める。

第十八条第一項第三号中「リハビリテーション」を「リハビリテーション」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十七条を第二十八条とし、第二十六条を第二十七条とし、第二十五条の次に次の一条を加える。

（審査の申立ての教示）

第二十六条 実施機関は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、第二十二条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

様式第二号を次のように改める。



公務災害認定通知書

年 月 日

.....様

（実施機関の職・氏名）

.....印

あなたは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年埼玉県条例第51号）の規定に基づき、下記の災害に対する補償を受けることができますので、通知します。

記

1 被災職員の氏名.....

2 認定番号.....

3 災害発生年月日.....年 月 日.....

4 傷病名.....

.....

教 示

この決定に不服がある場合には、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県公務災害補償等審査会に対して審査請求をすることができます。

## 補 償 の 内 容

### 1 あなたが被災職員である場合

#### (1) 療養補償

公務上の負傷又は疾病については、下の範囲で療養上相当と認められるものを療養補償として受けることができます。

ア 診 察

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療

エ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

オ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

カ 移 送

#### (2) 休業補償

公務上の負傷又は疾病の療養のため勤務することができない場合で給与を受けないときは、その期間、補償基礎額の  $\frac{60}{100}$  に相当する金額の休業補償を受けることができます。

#### (3) 傷病補償年金

公務上の負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6か月を経過した日以後において、条例に定められている程度の障害の状態が継続しているときは、その期間、その程度に応じて傷病補償年金を受けることができます。

なお、傷病補償年金を受ける場合には、休業補償を受けることができません。

#### (4) 障害補償

公務上の負傷又は疾病が治ったとき、条例に定められている程度の障害が残ったときは、その程度に応じて年金又は一時金の障害補償を受けることができます。

#### (5) 障害補償年金前払一時金

年金の障害補償を受けることができる場合は、申出により、障害の程度に応じた額の範囲で選択した障害補償年金前払一時金を受けることができます。

なお、障害補償年金前払一時金を受ける場合には、年金の支給は、一定期間停止されることとなります。

(6) 介護補償

傷病補償年金又は年金の障害補償を受けることができる場合で、規則で定める程度の障害により常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、実際に介護を受けているときは、その期間（病院等に入院している期間を除く。）、介護補償を受けることができます。

2 あなたが被災職員以外の者である場合

(1) 遺族補償

あなたが公務上通勤により死亡した職員の遺族であつて、職員の死亡の当時、その収入によつて生計を維持しており、次の①から⑦までに該当する場合は年金の、その他の場合は一時金の遺族補償を受けることができます。ただし、職員の死亡の当時、条例で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、年齢に関係なく年金を受けることができます。

- ① 妻及び60歳以上の夫
- ② 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- ③ 60歳以上の父母
- ④ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- ⑤ 60歳以上の祖父母
- ⑥ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は60歳以上の兄弟姉妹
- ⑦ 55歳以上60歳未満の夫、父母、祖父母又は兄弟姉妹

遺族補償年金を受ける順位は、上記①から⑦までの番号のとおりであり、⑦に掲げる者にあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序となります。遺族補償年金は、上記の順序による最先順位者（遺族補償年金を受ける権利を有する者）に対して支給されます。ただし、⑦に掲げる者は、60歳に達するまでの間は、遺族補償年金の支給が停止されます。

なお、①、③、⑤及び⑥の「60歳以上」とある部分は、下の表の「職員の死亡した日」の欄の区分に応じて、(ア)の欄に掲げるとおりとなります。

また、⑦の「55歳以上60歳未満」とある部分は、下の表の「職員の死亡した日」の欄の区分に応じて、(イ)の欄に掲げるとおりとなり、(ウ)の欄に掲げる年齢に達するまでの間は、遺族補償年金の支給が停止されます。

職員の死亡した日	(ア)	(イ)	(ウ)
----------	-----	-----	-----

昭和61年9月30日まで	55歳以上		
昭和61年10月1日から 昭和62年9月30日まで	56歳以上	55歳	56歳
昭和62年10月1日から 昭和63年9月30日まで	57歳以上	55歳以上 57歳未満	57歳
昭和63年10月1日から 平成元年9月30日まで	56歳以上	55歳以上 58歳未満	58歳
平成元年10月1日から 平成2年9月30日まで	56歳以上	55歳以上 59歳未満	59歳

(2) 遺族補償年金前払一時金

あなたが、(1)により遺族補償年金を受ける権利を有する場合には、申出により、一定の額の範囲で選択した遺族補償年金前払一時金を受けることができます。

なお、遺族補償年金前払一時金を受ける場合には、遺族補償年金の支給は、一定期間停止されることとなります。

(3) 葬祭補償

あなたが<sup>公務上</sup><sub>通勤により</sub>死亡した職員の葬祭を行う者である場合は、通常葬祭に要する費用を考慮して条例施行規則で定める金額の葬祭補償を受けることができます。

(4) 障害補償年金差額一時金

あなたが障害補償年金の受給権者の遺族であつて、死亡した受給権者に支給された障害補償年金及び障害補償年金前払一時金の合計額が、条例に定める障害の程度に応じた額に満たないときは、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を受けることができます。

(5) 未支給の補償

あなたが補償の受給権者の遺族であつて、死亡した受給権者に支給されるべき補償でまだ支給されなかつた分がある場合は、その未支給分の補償を受けることができます。

3 一部負担金

あなたが通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員である場合は、一部負担金を納付しなければなりません。

〔注意事項〕

- 1 あなたは、上記の事由に該当したときは、それぞれの事由に応ずる補償が受けられますので、速やかに請求書を提出してください。ただし、条例の規定により制限を受ける場合もありますので、被災職員の所属機関とよく連絡をとって、その指示を受けてください。
- 2 補償を受ける権利は、2年間（傷病補償年金、障害補償及び遺族補償については、5年間）行わないときは、時効によつて消滅します。
- 3 実施機関の行う補償の実施について不服がある場合には、条例施行規則に定める手続に従つて、埼玉県公務災害補償等審査会に対して審査請求をすることができます。
- 4 その他詳細については、被災職員の所属機関に問い合わせてください。



# 規 則

埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県規則第三十四号

埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則

埼玉県庁舎管理規則（昭和四十二年埼玉県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表中

草加保健所及び越谷児童相談所  
草加支所の庁舎

草加保健所長

を

草加児童相談所及び草加保健所の庁舎

草加児童相談所長

に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県知事の資産等の公開に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第三十五号

埼玉県知事の資産等の公開に関する規則等の一部を改正する規則

(埼玉県知事の資産等の公開に関する規則等の一部改正)

第一条 次に掲げる規則の規定中「県民生活部県政情報センター」を「総務部文書課」に改める。

一 埼玉県知事の資産等の公開に関する規則(平成七年埼玉県規則第四百号)第

八条第三項

二 埼玉県情報公開審査会規則(平成十七年埼玉県規則第七十四号)第七条

三 埼玉県個人情報保護審査会規則(平成十七年埼玉県規則第七十五号)第九条

(知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第二条 知事の保有する個人情報の保護等に関する規則(平成十七年埼玉県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

別表中「県政情報センター」を「文書課」に改める。

様式第六号中「~~附則~~」を削る。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条中様式第六号の改正規定は、公布の日から施行する。



## 規 則

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第三十六号

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

火薬類取締法施行細則（昭和二十六年埼玉県規則第七号）の一部を次のように改正する。

様式第三号中「あて先」や「宛先」に改め、同様式の備考に次のように加える。

3 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印すること  
に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人  
が自署するものとする。

様式第四号中「あて先」や「宛先」に改め、同様式の備考に次のように加える。

3 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印すること  
に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人  
が自署するものとする。

様式第五号中「あて先」や「宛先」に改め、同様式の備考に次のように加える。

3 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印すること  
に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人  
が自署するものとする。

様式第六号中「あて先」や「宛先」に改め、同様式の備考に次のように加える。

3 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印すること  
に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人  
が自署するものとする。

様式第七号中「あて先」や「宛先」に改め、同様式の備考に次のように加える。

3 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印すること  
に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人  
が自署するものとする。

様式第八号中「あて先」や「宛先」に改め、同様式の備考を次のように改める。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印すること  
に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人  
が自署するものとする。

様式第九号中「あて先」や「宛先」に改め、同様式の備考を次のように改める。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。  
2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印すること  
に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人  
が自署するものとする。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。  
2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印すること  
に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人  
が自署するものとする。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。  
2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印すること  
に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人  
が自署するものとする。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。  
2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印すること  
に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人  
が自署するものとする。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。  
2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印すること  
に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人  
が自署するものとする。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。  
2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印すること  
に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人  
が自署するものとする。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。  
2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印すること  
に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人  
が自署するものとする。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。  
2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印すること  
に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人  
が自署するものとする。

様式第十六号中「あて先」や「宛先」に定める回線等の備考を次のように定める。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印すること  
に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人  
が自署するものとする。

様式第十七号中「あて先」や「宛先」に定める回線等の備考を次のように定める。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印すること  
に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人  
が自署するものとする。

様式第十八号中「あて先」や「宛先」に定める回線等の備考を次のように定める。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印すること  
に代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人  
が自署するものとする。

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の火薬類取締法施行細則に定める様式による用紙は、当  
分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第三十七号

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

浄化槽法施行細則（昭和六十年埼玉県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の備考に次のように加える。

4 報告者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

様式第二号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の備考に次のように加える。

3 報告者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

様式第三号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の備考に次のように加える。

3 報告者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の浄化槽法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第三十八号

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則（平成七年埼玉県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号又(1)中「一以上」を「客室の総数に百分の一を乗じて得た数以上」に改める。

様式第二号（一）の9ア中「1以上」を「~~客室の総数~~に1/100を乗じて得た~~数以上~~」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成三十一年九月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に着手する特定生活関連施設の新築（生活関連施設以外の建築物の用途を変更して特定生活関連施設とすることを含む。）又は整備基準に係る部分の増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替え（以下この項において「新築等」という。）について適用し、同日前に着手した新築等については、なお従前の例による。



又は 日間	1月目	円	2月目	円	3月目	円
	4月目	円	5月目	円	6月目	円

以下「あて先」を

「宛先」を

医師 同意	同意年月日	年 月 日	記
	指定医療機関名		
同意	所在地		2
	医師氏名		

を

載者	
医師	
施術者	

医師 同意	同意年月日	年 月 日
	指定医療機関名	
同意	所在地	
	医師氏名	
注意	注意事項等	


以下「あて先」を「3か月」を「6か月」に改め、医療費の

表中「3か月」を「6か月」を「4か月目」を「7か月目」に改め、医療費の  
表中4を5の5を4とす。

- 基本チェックリスト該当  
 ・要支援1・2」に該当「指定居宅介護支援事業者」の並び「・指定介護予防支

居宅介護 介護予防	施設介護	居宅介護支援	
		介護予防支援 本人支払額	

「事業者」を以下

居宅介護 介護予防・ 日常生活支援	施設介護	





進学準備給付金申請書

年 月 日

(宛先)  
埼玉県 福祉事務所長

申請者(大学等に進学する者)  
住所又は居所  
氏 名 ㊟

進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 世帯主の氏名
- 2 大学等に進学する者の生年月日 年 月 日
- 3 進学先学校名
- 4 進学後の居住先(該当するものにチェックしてください。)  
 大学等進学前の住宅と同じ  
 転居により大学等進学前と異なる住居に居住(居住(予定)地を記載してください。)  
居住(予定)地
- 5 関係書類  
(1) 入学手続に着手していることが確認できる次のいずれかの書類  
ア 入学金を納付したことを証明する書類の写し  
イ 入学金延納(進学後に納付すること)を申請した書類の写し  
ウ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書、進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し  
(2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し  
(3) その他支給決定に当たり必要な書類  
※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する大学等の合格通知書、新たに居住する住居の賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでに上記(1)から(3)までの書類を提出してください。
- 6 進学準備給付金振込先(大学等に進学する者の口座に限ります。)  
金融機関名 銀行・信用金庫・信用組合  
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)  
支店名 支店(ゆうちょ銀行を除く。)  
記号 

--	--	--	--	--

 支店(ゆうちょ銀行の場合)  
預金種類  普通預金  当座預金  
(該当するものにチェックしてください。)  
口座番号 

--	--	--	--	--	--	--

 (右に詰めて記載してください。)  
(カナ)  
口座名義人  
※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写し等の書類を添付してください。

様式第53号(第22条関係)

(表面)

進学準備給付金支給(不支給)決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県 福祉事務所長 印

年 月 日付けで申請のあつた生活保護法による進学準備給付金について、次のとおり決定したので通知します。

1 支給の可否

- 支給  
 不支給

2 進学準備給付金を支給する場合の支給額、支給日及び支給方法

支給額 円  
支給日 年 月 日  
支給方法

3 不支給の場合、その理由

(備考)

この決定通知が申請受理後14日を経過した理由

(裏面)

教 示

1 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。この場合、訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合は、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は、70日）を経過しても裁決がないとき。

② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第54号（第23条関係）

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を  
徴収金の納入に充てる旨の申出書  
（生活保護法第77条の2第1項に基づく徴収金の場合）

私は、           年    月分からの保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）  
及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）より、毎月           円を           年    月  
          日付け費用徴収決定通知による生活保護法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金  
の支払に充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収  
金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

年    月    日

住所又は居所

氏           名

㊟

（宛先）

埼玉県    福祉事務所長

## 附 則

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、様式第十二号、様式第十五号（三）及び様式第二十六号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の生活保護法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

# 規則

埼玉県立嵐山郷管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県規則第四十号

埼玉県立嵐山郷管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立嵐山郷管理規則（昭和五十一年埼玉県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「氏名、職業等」を「氏名等」に改める。

様式第二号中

「小学校・中学校・高等学校  
（普通学級・特別支援学級）  
特別支援学校（小・中・高）」

を

「小学校・中学校・義務教育学校  
（普通学級・特別支援学級）  
特別支援学校（小・中・高）」

校・  
に改める。

様式第三号中「医師氏名」を「医師氏名（自署又は記名押印）」に改める。

様式第五号中「氏名」を「氏名（自署又は記名押印）」に改める。

様式第八号中「申請者住所氏名」を「申請者住所氏名（自署又は記名押印）」に改める。

署又は記名押印）<sup>㊤</sup>」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第四十一号

埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則（昭和五十七年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

一 脳神経内科

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第四十二号

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（昭和四十六年埼玉県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

様式第六号（表面）中 「うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数」を「うち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数」に改め、同様式（裏面）中 「うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数」を「うち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。





- 以下である者であつて、他の者の控除対象配偶者又は扶養親族でないものに限る。(3)において同じ。)を有するもの((2)に掲げる者を除く。)
- (2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下であるもの
- (3) 婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないものうち、その者と生計を一にする子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下であるもの
- 6 5 (1)から(3)までのいずれかに該当する者であつて、前年の合計所得金額が地方税法第295条第1項第2号の規定に該当しないものについて、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、5(1)又は(3)に該当する場合にあつては26万円を、5(2)に該当する場合にあつては30万円を控除するものとし、2における所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、5(1)又は(3)に該当する場合にあつては27万円を、5(2)に該当する場合にあつては35万円を控除するものとする。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第二の備考5の規定は、平成三十年七月一日以後の助産の実施、母子保護の実施、児童福祉法施行細則第二十九条第一項に規定する措置又は児童自立生活援助の実施（以下この項において「措置等」という。）に要する費用の徴収から適用し、同日前の措置等に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

# 規則

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県規則第四十四号

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成十年埼玉県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

様式第六号中

住所	氏名	年齢
		歳（ 年 月

住所	氏名

に改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正前の埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

埼玉県農林公園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第四十五号

埼玉県農林公園管理規則の一部を改正する規則

埼玉県農林公園管理規則（昭和六十三年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（一）及び様式第一号（二）中「~~あひ~~あ」を「~~あ~~あ」に改め、「~~あ~~あ」を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県農林公園管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

埼玉県農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第四十六号

埼玉県農業大学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県農業大学校管理規則（平成十五年埼玉県規則第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第八条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県森林科学館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第四十七号

埼玉県森林科学館管理規則の一部を改正する規則

埼玉県森林科学館管理規則（平成六年埼玉県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（一）及び様式第一号（二）中「~~あひ~~」を「~~あ~~」に改め、「~~あ~~」を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県森林科学館管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第四十八号

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和五十二年埼玉県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「以内」の下に「（森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第三十七条第四項に規定する林業経営者が貸付けを受ける場合にあつては、十五年以内）」を加える。

附則第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

この規則中附則第二項の改正規定は公布の日から、第二条第一項第二号の改正規定は平成三十一年四月一日から施行する。

## 規 則

森林病虫害等防除法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第四十九号

森林病虫害等防除法施行細則の一部を改正する規則

森林病虫害等防除法施行細則（昭和二十七年埼玉県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定中「あひせ」を「宛先」に、「氏名

④」を「氏名（田舎又は記名押印）」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の森林病虫害等防除法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。



## 規 則

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第五十号

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

様式第二号（裏面）の備考に次のように加える。

15 設計者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第三号の備考を次のように改める。

備考 1 資格に関する最終学歴、資格、免許等及び国土交通大臣が同等以上と認めた事項については、それらを証明することのできる書面（卒業証明書等）を添付すること。

2 設計者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第六号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の備考に次のように加える。

5 届出者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

「埼玉県収入証紙 貼り付け箇所」を「埼玉県収入証紙 貼付け箇所」に改める。

を「宛先」に改め、同様式の備考に次のように加える。

5 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第六号の四中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の備考を次のように改める。

備考 1 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

なお、設計の変更の場合は、別途設計説明書及び設計図を添付すること。

2 届出者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第二十号中「あて先」や「宛先」に姓名・回覧名の記載がある。

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。

2 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第二十号中  
「  
埼玉県収入証紙  
はり付け箇所  
」  
や  
「  
埼玉県収入証紙  
貼付け箇所  
」  
に「あて先」や

「宛先」に姓名・回覧名の記載がある。

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。

2 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第二十号中  
「  
埼玉県収入証紙  
はり付け箇所  
」  
や  
「  
埼玉県収入証紙  
貼付け箇所  
」  
に「あて先」や

「宛先」に姓名・回覧名の記載がある。

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。

2 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第二十号中  
「  
埼玉県収入証紙  
はり付け箇所  
」  
や  
「  
埼玉県収入証紙  
貼付け箇所  
」  
に「あて先」

や「宛先」に姓名・回覧名の記載がある。

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。

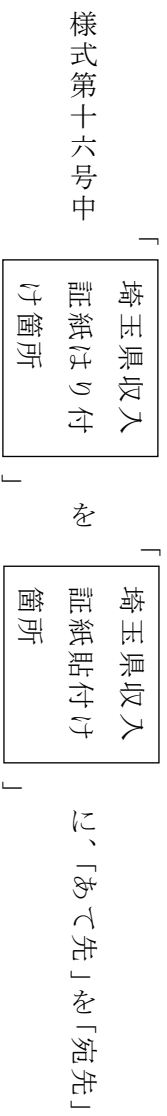
2 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第二十号中  
「  
埼玉県収入証紙  
はり付け箇所  
」  
や  
「  
埼玉県収入証紙  
貼付け箇所  
」  
に「あて先」

や「宛先」に姓名・回覧名の記載がある。

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。

2 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。



に改め、同様式の備考を次のように改める。

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
- 2 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 様式第十七号中「あて先」や「宛先」に改め、同様式の備考を次のように改める。
- 備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
- 2 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 様式第十八号中「あて先」や「宛先」に改め、同様式の備考を次のように改める。
- 備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
- 2 届出者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。



- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第五十二号

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表七六の項中「三五六」を「三一二」に改め、同表中三三〇の項を三三一の項とし、三二二の項から三二九の項までを一項ずつ繰り下げ、同表三二一の項中「字道佛」を「道佛三丁目」に改め、同項を同表三二二の項とし、同表中三二〇の項を三二一の項とし、一六七の項から三一九の項までを一項ずつ繰り下げ、一六六の項の次に次のように加える。

一六七	春日部アイリス米島住宅	春日部市米島	中層耐火	四九・九〇	二〇
-----	-------------	--------	------	-------	----

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 規則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第五十三号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「改革政策局長、地域政策局長」を「政策・財務局長、地域経営局長、人財政策局長」に改める。

第三条の二第一項中「、副研究所長」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第四百四条の四第一項に次のただし書を加える。

ただし、知事が当該単価契約の手續を要しないと認めるものにあつては、この限りでない。

第二百十条の六中「担保」の下に「又は電磁的記録で作成された保管有価証券」を加える。

第七十六条第二項中「電磁的記録で作成されている」を「物品管理システム（物品の管理を行うための電子情報処理組織をいう。第八十六条第二項において同じ。）に記録されている」に改める。

第七十七条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第八十六条第二項中「（物品の管理を行うための電子情報処理組織をいう。）及び「その他会計管理者が定める場合」を削る。

第八十九条第二項第一号を次のように改める。

一 第七十七条各号に掲げる物品（知事が特に必要と認めるものを除く。）

第八十九条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第二百九条第一項の表企画財政部企画総務課の項中「企画財政部企画総務課」の下に「及び情報システム課」を加え、同表県民生活部県政情報センターの項を削り、同表危機管理防災部危機管理課の項中「課長があらかじめ指定する主幹」及び「課長があらかじめ指定する職員」を「同」に改め、同表教育局福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課及び人権教育課の項中「教育局福利課」を「教育局財務課、福利課」に改め、同表春日部保健所及び熊谷保健所の項の次に次のように加える。

草加保健所	副所長（兼務である副所長を除く。）	所長があらかじめ指定する職員（草加児童相談所を本務とする職員に限る。）
	草加児童相談所を本務とする副所長	所長があらかじめ指定する職員（草加児童相談所を本務とする職員に限る。）

第二百九条第一項の表産業技術総合センターの支所の項中欄中「指定する」の下に「副所長又は」を加え、同表農業技術研究センターの項中欄中「同」を「所長があらかじめ指定する副所長又は担当部長」に改め、同表水産研究所の項中欄中「同」を「所長があらかじめ指定する担当部長」に改め、同表県立久喜図書館の項を削り、同表県立さきたま史跡の博物館、県立近代美術館、県立加須げんきプラザ及び県立大滝げんきプラザの項中「、県立近代美術館」を削り、「同」を「所長があらかじめ指定する職員」に改め、同項の次に次のように加える。

県立近代美術館	教育主幹	同
---------	------	---

第二百九条第二項の表埼玉県行政組織規則第三条から第五条までに規定する課及びセンター（総務部文書課並びに農林部畜産安全課、生産振興課及び森づくり課を除く。）の項中「総務部文書課並びに」を「総務部文書課、」に改め、「森づくり課」の下に「並びに都市整備部市街地整備課」を加え、同表農林部畜産安全課、生産振興課及び森づくり課の項の次に次のように加える。

都市整備部市街地整備課	同
-------------	---

第二百九条第二項の表教育局の課（教育政策課を除く。）の項中「課（」の下に「総務課及び」を加え、同表教育局教育政策課の項中「教育局教育政策課」を「教育局総務課及び教育政策課」に改め、同表警察本部の課（交通指導課を除く。）、「室、所、隊、市警察部総務課及び方面本部の項中「課（」の下に「会計課及び」を加え、同表警察本部交通指導課の項中「警察本部交通指導課」を「警察本部会計課及び交通指導課」に改め、同表所轄所（防災航空センター、東部環境管理事務所、環境整備センター、高等看護学院、花と緑の振興センター、八潮新都市建設事務所、営繕・公園事務所、総合教育センター江南支所、県立嵐山史跡の博物館、県立の学校（川越特別支援学校、大宮北特別支援学校、草加かがやき特別支援学校及びけや



き特別支援学校を除く。)及び警察学校並びに次の項から警察署の項までのものを除く。)の項中「、宮繕・公園事務所」を削り、同表南児童相談所、川越児童相談所、熊谷児童相談所及び越谷児童相談所の項中「及び越谷児童相談所」を「、越谷児童相談所及び草加児童相談所」に改め、同表農業大学の項の次に次のように加える。

水産研究所	同
-------	---

様式第二十二号(一)中「めて先」を「宛先」に、「氏名」を「氏名<sup>ナリ</sup>」に改める。

様式第四十二号(二)中「~~氏名~~」を削る。

様式第六十三号(二)を次のように改める。

様式第63号(2) (第77条関係)

収 納 金 日 計 表

No. \_\_\_\_\_

①

書類区分			元号		年度		
1	3	4	5	6	7	8	
F	4	1					

通知書件数	
9	11
件	

電 算 用

区 分	収 納 額										負符号			
本日分	12										25	26		
	十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

収納年月日	金融機関コード
27	32
	33
	39

誤った日の記入欄	
40	45

(宛先)  
埼玉県会計管理者

埼玉県指定金融機関、指定代理金融機関  
又は収納代理金融機関

㊟

(注) 1 金額の頭部に「¥」、「△」又は「-」等の符号を記入しないこと。  
 2 金額がマイナスの場合には、「負符号」の欄に「-」の符号を必ず記入すること。  
 3 「収納年月日」及び「金融機関コード」は、必ずゴム印を使用すること。  
 4 県営住宅家賃等(磁気テープ交換収納分)及び入学期等(磁気テープ交換収納分)については、書類区分を各々「F43」又は「F44」として作成すること。

金融機関→会計管理課

「年度」  

6	8
—	—
—	—

を  
「年度」  

6	7	8
—	—	—
—	—	—

に改め

「予定価格」  
 (予定価格の100/108) 円) 「予  
 最低制限価格 (を  
 (最低制限価格の100/108) 円) ]」

定 価 格 円  
 ※予定価格の100/108 (又は1000/110) 円) 円) 同様式  
 最低制限価格 円) ]」

(※最低制限価格の100/108 (又は1000/110) 円) ]」  
 の備考中4を5とし、1から3をびを2から4をびとし、1として次のように加える。

- ※印の欄には、100を当該契約に適用される消費税及び地方消費税の税率に相当する数に100を加えた数で除して得た割合を、予定価格又は最低制限価格の額に乗じて得た額を記入すること。

様式第百十五号中「(日本工業規格B列4番)」を削る。  
 様式第百二十一号(四)、様式第百二十一号(十三)及び様式第百二十六号(三)中「(日本工業規格A列4番)」を削る。

附 則

- この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- この規則による改正前の埼玉県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

埼玉県教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

### 埼玉県教育委員会規則第七号

埼玉県教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会傍聴人規則（平成十一年埼玉県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第七条第七号中「録音」の下に「（第四条の規定により傍聴券の交付を受けた者が教育長の許可を得て行う録音を除く。）」を加える。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

埼玉県教育委員会が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

### 埼玉県教育委員会規則第八号

埼玉県教育委員会が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則  
埼玉県教育委員会が行う公文書の開示等に関する規則（平成十三年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「県民生活部県政情報センター所長」を「総務部文書課長」に改める。  
第二条中「県民生活部県政情報センター」を「総務部文書課」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

### 埼玉県教育委員会規則第九号

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「県民生活部県政情報センター所長」を「総務部文書課長」に改め、「次に掲げる事務」を「条例第十四条第一項の規定により、教育委員会が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表する事務（第六条の規定に基づく事務を含む。）」に改め、同条各号を削る。

第二十三条中「県民生活部県政情報センター」を「総務部文書課」に改める。

別表中「県政情報センター」を「別途通知により指定する場所」に改める。

様式第六号中「~~総務部~~」を削る。

### 附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 規 則

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

### 埼玉県教育委員会規則第十号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年埼玉県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「受けるもの」の下に「（次号及び第三号に掲げる教育職員を除く。）」を加える。

第三条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同条第三号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 条例第十二条の九第一項に規定する教育職員のうち、学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第三十号）第七条の二第一項の規定による夜間学級担当手当（以下「夜間学級担当手当」という。）を支給される教育職員で、夜間学級（夜間において授業を行うものに限る。）を置く学校に勤務するもの

その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第一に掲げる額に四分の三を乗じて得た額（夜間学級担当手当の支給を受けない期間にあつては、別表第一に掲げる額）

三 条例第十二条の九第一項に規定する教育職員のうち、夜間学級担当手当を支給される教育職員で、前号に掲げる教育職員以外のもの

その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第一に掲げる額に四分の二を乗じて得た額（夜間学級担当手当の支給を受けない期間にあつては、別表第一に掲げる額）

### 附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 規 則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

### 埼玉県教育委員会規則第十一号

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則（平成十一年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二号を加える。

四 条例第四条第一項第四号に掲げる職員 市町村立の中学校等（中学校及び義務教育学校の後期課程をいう。以下同じ。）の夜間学級における授業のための勤務

五 条例第四条第一項第五号に掲げる職員 市町村立の中学校等の夜間学級以外の学級における授業のための勤務

第八条を第九条とする。

第七条第二項中「第五条第一項第一号」の下に「及び条例第七条の二第一項」を加え、同項に次のただし書きを加え、同条を第八条とする。

ただし、条例第七条の二第一項の特殊勤務手当は、月の一日から末日までの間において引き続き十六日以上次の各号のいずれかに該当する場合には、支給しない。

一 出張中の場合

二 研修中の場合

三 勤務しなかった場合（学校職員の給与に関する条例第十三条において職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）第二十一条第一項の規定を準用する場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号。以下「補償法」という。）第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第一号）に定める派遣職員の派遣先での業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十二号）に定める派遣職員の派遣先団体において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤（当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を補償法第二条第



二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条第二項及び第三項に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病又は同条例に定める退職派遣者の特定法人において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤（当該特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条第二項及び第三項に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。）

第六条の次に次の一条を加える。

（夜間学級担当手当）

第七条 条例第七条の二第一項の教育委員会規則で定める額は、同項に規定する職を占める学校職員の職務の級に応じて、次の各号に掲げる額（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された学校職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものにあつてはその額に学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下この項及び第三項において「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下この項において「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている学校職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている学校職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数とす、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

一 一級 一万四千元

二 二級 一万八千元

三 特二級 一万九千元

四 三級 二万円

五 四級 二万千元

2 学校職員の給与に関する条例第十二条の六の規定による管理職手当の支給を受ける者に係る条例第七条の二第一項の教育委員会規則で定める額は、前項の規定

にかかわらず、同項の規定による額に百分の八十を乗じて得た額とする。

3 条例第七条の二第二項の教育委員会規則で定める夜間の業務は、勤務時間条例第八条第一項に規定する正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後七時後翌日の午前六時三十分前に行われる業務とする。

別表小学校の項中「小学校」の下に「等」を加え、同表中学校の項中「中学校」の下に「等」を加える。

別表備考二中「小学校」の下に「等（小学校及び義務教育学校の前期課程）」を加え、同表備考三中「中学校」の下に「等」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 規 則

学校職員の通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

### 埼玉県教育委員会規則第十二号

学校職員の通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則

(学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第一条 学校職員の通勤手当に関する規則(昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第八条」の下に「第一項」を加える。

(定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部改正)

第二条 定時制通信教育手当の支給に関する規則(昭和三十五年埼玉県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第八条」の下に「第一項」を加える。

(学校職員の宿直勤務及び日直勤務に関する規則の一部改正)

第三条 学校職員の宿直勤務及び日直勤務に関する規則(昭和三十七年埼玉県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条」の下に「第一項」を加える。

### 附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 規 則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び学校職員の宿直勤務及び日直勤務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

### 埼玉県教育委員会規則第十三号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び学校職員の宿直勤務及び日直勤務に関する規則

(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第一条 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年埼玉県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の二条を加える。

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第五条の二 教育委員会は、学校職員に時間外勤務(条例第八条第二項の規定に基づく勤務をいう。以下同じ。)を命ずる場合には、必要最小限の勤務を命ずるものとし、学校職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

2 教育委員会は、短時間勤務職員(条例第三条第二項から第四項までに規定する学校職員をいう。)に時間外勤務を命ずる場合には、短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める学校職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)

第五条の三 教育委員会は、学校職員に時間外勤務を命ずる場合には、一箇月(月の初日から末日までをいう。以下この条において同じ。)について四十五時間及び一年(四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下この条において同じ。)について三百六十時間(次項において「限度時間」という。)を超えて勤務をさせてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時又は緊急に限度時間を超えて学校職員に時間外勤務を命ずる必要がある場合には、次に掲げる時間及び月数の範囲内で、時間外勤務を命ずることができる。

- 一 一箇月において百時間未満
- 二 一年において七百二十時間
- 三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇

月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の一箇月当たりの平均時間について八十時間

四 一年のうち一箇月において四十五時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について六箇月

3 教育委員会は、大規模災害への対応その他校務の運営上真にやむを得ない事由によって臨時の必要がある場合には、前二項に規定する時間又は月数を超えて学校職員に時間外勤務を命ずることができる。

4 教育委員会は、前項の規定に基づき学校職員に時間外勤務を命じた場合には、当該学校職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、一年の末日の翌日から起算して六箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

5 条例第八条第二項ただし書の県教育委員会規則で定める場合は、校務のため臨時又は緊急の必要がある場合であつて、当該育児短時間勤務職員等（条例第三条第二項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）に条例第八条第二項に規定する勤務を命じなければ校務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

第七条の二中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）をしている学校職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている学校職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）」を「育児短時間勤務職員等」に改める。

第二十条を第二十三条とし、第十九条の次に次の三条を加える。

（非常勤の学校職員の勤務時間）

第二十条 非常勤の学校職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。以下同じ。）の勤務時間は、常勤の学校職員の一週間当たりの勤務時間の範囲内において、教育委員会の定めるところによる。

（非常勤の学校職員の休暇等）

第二十一条 非常勤の学校職員の休暇は、年次休暇、特別休暇及び組合休暇とする。

2 年次休暇は有給の休暇とし、特別休暇は有給又は無給の休暇とし、組合休暇は無給の休暇とする。

第二十二条 非常勤の学校職員の年次休暇は、一の年度（常勤の学校職員が退職後引き続き非常勤の学校職員として任用された場合には、暦年による一年）ごとの休暇とし、その日数は、一週間の勤務時間が二十九時間以上の非常勤の学

校職員にあっては勤続年数に応じて、一週間の勤務時間が二十九時間未満の非常勤の学校職員にあっては勤続年数及び週所定勤務日数（週以外の期間によって所定勤務日数又は所定勤務時数が定められている非常勤の学校職員にあっては一の年度の所定勤務日数又は所定勤務時数）に応じて、二十日の範囲内で教育委員会が定める日数とする。

2 有給の特別休暇は、次の各号に掲げる休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

一 非常勤の学校職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年埼玉県条例第五十一号）の適用を受ける者にあつては同条例第二条の二第一項に規定する通勤、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の適用を受ける者にあつては同法第七条第二項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合の休暇 その療養に必要な期間

二 第十二条第一項第十号に掲げる場合の休暇 別表第三の日数欄に掲げる日数の範囲内の期間

三 第十二条第一項第十二号に掲げる場合の休暇 一週間の勤務時間が二十九時間以上の非常勤の学校職員にあっては四日（ただし、当該期間における勤務日数が四日に満たない非常勤の学校職員にあってはその勤務する日数）の範囲内で、一週間の勤務時間が二十九時間未満の非常勤の学校職員にあっては週所定勤務日数（週以外の期間によって所定勤務日数又は所定勤務時数が定められている非常勤の学校職員にあっては一の年度の所定勤務日数又は所定勤務時数）に応じて三日の範囲内で教育委員会が定める期間

四 第十二条第一項第十四号に掲げる場合の休暇 その都度必要と認められる期間

五 第十二条第一項第十五号に掲げる場合の休暇 その都度必要と認められる期間

六 第十二条第一項第十六号に掲げる場合の休暇 七日の範囲内においてその都度必要と認められる期間

七 第十二条第一項第十七号に掲げる場合の休暇 連続する七日の範囲内の期間

3 無給の特別休暇は、次の各号に掲げる休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

一 前項第一号に定める以外の負傷又は疾病に係る療養のための休暇 一週間の勤務時間が二十九時間以上の非常勤の学校職員にあっては一の年度におい

て十日の範囲内の期間とし、一週間の勤務時間が二十九時間未満の非常勤の学校職員にあっては一の年度において週所定勤務日数（週以外の期間によって所定勤務日数又は所定勤務時数が定められている非常勤の学校職員にあっては一の年度の所定勤務日数又は所定勤務時数）に応じて十日の範囲内で教育委員会が定める期間

二 非常勤の学校職員の出産の場合の休暇 出産予定日六週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）前の日から産後八週間を経過するまでの期間

三 第十二条第一項第二号に掲げる場合の休暇 同号に定める範囲内で必要と認められる期間

四 第十二条第一項第三号に掲げる場合の休暇 同号に定める範囲内で必要と認められる期間

五 妊娠中の非常勤の学校職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇 必要と認められる期間

六 第十二条第一項第四号に掲げる場合の休暇 一週間の勤務時間が二十九時間以上の非常勤の学校職員にあっては十四日の範囲内の期間とし、一週間の勤務時間が二十九時間未満の非常勤の学校職員にあっては週所定勤務日数（週以外の期間によって所定勤務日数又は所定勤務時数が定められている非常勤の学校職員にあっては一の年度の所定勤務日数又は所定勤務時数）に依りて十四日の範囲内で教育委員会が定める期間

七 労働基準法第六十七条に規定する生後満一年に達しない子を育てる場合の育児時間 一日二回各々三十分

八 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する非常勤の学校職員が、当該子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 一の年度において五日（小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあっては、十日）の範囲内の期間

九 要介護家族（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母及び第十四条第一項各号に掲げる者であつて負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 一の年度において五日（要介護家族が二人以上の場合にあっては、十日）の範囲内の期間

十 要介護家族の介護をするため、要介護家族ごとに、三回を超えず、かつ、通算して九十三日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 指定期間内において必要と認められる期間

十一 要介護家族の介護をするため、要介護家族ごとに、連続する三年の期間（当該要介護家族に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 当該連続する三年の期間内において一日につき二時間（当該非常勤の学校職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間が二時間を下回る場合にあつては、当該減じた残りの時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間

十二 生理のため勤務が著しく困難な場合の休暇 必要と認められる期間

十三 第十二条第一項第二十号に掲げる場合の休暇 必要と認められる期間

4 組合休暇は、教育委員会の承認を得て登録された職員団体の業務に従事する場合（登録された職員団体の規約に定める機関で第十三条第一項で定める機関の構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合に限る。）の休暇とし、一の年度について三十日の範囲内とする。

5 第二項第三号の休暇は、六月から九月までの期間内における原則として連続する休暇とし、任用期間が継続して六月以上、かつ、六月一日から九月三十日までの期間のいずれかの日に勤務する非常勤の学校職員に限り、取得することができる。

6 第三項第八号及び第九号の休暇は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤の学校職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤の学校職員で一年度の所定勤務日数が百二十一日以上であるものであつて、六月以上継続勤務しているものに限り、取得することができる。

7 前項の規定は、第三項第十号及び第十一号の休暇について準用する。この場合において、前項中「六月」とあるのは「一年」と読み替えるものとする。

8 第三項第十号の休暇は、当該休暇の期間の初日から九十三日を経過する日（以下この項において「九十三日経過日」という。）を超えて引き続き在職することが見込まれる場合に取得することができる（九十三日経過日から一年を経過するまでの間に、任期が満了し、かつ、引き続き採用されないことが明らかである場合を除く。）。



9 第十三条第二項から第四項までの規定は、第四項の休暇について準用する。

この場合において、第十三条第四項中「七時間四十五分」とあるのは、「勤務日ごとの勤務時間の時間数の全て」と読み替えるものとする。

(学校職員の宿直勤務及び日直勤務に関する規則の一部改正)

第二条 学校職員の宿直勤務及び日直勤務に関する規則（昭和三十七年埼玉県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成七年埼玉県条例第二十八条」の下に「。以下「条例」という。」を加える。

第三条第二項中「職員」を「学校職員」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 教育委員会は、学校職員に前条に規定する勤務を命ずる場合には、当該勤務が過度にならないように留意しなければならない。

4 条例第八条第一項ただし書の規定により県教育委員会規則で定める場合は、前条に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する学校職員のうち育児短時間勤務職員等（条例第三条第二項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。）以外の学校職員に当該勤務を命ずることができない場合とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十条から第二十二条までの規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

3 改正後の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第五条の三第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、平成三十一年八月三十一日まで間、同号中「五箇月の期間」とあるのは、「五箇月の期間（平成三十一年四月以降の期間に限る。）」と読み替えるものとする。

## 規 則

埼玉県地方産業教育審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

### 埼玉県教育委員会規則第十四号

埼玉県地方産業教育審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県地方産業教育審議会規則（昭和六十一年埼玉県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第三条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

（臨時委員）

第三条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時に委員を置くことができる。

2 前項の規定により臨時に置かれた委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 武笠正男

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇一五

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の部中 「知事室長  
総合調整幹（人事委員会が定めるものに限る。）」 を

「知事室長

報道長

に改め、「IT統括幹」を削

総合調整幹（人事委員会が定めるものに限る。）

政策・財務局長

り、「参与」を「参与」に、「改革政策局長」を「地域経営局長」に、「パスポートセンター所長」を「環境科学国際センター所長」を「環境管理事務所長（東部）」に改め、「環境科学国際センター研究企画幹」及び「鴻巣」を削り、「さいたま、川越、東松山」を「川越、東松山」に改め、「消防防災政策幹」、「パスポートセンター副所長」及び「環境科学国際センター副研究所長」を削り、「県営競技事務所副所長」を「県営競技事

報道長」

「パスポートセンター所長」を

「環境管理事務所長（東部）」に改め、「環境科学国際セン

ター研究企画幹」及び「鴻巣」を削り、「さいたま、川越、東松山」を「川越、

東松山」に改め、「消防防災政策幹」、「パスポートセンター副所長」及び「環境

科学国際センター副研究所長」を削り、「県営競技事務所副所長」を

「県営競技事

務所副所長

センター副所長」に改め、「越谷児童相談所草加支所長」を削る。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 規 則

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇一六

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二四）の一部を次のように改正する。

第七条中「第七条第二項」を「第六条の二第一項」に、「第八条」を「第八条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

# 規則

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 武笠正男

## 埼玉県人事委員会規則七―一〇一七

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一〇六）の一部を次のように改正する。

<p>別表中 保健医療部 農林部</p>	<p>重症急性呼吸器症候群その他 これに相当する危険性を有する感染症に係る緊急業務に関する連絡及び調整</p>		
<p>を</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1288 1321 1350 1370">婦</td> <td data-bbox="1350 1321 1606 1370">農保</td> </tr> </table>		婦	農保
婦	農保		

<p>健医療部 林部</p>	<p>重症急性呼吸器症候群その他 これに相当する危険性を有する感染症に係る緊急業務に関する連絡及び調整</p>
<p>人相談センター</p>	<p>一時保護業務に関する連絡及び調整</p>

に改める。

### 附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 規 則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇一八

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二二一）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表中「消防防災政策幹」及び「副研究所長」を削り、  
「報道長  
困難な業務  
改革政策局  
地域政策局  
を所掌する総合調整幹」に、

長 「地域経営局長  
を  
長」 人財政策局長」  
に改め、「研究企画幹」を削り、「特に困難な業務を所掌

「報道長

する総合調整幹」を 特に困難な業務を所掌する総合調整幹 に改め、「IT統括  
政策・財務局長  
」

「知事室長  
幹」を削り、「知事室長」を  
極めて困難な業務を所掌する総合調整幹」  
に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県職員の留学費用の償還に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則八一六

埼玉県職員の留学費用の償還に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県職員の留学費用の償還に関する規則（平成十九年埼玉県人事委員会規則八

―三）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第四百四条第四項第二号」を「第四百四条第七項第二号」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県人事委員会の公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則一―七二

埼玉県人事委員会の公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県人事委員会の公文書の開示等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一―四

三）の一部を次のように改正する。

第一条中「県民生活部県政情報センター所長」を「総務部文書課長」に改める。

第二条中「県民生活部県政情報センター」を「総務部文書課」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。



## 規 則

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則一―七三

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県人事委員会規則一―五〇号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「県民生活部県政情報センター所長」を「総務部文書課長」に改め、「次に掲げる事務」を「条例第十四条第一項の規定により、人事委員会が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表する事務（第六条から第八条までの規定に基づく事務を含む。）」に改め、第一号及び第二号を削る。

第二十二条中「県民生活部県政情報センター」を「総務部文書課」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則二二―一三四

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（埼玉県人事委員会規則二二―六）の一部を次のように改正する。

「IT統括幹 」「政策・財務局長

別表知事及び会計管理者本庁の項職の欄中 改革政策局長 を 地域経営局長

地域政策局長」 人財政策局長 」

に改め、「消防防災政策幹」を削り、同表知事及び会計管理者地域機関環境科学国際センターの項職の欄中「研究企画幹」及び「副研究所長」を削り、同表教育委員会教育局本局の項職の欄中「教職員採用課及び小中学校人事課」を「小中学校人事課及び教職員採用課」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 規 則

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則二二―二

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する規則（埼玉県人事委員会規則二二―一）の一部を次のように改正する。

第二条中「第百四条第四項第二号」を「第百四条第七項第二号」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第一号

訓 令

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和二十七年埼玉県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表職員健康支援課の項の次に次のように加える。

文書課	県政情報 の収集及 び提供の 業務に従 事する職 員	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。
-----	---	-------	-------	-------	-------	-------

別表県政情報センターの項を削り、同表総合リハビリテーションセンターの項中

栄養の指 導の業務 に従事す る職員	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	勤務時間が7 時間45分の 場合は1時間 又は45分と し、その時限 は、業務の実 情に応じ所属 長が定める。
理学療法 科、作業 療法科及 び言語聴 覚	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。

「理学療法及び  
言語聴覚員

覚科の職 員				
-----------	--	--	--	--

に定める。

学療法 、作業 法科及 言語聴 職科	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	勤務時間が7 時間45分の 場合は1時間 又は45分と し、その時限 は、業務の実 情に及び所屬 長が定める。
--------------------------------	-------	-------	-------	--

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

# 訓令

## 埼玉県訓令第二号

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「IT統括幹、改革政策局長、地域政策局長」を「政策・財務局長、地域経営局長、人財政策局長」に改め、「消防防災政策幹」を削る。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 埼玉県訓令第三号

# 訓 令

本 庁

地 域 機 関

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の勤務時間等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

本則中「昭和四十四年埼玉県規則第六号」の下に「。次条第一項において「規則」という。」を加え、本則を第一条とし、同条に見出しとして「（勤務時間の割振り等の特例）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（年次休暇の時季指定）

第二条 任命権者は、年次休暇（一の年において任命権者が与えなければならない年次休暇日数が十日以上である技能職員に係るものに限る。以下同じ。）の日数のうち五日については、当該年次休暇が付与された日から一年以内の期間に、技能職員ごとにその時季を定めることにより与えなければならない。ただし、規則第三条の規定によりその例によることとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）第十一条第三項の規定による年次休暇を与えた場合においては、当該与えた年次休暇の日数（当該日数が五日を超える場合には、五日とする。）分については、時季を定めることにより与えることを要しない。

2 任命権者は、前項の規定により時季を定めて年次休暇を与えようとするときは、当該技能職員の意見を聴取し、その意見を尊重しなければならない。

3 一の年の中途において新たに技能職員となった者に係る第一項の規定の適用については、別に定める。

### 附 則

1 この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この訓令の施行の際、四月一日以外の日が基準日（一の年における年次休暇を付与することとされている日をいう。以下この項において同じ。）である技能職員に係る年次休暇は、この訓令の施行の日後の最初の基準日の前日までの間は、改正後の第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

埼玉県訓令第4号

訓令

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員安全衛生管理規程（昭和六十一年埼玉県訓令第十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「総務部副部長」を「人財政策局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。



埼玉県訓令第5号

訓令

本庁  
地域機関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

別表課の文書記号の表県政情報センターの項を削る。

別表所の文書記号の表埼玉県越谷児童相談所の項の次に次のように加える。

埼玉県草加児童相談所

草児

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 訓令

### 埼玉県訓令第六号

本庁  
地域機関

埼玉県公文例規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県公文例規程の一部を改正する訓令

埼玉県公文例規程（昭和四十九年埼玉県訓令第三十号）の一部を次のように改正する。

別記第一中「平成」を「元号」に改める。

別記第二中「平成」を「元号」に改める。

別記第三中「平成」を「元号」に改める。

別記第四第一号中「平成」を「元号」に改め、同第四第二号及び第三号中「平成」を「元号」に改める。

別記第五第一号及び第二号中「平成〇年」を「元号〇年」に改め、同第五第二号及び第四号中「平成」を「元号」に改める。

別記第六から別記第八までの規定中「平成」を「元号」に改める。

別記第九中「平成」を「元号」に、「平成」を「元号」に改める。

#### 附則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 埼玉県訓令第七号

## 訓令

出納総務課  
会計管理課

埼玉県会計管理者の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県会計管理者 上 木 雄 二

埼玉県会計管理者の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県会計管理者の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成十九年埼玉県会計管理者訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表出納総務課長専決事項の項第四号中「受理」の下に「（私人に支出の事務を委託した公共料金の支出に係るものを除く。）」を加える。

### 附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

# 訓 令

## 埼玉県教育委員会訓令第一号

埼玉県教育局  
県立教育機関

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（昭和六十一年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「この場合において、教育長は、あらかじめ当該事案について速やかに教育委員会の会議に報告しなければならない。」を削る。

別表第二教育総務部の表総務課の項第二号を次のように改める。

<p>二 教 育 委 員 会 の 事 務 局 及 び 県 立 教 育 機 関 （ 県 立 学 校 を 除 く。 以 下 の 項 に お い</p>	<p>1 職員の人事に関する基本方針を決定すること。 2 副教育長、部長、副部長、参事、部付、課長、教育事務所長及び県立教育機関の長（以下この項において「副教育長等職員」という。）の採用（任期を定めた採用及び任期の更新を含む）、転任、派遣（派遣期間の延長、派遣後の職務復帰及び退職派遣者の採用を含み、外国の地方公共団体の機関等に</p>	<p>1 主査級以上の職員（副教育長等職員を除く。以下この項において同じ。）の任免等を決定すること。 2 主査級以上の職員の昇任及び昇格を決定すること。 3 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）に基づき、職員の標準職務遂行能力及び標準的な職を定めること。 4 職員の標準職務遂行能力及び標準的な</p>	<p>1 職員（副教育長等職員、主査級以上の職員、職務の級が行政職給料表の一級の職員及び技能職員を除く。）の任免等を決定すること。 2 職員（副教育長等職員、主査級以上の職員及び技能職員を除く。）の昇任及び昇格を決定すること。 3 任期付職員の採用、任期の更新又は他の職への任用に当たり、人事委員会の承認を得ること。</p>
---	--	--	--

<p>て同 じ。) の職 員 (以 下こ の項 にお いて 「職 員」 とい う。) の任 免そ の他 の人 事を 行う こと。 と。</p>	<p>派遣される職員の処 遇等に関する条例 (昭和六十三年埼 玉県条例第一号。以 下「外国等派遣条 例」という。)に基 づくものを除く。)、 退職等(以下この項 において「任免等」 という。)を決定す ること。</p>	<p>4 一般職の任期付職 員の採用等に関する 条例(平成十四年埼 玉県条例第六十八 号。以下「任期付職 員条例」という。) 第四条第三項の規定 に基づき、職員の給 料月額を決定するに 当たり、人事委員会 の承認を得ること。</p>
<p>3 副教育長等職員の 昇任及び昇格を決定 すること。</p>	<p>6 職員の人事評価の 基準及び方法に関す る事項その他人事評 価に関し必要な事項 を定めることについ て知事に協議するこ と。</p>	<p>5 地方公務員法第三 条第三項第三号に規 定する者のうち、調 査員、嘱託員及びこ れらに類する者の任 免及び勤務条件の決 定を行うこと。</p>
<p>4 職員の分限処分 (休職を除く。)を 行うこと。</p>	<p>7 地方公務員法第三 条第三項第三号に規 定する者のうち、顧 問、参与及びこれら に類する者の任免及 び勤務条件の決定を 行うこと。</p>	<p>6 分限条例第四条第 二項の規定に基づ き、職員(副教育長 等職員を除く。)に 対し、復職を命ずる こと。</p>
<p>5 職員の懲戒処分を 行うこと(教育総務 部の表総務課の項第 二号教育長専決事 項の欄10に掲げる事 項を除く。)</p>	<p>8 職員の分限処分 (休職に限る。)を 行うこと。</p>	<p>7 副部長、参事、部 付、課長、教育事務 所長及び県立教育機 関の長(次の8及び 9において「課長等」 という。)の休業、 休業の期間の延長若 しくは部分休業を承 認し、又はそれらの</p>
<p>6 職員の期末手当又 は勤勉手当の支給を 一時差し止める処分 を行い、又は取り消 すこと。</p>	<p>9 職員の分限に関す る条例(昭和二十六 年埼玉県条例第五 十一号。以下「分限 条例」という。)第 四条第二項の規定に 基づき、副教育長等</p>	<p>9 において「課長等」 という。)の休業、 休業の期間の延長若 しくは部分休業を承 認し、又はそれらの</p>
<p>7 職員の退職手当の 全部若しくは一部を 支給しないこととす る処分、支払を差し 止める処分若しくは</p>	<p>止める処分若しくは</p>	<p>止める処分若しくは</p>

<p>その取り消し、全部若しくは一部の返納を命ずる処分又は全部若しくは一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うこと。</p> <p>8 職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第十八号。以下「退職手当条例」という。）第二十一条第二項の規定に基づき、職員の退職手当の支給制限等の処分について人事委員会に諮問すること。</p>	<p>職員に対し、復職を命ずること。</p> <p>10 職員の懲戒処分（酒酔い運転（酒気帯び運転を含む）、無免許運転及び速度違反（超過速度毎時二十五キロメートル以上のものに限る。）以外の法規違反による交通事故で人に傷害を負わせたものに係る戒告に限る。）を行うこと。</p> <p>11 外国等派遣条例第二条第一項の規定に基づき職員を派遣し、又は外国等派遣条例第三条第一項の規定に基づき派遣の期間を更新すること。</p> <p>12 副教育長及び部長の休業、休業の期間の延長若しくは部分休業を承認し、又はそれらの承認を取り消すこと。</p> <p>13 副教育長及び部長の育児短時間勤務若しくは育児短時間勤務の期間の延長を承認し、又はそれら</p>	<p>承認を取り消すこと。</p> <p>8 課長等の育児短時間勤務若しくは育児短時間勤務の期間の延長を承認し、又はそれらの承認を取り消すこと。</p> <p>9 育児休業法第十七条の規定に基づき、課長等の育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。</p> <p>10 職員の昇給を決定すること。</p>
--	--	--

	<p>の承認を取り消すこと。</p> <p>14 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）  第十七条の規定に基づき、副教育長及び部長の育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。</p>	

別表第二 県立学校部の表 県立学校校人事課の項第一号を次のように改める。

一 県立学校職員、市町村立学校	<p>1 職員の人事に関する基本方針を決定すること。</p> <p>2 校長の採用（任期を定めた採用及び任期の更新を含む）、転任、派遣（派遣期間の延長、派遣後の職務復帰及び退職派遣者の採用を含み、外国等派遣条例に基づくものを除く）、辞職等（以下この項において「任免等」という。）を決定すること。</p>	<p>1 副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭並びに事務職員及び技術職員のうち主査級以上の職員の任免等を決定すること。</p> <p>2 主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭並びに事務職員及び技術職員のうち主査級以上の職員の昇任及び昇格を決定すること。</p> <p>3 地方公務員法に基づき、職員の標準職</p>	<p>1 事務職員及び技術職員（主査級以上の職員及び職務の級が行政職給料表の一級の職員を除く。）並びに養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員の任免等を決定すること。</p> <p>2 事務職員及び技術職員（主査級以上の職員を除く。）並びに養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員の昇任及び昇格を決定すること。</p>
-----------------	---	--	---

<p>百三十五号。以下「負担法」とい。第一條に規定する職員のうち特</p>	<p>3 校長の昇任及び昇格を決定すること。職員の分限処分（休職を除く。）を行うこと。</p>	<p>3 任期付職員の採用、任期更新又は他の職への任用に当たり、人事委員会の承認を得ること。</p>
<p>3 校長の昇任及び昇格を決定すること。</p>	<p>4 職員の標準職務遂行能力及び標準的な職を定めること。</p>	<p>3 任期付職員の採用、任期更新又は他の職への任用に当たり、人事委員会の承認を得ること。</p>
<p>5 職員が懲戒処分を受けること（県立学校部の表県立学校人事課の項第一号教育長専決事項の欄8に掲げる事項を除く。）。</p>	<p>4 職員の標準職務遂行能力及び標準的な職を定めることについて知事に協議すること。</p>	<p>4 任期付職員条例第四條第三項の規定に基づき、職員の給料月額を決定するに当たり、人事委員会の承認を得ること。</p>
<p>6 職員が期末手当又は勤勉手当の支給を一時差し止める処分を行い、又は取り消すこと。</p>	<p>5 地方公務員法に基づき、職員の人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に必要事項を定めることについて知事に協議すること。</p>	<p>5 分限条例第四條第二項の規定に基づき、職員（校長を除く。）に対し、復職を命ずること。</p>
<p>7 職員の退職手当の全部若しくは一部を支給しないこととする処分、支払を差し止める処分若しくはその取り消し、全部若しくは一部の返納を命ずる処分又は全部若しくは一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うこと。</p>	<p>6 職員の分限処分（休職に限る。）を行うこと。</p>	<p>6 校長の休業若しくは休業の期間の延長を承認し、又はそれらの承認を取り消すこと。</p>
<p>8 退職手当条例第二十一條第二項の規定に基づき、職員の退職手当の支給制限等</p>	<p>7 分限条例第四條第二項の規定に基づき、校長に対し、復職を命ずること。</p>	<p>7 校長（負担法第二條に規定する者を除く。）の部分休業を承認し、又はその承認を取り消すこと。</p>
<p>8 退職手当条例第二十一條第二項の規定に基づき、職員の退職手当の支給制限等</p>	<p>8 職員の懲戒処分（酒酔い運転（酒気帯び運転を含む）、無免許運転及び速度違反（超過速度毎時二十五キロメートル以上のものに限る。）以外の法規違反による交通事故で人に傷害を負わせたもの</p>	<p>8 校長の育児短時間勤務若しくは育児短時間勤務の期間の延長を承認し、又はそれらの承認を取り消すこと。</p>
<p>9 育児休業法第十七</p>	<p>9 育児休業法第十七</p>	<p>9 育児休業法第十七</p>



<p>第一 担法 一 負</p>	<p>別表第二市町村支援部の表小中学校人事課の項第一号を次のように改める。</p>	<p>「職員」と。 委員会に諮問すること。 係る戒告に限る。） を行うこと。</p>
<p>第一 担法 1 負 定する職員の人事に 関する基本方針を決</p>	<p>別表第二市町村支援部の表小中学校人事課の項第一号を次のように改める。</p>	<p>9 外国等派遣条例第 二条第一項の規定に 基づき職員を派遣 し、又は外国等派遣 条例第三条第一項 の規定に基づき派遣 の期間を更新するこ と。</p>
<p>1 副校長、教頭及び 主幹教諭の任免等を 決定すること。</p>	<p>11 教育公務員特例 法第二十五条第四 項の規定に基づき、 指導改善研修を受け た職員の児童等に対 する指導の改善の程 度に関する認定を行 うこと。</p>	<p>10 教育公務員特例 法（昭和二十四年法 律第一号）第二十五 条第一項の規定に基 づき、職員（教諭、 助教諭及び常勤の講 師に限る。）に対し て、児童等に対する 指導が不適切である と認定すること。</p>
<p>1 副校長、教頭、主幹 定する職員（校長、</p>	<p>10 教育公務員特例 法第二十五条第五 項の規定に基づき、 教育学、医学、心理 学その他の児童等に 対する指導に関する 専門的知識を有する 者及び保護者たる者 の意見を聴くこと。</p>	<p>10 教育公務員特例 法第二十五条第五 項の規定に基づき、 教育学、医学、心理 学その他の児童等に 対する指導に関する 専門的知識を有する 者及び保護者たる者 の意見を聴くこと。</p>

<p>条に 規定 する 職員 (特 別支 援学 校職 員を 除く。 以下 この 項に おい て同 じ。) の任 免そ の他 の人 事を 行う こと。</p>	<p>2 副校長、教頭及び 主幹教諭の昇任及び 昇格を決定するこ と。</p>	<p>教諭、事務職員のうち 事務主任及び事務 主事、学校栄養職員 のうち栄養主任及び 栄養技師並びに臨時 的任用職員を除く。)の 昇任及び昇格を決 定すること。</p>
<p>2 校長の採用(任期 を定めた採用及び任 期の更新を含む)、 転任、派遣(派遣期 間の延長、派遣後の 職務復帰及び退職派 遣者の採用を含み、 外国等派遣条例に基 づくものを除く)、 退職等(以下この項 において「任免等」 という。)を決定す ること。</p>	<p>3 地方公務員法に基 づき、負担法第一条 に規定する職員の標 準職務遂行能力及 び標準的な職を定め ること。</p>	<p>2 負担法第一条に規 定する職員(校長、 副校長、教頭、主幹 教諭及び臨時的任用 職員を除く。)の派 遣(派遣期間の延長、 派遣後の職務復帰及 び退職派遣者の採用 を含み、外国等派遣 条例に基づくものを 除く。)を決定する こと。</p>
<p>3 校長の昇任及び昇 格を決定すること。</p>	<p>4 負担法第一条に規 定する職員の標準職 務遂行能力及び標準 的な職を定めること について知事に協議 すること。</p>	<p>3 任期付職員の採 用、任期更新又は他 の職への任用に当た り、人事委員会の承 認を得ること。</p>
<p>4 負担法第一条に規 定する職員の分限処 分(休職を除く。) を行うこと。</p>	<p>5 負担法第一条に規 定する職員の分限処 分(休職に限る。) を行うこと。</p>	<p>4 任期付職員条例第 四條第三項の規定に 基づき、負担法第一 條に規定する職員の 給料月額を決定する に当たり、人事委員 会の承認を得ること。</p>
<p>5 負担法第一条に規 定する職員の懲戒処 分を行うこと(市町 村支援部の表小中学 校人事課の項第一号 教育長専決事項の欄 7に掲げる事項を除 く)。</p>	<p>6 分限条例第四條第 二項の規定に基づ き、校長に対し、復 職を命ずること。</p>	<p>4 任期付職員条例第 四條第三項の規定に 基づき、負担法第一 條に規定する職員の 給料月額を決定する に当たり、人事委員 会の承認を得ること。</p>
<p>6 地教法第四十七 條の二第一項の規定 に基づき、負担法第 一條に規定する職員 (校長、副校長、教</p>	<p>7 負担法第一条に規 定する職員の懲戒処 分(酒酔い運転(酒 気帯び運転を含む。 む)、無免許運転及 び速度違反(超過速 度毎時二十五キロメ ートル以上のものに 限る。))以外の法規</p>	<p>と。</p>

	<p>頭、主幹教諭、事務職員、学校栄養職員及び臨時的任用職員を除く。)を免職し、引き続き採用すること。</p> <p>7 負担法第一条に規定する職員の期末手当又は勤勉手当の支給を一時差し止める処分を行い、又は取り消すこと。</p> <p>8 負担法第一条に規定する職員の退職手当の全部若しくは一部を支給しないこととする処分、支払を差し止める処分若しくはその取り消し、全部若しくは一部の返納を命ずる処分又は全部若しくは一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うこと。</p> <p>9 退職手当条例第二十一条第二項の規定に基づき、負担法第一条に規定する職員の退職手当の支給制限等の処分について人事委員会に諮問すること。</p>
<p>違反による交通事故で人に傷害を負わせたものに係る戒告に限る。)を行うこと。</p> <p>8 外国等派遣条例第二条第一項の規定に基づき負担法第一条に規定する職員を派遣し、又は外国等派遣条例第三条第一項の規定に基づき派遣の期間を更新すること。</p> <p>9 教育公務員特例法第二十五条第一項の規定に基づき、負担法第一条に規定する職員(教諭、助教諭及び常勤の講師に限る。)に対して、児童等に対する指導が不適切であると認定すること。</p> <p>10 教育公務員特例法第二十五条第四項の規定に基づき、指導改善研修を受けた負担法第一条に規定する職員の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行うこと。</p>	<p>5 分限条例第四条第二項の規定に基づき、負担法第一条に規定する職員(校長を除く。)に対して、復職を命ずること。</p> <p>6 校長の休業若しくは休業の期間の延長を承認し、又はそれらの承認を取り消すこと。</p> <p>7 校長の育児短時間勤務若しくは育児短時間勤務の期間の延長を承認し、又はそれらの承認を取り消すこと。</p> <p>8 育児休業法第十七条の規定に基づき、校長の育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。</p> <p>9 教育公務員特例法第二十五条第五項の規定に基づき、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び保護者たる者の意見を聴くこと。</p>

別表第二市町村支援部の表小中学校人事課の項第三号事務の種類の欄中「市町村立の」の下に「中等教育学校、」を加え、同号教育長専決事項の欄を次のように改める。

- 1 学校教育法（以下この項において「法」という。）第四条第一項の規定に基づき、市町村立の中等教育学校の設置又は廃止を認可すること。
- 2 法第三百三十四条第二項において準用する第四条第一項前段及び第三百三十条第一項の規定に基づき、市町村立の専修学校及び各種学校の設置又は廃止を認可すること。

別表第二市町村支援部の表小中学校人事課の項第三号部長専決事項の欄中3を4とし、2を3とし、1を2とし、同号に1として次のように加える。

- 1 法第四条第一項の規定に基づき、市町村立の中等教育学校の設置者の変更等を認可すること。

別表第二市町村支援部の表義務教育指導課の項の次に次のように加える。

教職員採用課	教育職員の免許状の授与等を行うこと。		1 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）第十一条第一項から第三項までの規定に基づき、免許状を取り上げること。	
			<ol style="list-style-type: none"> <li>2 手続法第五条第一項の規定に基づき、審査基準を定めること。</li> <li>3 手続法第十二条第一項の規定に基づき、処分基準を定めること。</li> </ol>	

別表第四教育事務所長の項第一号専決事項の欄を次のように改める。

- 1 負担法第一条に規定する職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭及び臨時的任用職員を除く。）の採用（任期を定めた採用及び任期の更新を含む。）、転任及び退職を決定すること。
- 2 事務職員のうち事務主任及び事務主事並びに学校栄養職員のうち栄養主任及び栄養技師の昇任及び昇格を決定すること。
- 3 負担法第一条に規定する職員（校長を除く。）の育児休業若しくは育児休業の期間の延長を承認し、又はそれらの承認を取り消すこと。
- 4 負担法第一条に規定する職員（校長を除く。）の育児短時間勤務若しくは育児短時間勤務の期間の延長を承認し、又はそれらの承認を取り消すこと。
- 5 育児休業法第十七条の規定に基づき、負担法第一条に規定する職員（校長を除く。）の育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。
- 6 負担法第一条に規定する職員の臨時的任用を行うこと。

#### 附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第十条の改正規定は公布の日から施行する。

# 訓令

## 埼玉県教育委員会教育長訓令第一号

埼玉県教育局  
県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二教育事務所長の項専決事項の欄中第六号を削り、第七号を第六号とする。

別表第四県立学校部の表教職員採用課の項を削る。

別表第四市町村支援部の表小中学校人事課の項第一号教育長専決事項の欄中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改め、同項第三号事務の種類「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同表義務教育指導課の項の次に次のように加える。

教職 員採 用課 務	教員採用選考 試験に関する事 務	埼玉県公立学校教 員採用志願手続及び 選考試験等に関する 規則（昭和三十一年埼 玉県教育委員会規則 第七号）第八条の規定 に基づき、合格者を決 定し、採用候補者名簿 に登載すること。	教員採用選考試験要項を定 めること。

### 附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

# 訓令

## 埼玉県教育委員会教育長訓令第二号

埼玉県教育局  
県立教育機関

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等文書管理規程（平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該起案の内容について、事前に協議し、その同意を得ている場合は、当該課が連絡調整を担当する課である場合を除き、これを省略することができる。  
第四十一条中「様式第十二号の」を削る。  
第四十二条中「様式第十三号の」を削る。

別表第一本局の項中

生徒指導課	教職員採用課
教生指	教採

を

生徒指
-----

導課	教生指
----	-----

に、

義務教育指導課	教義指
---------	-----

を

義務教	教職
-----	----

育指導課	教義指
貝採用課	教採

に改める。

様式第十二号及び様式第十三号を削る。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 訓 令

### 埼玉県教育委員会教育長訓令第三号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会安全衛生管理規程（平成十年埼玉県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条（見出しを含む。）中「健康管理情報」を「心身の状態の情報」に改める。

第三十二条の見出し及び同条第一項中「健康管理情報」を「心身の状態の情報」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査に係る心身の状態の情報を取り扱うことができる者は、別に定める。

第三十二条第二項中「健康管理情報」を「心身の状態の情報」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前四項に定めるもののほか、心身の状態の情報の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。



# 埼玉県人事委員会訓令第一号

## 訓 令

埼玉県人事委員会事務局

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県人事委員会事務決裁規程（昭和四十六年埼玉県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一職員の勤務条件等に関する事務の項事務局長専決事項の欄4中「第四条の二第七項」を「第四条の六第七項」に改める。

別表第三の七職員の任用に関する事務の項事務局長専決事項の欄10中「第二十一条の十第三号」を「第二十一条の十第二号」に改め、同欄中35を36とし、15から34までを16から35までとし、同欄14中「第二十一条の十四第三項」を「第二十一条の十四第二項」に改め、同欄中14を15とし、13を14とし、12の次に次のように加える。

13 任用規則第二十条第一項第三号の規定に基づき、採用に係る選考の実施を委任する職の承認をすること。

### 附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第一号

公営企業管理者が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 立 川 吉 朗

公営企業管理者が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

公営企業管理者が行う公文書の開示等に関する規程（平成十三年埼玉県公営企業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「県民生活部県政情報センター所長」を「総務部文書課長」に改める。

第二条中「県民生活部県政情報センター」を「総務部文書課」に改める。

第十三条中「県民生活部県政情報センター所長」を「総務部文書課長」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第二号

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 立 川 吉 朗

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する

規程

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県公営企業管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条及び第二十三条中「県民生活部県政情報センター所長」を「総務部文書課長」に改める。

第二十四条中「県民生活部県政情報センター」を「総務部文書課」に改める。

附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第三号

埼玉県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 立 川 吉 朗

埼玉県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程

埼玉県工業用水道事業給水規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「一平方センチメートルあたり、〇・五キログラム」を「〇・〇四九メガパスカル」に改める。

第二十条第一項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

#### 附 則

1 この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二十条第一項の改正規定は、平成三十一年十月一日から施行する。

2 第二十条第一項の改正規定の施行後最初に到来する検針日までの間に係る月分の雑用水の料金の算定については、なお従前の例による。

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第四号

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 立 川 吉 朗

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十二年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

別表第四水道管理課の部第一項水道部長の専決事項の欄1を削り、同欄2中「第十四条第一項」を「第十四条第四項」に、「許可申請」を「届出」に改め、同欄2を同欄1とし、その次に次のように加える。

2 法第十九条第一項の規定に基づき、第一種貯蔵所の位置等変更の許可申請をすること。

別表第四水道管理課の部第一項水道部長の専決事項の欄中5から7までを削り、4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 法第十九条第二項の規定に基づき、第一種貯蔵所の位置等変更の届出をすること。

別表第四水道管理課の部第一項水道部長の専決事項の欄5の次に次のように加える。

6 法第二十四の四条第一項の規定に基づき、特定高压ガス消費施設等の変更の届出をすること。

別表第四水道管理課の部第一項水道部長の専決事項の欄8を同欄7とする。

### 附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第五号

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 立 川 吉 朗

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局組織規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「埼玉県地域整備事務所」の下に「及び埼玉県水道整備事務所」を加え、同条第三項の表に次のように加える。

埼玉県水道整備事務所北部支所
----------------

鴻巣市
-----

附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第六号

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 立 川 吉 朗

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員就業規程（昭和三十八年十二月十九日埼玉県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第六条の三を第六条の四とし、第六条の二の次に次の一条を加える。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第六条の三 正規の勤務時間以外の時間における勤務については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の例による。

第十一条の二を第十一条の三とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第十一条の二 正規の勤務時間以外の時間における勤務については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の例による。

第十三条中「職員の休暇については、」の次に「次条に定めるものを除き、」を加え、第十三条の三を第十三条の四とし、第十三条の二を第十三条の三とし、第十三条の次に次の一条を加える。

（年次休暇の時季指定）

第十三条の二 管理者は、年次休暇が十日以上与えられた職員に対して、付与日から一年以内に、当該職員の有する年次休暇日数のうち五日（職員が請求して年次休暇を取得した場合は、当該取得した日数分を五日から控除した日数）について、あらかじめ時季を指定して取得させなければならない。

2 前項の規定による時季指定は、職員の意見を聴取し、その意見を尊重して行わなければならない。

第二十七条の見出し中「常時勤務を要する者以外のもの」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「職員のうち常時勤務を要する者以外のもの（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）」を「前条までの規定にかかわらず、会計年度任用職員」に改め、「就業に関する事項は、」の次に「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の例によるほか、」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（会計年度任用職員の費用弁償）

第二十七条の二 地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復するとき及び職務の

ため旅行したときは、それらの費用を弁償する。

- 2 前項の規定による費用弁償の額は、職員に支給される通勤手当及び旅費との権衡を考慮して、管理者が定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二十七条及び第二十七条の二の改正規定は、平成三十二年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、四月一日以外の日が基準日（一の年における年次休暇を付与することとされている日をいう。以下この項において同じ。）である職員に係る年次休暇は、この規程の施行の日後の最初の基準日の前日までの間は、改正後の第十三条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。



## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第七号

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 立 川 吉 朗

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員給与規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

（会計年度任用職員の報酬等基準額表）

第十四条 地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下

「会計年度任用職員」という。）に適用する報酬等基準額表は、別表第十のとおりとする。

第十四条の次に次の三条を加える。

（新たに会計年度任用職員となった者の号給）

第十四条の二 新たに会計年度任用職員となった者の号給は、報酬等基準額表に定めるその者の属する職種の区分の一号給とする。

2 学歴免許等の資格又は会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数その他管理者が定める経験を有する会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、管理者が別に定めるところにより、前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

（第一号会計年度任用職員の報酬）

第十四条の三 地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員（以下「第一号会計年度任用職員」という。）の報酬の額は、月額又は日額とする。

2 第一号会計年度任用職員の報酬の額は、次項又は第四項の規定により決定した基本額及びその基本額に第四条第二項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（月額の報酬にあつてはその額に百円未満、日額の報酬にあつてはその額に十円未満の端数を生じたときは、これらをそれぞれ四捨五入して得た額）の合計額とする。

3 月額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務一月につき、報酬等基準額表の月額（以下「報酬等基準額」という。）に、その者について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除して得た数を乗じて得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得

た額)とする。

4 日額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務一日につき、報酬等基準額を二十一で除して得た額に、その者について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た数を乗じて得た額(その額に十円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額)とする。

5 第一号会計年度任用職員の報酬等基準額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が、同じ職種に属する他の職に比して特殊な職に対し、適当でないと認めるときは、前二項の規定にかかわらず、当該報酬等基準額に別表第十一に定める調整額を加えて得た額を報酬等基準額とすることができる。

(第二号会計年度任用職員の給料)

第十四条の四 地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる会計年度任用職員(以下「第二号会計年度任用職員」という。)の給料の額は、報酬等基準額とする。

2 前条第五項の規定は、第二号会計年度任用職員の給料の額について準用する。第十五条に次の一項を加える。

2 会計年度任用職員の給与に関しこの規程に定めのない事項については、職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年埼玉県条例第十八号)及び会計年度任用職員の報酬等に関する条例(平成三十一年埼玉県条例第六号)の例によるほか、別に定める。

1 (施行期日等)  
 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第十四条から第十四条の四まで、及び第十五条第二項の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。  
 (経過措置)

附 則

別表第十一（第十四条の三、第十四条の四関係）

報酬等の調整額表

調整数	調整額
	円
1	5,500
2	11,000
3	16,500
4	22,000

別表第十（第十四条、第十四条の二、第十四条の三関係）  
 会計年度任用職員の報酬等基準額表

職種 号 給	標準的な会計年度任用職員の職務を行うもの	相当の知識又は経験を要する会計年度任用職員の職務を行うもの
	月額	月額
	円	円
1	148,600	187,200
2	149,700	188,900
3	150,800	190,700
4	151,900	192,400
5	153,000	194,000
6	154,400	195,400
7	155,700	196,900
8	157,000	198,400
9	158,300	199,700
10	159,800	201,000
11	161,300	202,200
12	162,900	203,500
13	164,200	204,800
14	165,700	206,100
15	167,200	207,400
16	168,700	208,700
17	170,100	209,800
18	172,800	211,100
19	175,400	212,400
20	178,000	213,700
21	180,700	214,800
22	182,400	215,900
23	184,000	216,900
24	185,700	218,000
25	187,200	219,100

別表第九の次に次の二表を加える。

2 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間（以下この条において「特定期間」という。）において非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十一号）の適用を受けていた非常勤職員で、平成三十二年四月一日から平成三十二年六月三十日までの間にこの規程の適用を受けることとなる第一号会計年度任用職員であつて、その者の受ける報酬の月額が特定期間において受けていた報酬の月額（特定期間において二以上の業務に従事した場合にあつては、当該二以上の業務に係る期間の満了する日のうち、施行日に最も近い日の属する月における報酬の月額（当該月額が二以上あるときは、当該月額のうち最も高い月額））に達しないこととなる場合においては、平成三十二年六月三十日までの間、その者の受ける報酬の月額から特定期間において受けていた報酬の月額までの範囲内において、報酬を支給する。

3 特定期間において非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受けていた非常勤職員で、平成三十二年四月一日から平成三十二年六月三十日までの間にこの条例の適用を受けることとなる第一号会計年度任用職員であつて、前項に規定する者以外の者については、同項の規定による報酬を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、同項の規定に準じて、報酬を支給する。

4 前二項の経過措置により支給する報酬については、会計年度任用職員の報酬等に関する条例の例による。

5 会計年度任用職員に対する第十四条の二第一項の規定の適用については、同項中「一号給」とあるのは、平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間にあつては「十九号給」と、平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間にあつては「十三号給」と、平成三十四年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間にあつては「七号給」とそれぞれ読み替えるものとする。

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第八号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉 朗

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第四条中第三項を削り、第四項中「地域整備事務所」の下に「及び水道整備事務所」を加え、同項を第三項とし、第五項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を第四項とする。

第八条の四中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第三十八条中「政令」を「地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号。以下「政令」という。）」に改める。

第三十八条第三項中「前項」を「第一項」に改め、第四項第一号中「第一項」を「第二項」に改める。

別表第六中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第六の二中「100分の108」を「100分の110」及び「 $\frac{108}{100}$ 」を「 $\frac{110}{100}$ 」に改める。

別表第七の二中

「消耗品費、光熱水費、印刷製本費、被服費、雑費」									
○	△ 〔光熱水費及び100万円未満のもの〕 ◎					100万円以上			

を

「消耗品費、光熱水費、印刷製本費、被服費、雑費」									
○	△ 〔光熱水費及び100万円未満のもの〕 ◎					300万円以上			

に、

修繕費	5億円以上	3億円以上 5億円未満	1億円以上 3億円未満	1億5,000万円以上 1億5,000万円未満	1億5,000万円未満	△ 〔100万円未満のもの〕 ◎	1億円以上	1億円以上	
-----	-------	----------------	----------------	----------------------------	-------------	------------------------	-------	-------	--

を

修繕費	5億円以上	3億円以上 5億円未満	1億5,000万円以上 3億円未満	1億5,000万円未満	△ 〔100万円未満のもの〕 ◎	1億5,000万円以上	1億5,000万円以上		
-----	-------	----------------	----------------------	-------------	------------------------	-------------	-------------	--	--

に改める。

様式第六十四号(ニ)中備考を次のように改める。

「備考 1 本様式は、物品受領書と組合せて使用することができる。

2 備品を所管換え又は所屬換えする場合には、財務課長に合議すること。」

様式第六十二号中

「	予 定 価 格	円
	(予定価格の1000/108	円)
	最低制限価格	円
」	(最低制限価格の1000/108	円) ]

を

「	予 定 価 格	円
	(※予定価格の1000/108 (又は1000/110)	円)
	最低制限価格	円
」	(※最低制限価格の1000/108 (又は1000/110)	円) ]

「改める」回線内の懸架中「ヤマト」に「なごみ」をばいやるなら「ヤマト」に「なごみ」をばいやる。

「 1 ※印の欄には、1000を当該契約に適用される消費税及び地方消費税の税率に相当する数に100を加えた数で除して得た割合を、予定価格又は最低制限価格の額に乗じて得た額を記入すること。」

様式第六十二号(ニ)中

「	予 定 価 格	(税込み) 金	円
	入札書比較価格 (予定価格の1000/108、税抜き)	金	円

---

最低制限価格	(税込み) 金	円
入札書比較価格 (最低制限価格の1000/108、税抜き)	金	円

を

「	予 定 価 格	(税込み) 金	円
	入札書比較価格 (予定価格の1000/108 (又は1000/110)、税抜き)	金	円

---

最低制限価格	(税込み) 金	円
入札書比較価格 (最低制限価格の1000/108 (又は1000/110)、税抜き)	金	円

に改める。

様式第六十二号の線内「ヤマト」の裏面に「日本工業規格A列4)」を記す。

様式第十号及び第十一号中、「(日本工業規格B列4)」を削る。  
様式第十二号から第十四号までの規定中、「(日本工業規格A列4)」を削る。  
様式第十五号中、「(日本工業規格B列5)」を削る。  
様式第十六号から第二十二号までの規定中、「(日本工業規格A列4)」を削る。  
様式第二十四号中、「(日本工業規格B列5)」を削る。  
様式第二十五号から第三十一号の二までの規定中、「(日本工業規格A列4)」を削る。  
様式第三十二号、第三十四号及び第三十五号中、「(日本工業規格A列6)」を削る。  
様式第三十六号中、「(日本工業規格A列5)」を削る。  
様式第三十七号から第三十九号までの規定中、「(日本工業規格A列4)」を削る。  
様式第四十号中、「(日本工業規格A列6)」を削る。  
様式第四十一号、第四十三号、第四十四号及び第四十六号から第五十一号までの規定中、「(日本工業規格A列4)」を削る。  
様式第五十二号中、「(日本工業規格A列5)」を削る。  
様式第五十三号及び第五十四号中、「(日本工業規格A列4)」を削る。  
様式第五十五号中、「(日本工業規格A列5)」を削る。  
様式第五十六号中、「(日本工業規格A列4)」を削る。  
様式第五十七号及び第五十八号中、「(日本工業規格A列5)」を削る。  
様式第六十号及び第六十四号から第百一号までの規定中、「(日本工業規格A列4)」を削る。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表第六及び別表第六の二の改正規定は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 この規程による改正後の別表第六及び別表第六の二の規定は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）以後に領収する使用料及び貸付料（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料及び貸付料並びに施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料及び貸付料の額については、なお従前の例による。
- 3 改正前の埼玉県公営企業財務規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 管理規程

### 埼玉県病院事業管理規程第一号

埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県病院事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「県民生活部県政情報センター所長」を「総務部文書課長」に、「病院事業職員に任命された者」を「病院事業職員に任命されたもの」に改める。

第二十二条中「県民生活部県政情報センター所長」を「総務部文書課長」に改める。

第二十三条中「県民生活部県政情報センター」を「総務部文書課」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。



## 管 理 規 程

### 埼玉県病院事業管理規程第二号

埼玉県病院事業管理者が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院事業管理者が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業管理者が行う公文書の開示等に関する規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「県民生活部県政情報センター所長」を「総務部文書課長」に改める。

第二条中「県民生活部県政情報センター」を「総務部文書課」に改める。

第十二条中「県民生活部県政情報センター所長」を「総務部文書課長」に改める。

### 附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県病院事業管理規程第三号

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局組織規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第八条の表を次のように改める。

名称	組織	
	部科室及びセンター名	担当名
循環器・呼吸器病センター	循環器内科 腎臓内科 心臓外科 血管外科 放射線科 呼吸器内科 緩和ケア内科 呼吸器外科 消化器外科 リハビリテーション科 麻酔科 病理診断科 放射線技術部 検査技術部 薬剤部 栄養部 実験検査部 リハビリテーション部 臨床工学部 脳神経センター 脳神経外科・脳卒中外科 脳血管内治療科	

	がんセンター 血液内科 乳腺腫瘍内科 乳腺外科 緩和ケア科 精神腫瘍科 消化器内科 内視鏡科 消化器外科 呼吸器内科 胸部外科 脳神経外科 整形外科 形成外科 婦人科 頭頸部外科 皮膚科 泌尿器科 歯科口腔外科 麻酔科 放射線治療科 放射線診断科	事務局長 管理部長 業務部長 総務・職員担当 会計担当 管財担当 医事・経営担当 用度担当
神経内科・脳卒中内科	看護部	TQM推進室
感染管理室	医療安全管理室	地域医療連携室
事務局	管理部	業務部





										精神医療センター																								
事務局					医療安全管理室	感染管理室	TQM推進室	政策医療企画室	看護部	栄養部	薬剤部	検査部	療養援助部	外来・地域支援科	依存症治療研究部	第七精神科	第六精神科	第五精神科	第二精神科	第一精神科	事務局					地域連携・相談支援センター	治療管理室	医療安全管理室	感染管理室	TQM推進室				
管理業務部																				業務部		管理部												
用度担当	会計担当	医事・経営担当	管財担当	総務・職員担当																用度担当	医事・経営担当	管財担当	会計担当	総務・職員担当										

第九条第一項の表を次のように改める。

		病院		組織	職	職務
脳神経センター	循環器・呼吸器病センター	医療安全管理室	感染管理室	TQM推進室	付センター	病院長
脳神経センター長	副病院長	医療安全管理室長	感染管理室長	TQM推進室長	付センター	病院長
<p>上司の命を受け、脳神経センターの事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>	<p>病院長を助け、脳神経センター、TQM推進室、感染管理室、医療安全管理室、地域医療連携室及び事務局の事務を除く病院の事務のうち、あらかじめ病院長からその監督及び整理について指定された事務に係る職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。</p>	<p>上司の命を受け、医療安全管理室の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>	<p>上司の命を受け、感染管理室の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>	<p>上司の命を受け、TQM推進室の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>	<p>上司の命を受け、センターの特定事務に従事する。</p>	<p>上司の命を受け、当該機関が分掌する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。</p>





				小児医療センター								地域連携・相談支援センター		緩和ケアセンター		臨床腫瘍研究所		図書館			
小児がんセンター		移植センター		副病院長		図書館長		臨床腫瘍研究所長		緩和ケアセンター		臨床腫瘍研究所		図書館		地域連携・相談支援センター		緩和ケアセンター		図書館	
<p>上司の命を受け、小児がんセンターの事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>		<p>上司の命を受け、移植センターの事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>		<p>病院長を助け、移植センター、小児がんセンター、遺伝診療センター、TQM推進室、感染管理室、医療安全管理室、治験管理室、地域連携・相談支援センター及び事務局の事務を除く病院の事務のうち、あらかじめ病院長からその監督及び整理について指定された事務に係る職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。</p>		<p>上司の命を受け、図書館の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>		<p>上司の命を受け、臨床腫瘍研究所の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>		<p>上司の命を受け、緩和ケアセンターの事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>		<p>上司の命を受け、地域連携・相談支援センターの事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>									

事務局				精神医療センター	地域連携・相談支援センター	治療管理室	遺伝診療センター
		政策医療企画室					遺伝診療センター
		局長	副病院長				治療管理室長
副局長	局長	政策医療企画室長		副病院長	地域連携・相談支援センター長	治療管理室長	遺伝診療センター
局長を助け、職員を指揮監督する。		上司の命を受け、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、政策医療企画室の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	病院長を助け、政策医療企画室、TQM推進室、感染管理室、医療安全管理室及び事務局の事務を除く病院の事務のうち、あらかじめ病院長からその監督及び整理について指定された事務に係る職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。	上司の命を受け、地域連携・相談支援センターの事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、治療管理室の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、遺伝診療センターの事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。

部	科
部長	科長
上司の命を受け、部の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、科の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。

附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県病院事業管理規程第四号

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四項中「副病院長又は臨床腫瘍研究所長」を「副病院長等（脳神経センター長、臨床腫瘍研究所長、移植センター長及び政策医療企画室長を含む。以下同じ。）」に改める。

第十五条第四項第一号及び第二号中「副病院長」を「副病院長等」に改め、同条同項第一号中「、臨床腫瘍研究所長の事務の範囲にある場合は当該臨床腫瘍研究所長」を削る。

別表第二及び別表第三中「副病院長及び臨床腫瘍研究所長」を「副病院長等」に改め、別表第三中「参事」を削る。

#### 附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県病院事業管理規程第五号

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員就業規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二を第十四条の三とし、第十四条の次に次の一条を加える。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第十四条の二 正規の勤務時間以外の時間における勤務については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の例による。ただし、医業に従事する医師については、この限りでない。

第十七条中「職員の休暇については、」の次に「次条に定めるものを除き、」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（年次休暇の時季指定）

第十七条の二 管理者は、年次休暇が十日以上与えられた職員に対して、付与日から一年以内に、当該職員の有する年次休暇日数のうち五日（職員が請求して年次休暇を取得した場合は、当該取得した日数分を五日から控除した日数）について、あらかじめ時季を指定して取得させなければならない。

2 前項の規定による時季指定は、職員の意見を聴取し、その意見を尊重して行わなければならない。

### 附 則

- 1 この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、四月一日以外の日が基準日（一の年における年次休暇を付与することとされている日をいう。以下この項において同じ。）である職員に係る年次休暇は、この規程の施行の日後の最初の基準日の前日までの間は、改正後の第十七条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 管 理 規 程

### 埼玉県病院事業管理規程第六号

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別表第四イの七級の項基準となる職務の欄中「本庁の課長の職務」を「一 本庁の課長の職務」に改め、次に「二 病院の局長の職務」を加え、八級の項基準となる職務の欄中「一 本庁の副部長の職務」を「本庁の副部長の職務」に改め、「二 病院の局長の職務」を削る。

別表第七イ（三）の共通の項七級の欄中「センター付」を「局長 センター付」に改め、同項八級の欄中「局長 センター付」を「センター付」に改める。  
別表第九イを次のように改める。

#### イ 病院医療職給料表（一）級別職務区分表

区分	病 院			
	共 通			
四 級	病院長			
三 級	センター付	センター付	副病院長 科長 TQM推進室長 感染管理室長 医療安全管理室長 医幹	脳神経センター長 地域医療連携室長 感染症対策部長
二 級	センター付		科長 副部長 医長	
一 級			医員	

別表第十二を次のように改める。

職	区分
局長 病院長 契約局長 参事	一 種
主席工事検査員 技術評価幹 副参事 課長 技術幹 局長 副院長 TQM推進室長 感染管理室長 医療安全管理室長 脳神経センター長 地域医療連携室長 希少がん・サルコマーセンター長 低侵襲手術センター長 周術期センター長 治療管理室長 地域連携・相談支援センター長 緩和ケアセンター長 臨床腫瘍研究所長 移植センター長 小児がんセンター長 遺伝診療センター長 政策医療企画室長 精神保健指導幹（病院事業管理者が定めるものに限る）	三 種
副室長 副課長 副技術幹 副技術幹 科長（病院事業管理者が定めるものに限る） 部長（病院事業管理者が定めるものに限る） 感染症対策部長 図書館長 精神保健指導幹 副局長 副局長 副局長 副局長 主任工事検査員 副主任工事検査員	四 種
部長 主席技師長 主席主幹 通院治療部長 科長 医科長	五 種

附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 管理規程

### 埼玉県病院事業管理規程第七号

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業財務規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二及び別表第三中「100分の108」を「100分の110」に改める。

様式第十九号の二(二)中「~~表2~~」を削る。

様式第二十号(一)中「~~表2~~」を削る。

様式第二十号(三)中「~~表2~~」を削る。

様式第二十八号(一)中「~~表2~~」を削る。



様式第六十二号を次のように改める。

予 定 価 格 調 書		決定者印
		年 月 日
予定価格を次のとおり決定する。		
予定価格		円
(※予定価格の100/108 (又は100/110)		円)
最低制限価格		円
(※最低制限価格の100/108 (又は100/110)		円)
記		
給付の内容 _____		
数 量 _____		
参考価格 _____		

- 備考 1 ※印の欄には、100を当該契約に適用される消費税及び地方消費税の税率に相当する数に100を加えた数で除して得た割合を、予定価格又は最低制限価格の額に乗じて得た額を記入すること。
- 2 「給付の内容」欄には、物の購入に係る場合はその品目を、役務の提供に係る場合はその役務の種類を記入すること。
- 3 「参考価格」欄には、設計額、調査によって得た見積額等を記入すること。
- 4 記以下の項目の記入は、補助者が行うこと。
- 5 この様式によりがたい場合は、この様式に準じて作成することができる。

## 附 則

### (施行期日)

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表第二及び別表第三の改正規定は、平成三十一年十月一日から施行する。

### (経過措置)

- 1 この規程による改正後の別表第二及び別表第三の規定は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）以後に領収する使用料及び貸付料（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料及び貸付料並びに施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料及び貸付料の額については、なお従前の例による。
- 2 改正前の埼玉県病院事業財務規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 管 理 規 程

### 埼玉県流域下水道事業管理規程第一号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定による企業出納員が不在である場合にあつては、管理者が指定する者をもってこれに充てるものとする。

第一百三十二条第二項中「前二項」を「前項」に改める。

別表第一中

	資産減耗費	固定資産 除却費 たな卸資産 減耗費	有形固定資産の除却損、廃棄 損及び撤去費
--	-------	-----------------------------	-------------------------

を  
「

	資産減耗費	固定資産 除却費 固定資産 撤去費 たな卸資産 減耗費	有形固定資産の除却損、廃棄 損 有形固定資産の撤去費
--	-------	--	----------------------------------

に改める。

」

別表第二一の表中「100分の108」を「100分の110」と改め、  
 別表第二の表中「100分の108」を「100分の110」と改め、「 $\frac{108}{100}$ 」を「 $\frac{110}{100}$ 」  
 に改め、

別表第五中

「

消耗品費、燃料費、光熱水費、動力費、印刷製本費、修繕費、薬品費、被服費及び雑費				△ (燃料費、光熱水費、動力費及び100万円未満のもの◎)	300万円以上
---	--	--	--	----------------------------------	---------

」

を

「

消耗品費、燃料費、光熱水費、動力費、印刷製本費、修繕費、薬品費、被服費及び雑費				△ (燃料費、光熱水費、動力費及び100万円未満のもの◎)	300万円以上 (修繕費にあっては2,000万円以上)
---	--	--	--	----------------------------------	--------------------------------

」

に改め、

様式第四号中「平成」を削る。

様式第六号中「平成」を削る。

様式第七号中「平成」を削る。

様式第六十三号(2)中「平成」を削る。

「 予 定 価 格

円 「 予

様式第六十四号中

(予定価格の100/108

円) (

最低制限価格

を

円) (

最低制限価格

(最低制限価格の100/108

円) )

定 価 格

円

※予定価格の1000/108 (又は1000/110)

円)

最低制限価格

円

に改め、同様式

(※最低制限価格の1000/108 (又は1000/110) 円)

円)

の備考中4を5とし、1から3まびを2から4まびとし、1として次のように加える。

- 1 ※印の欄には、100を当該契約に適用される消費税及び地方消費税の税率に相当する数に100を加えた数で除して得た割合を、予定価格又は最低制限価格の額に乗じて得た額を記入すること。

様式第八十七号中「平成」を削る。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表第二及び別表第三の改正規定は、同年十月一日から施行する。
- 2 改正後の別表第二及び別表第三の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に領収する使用料及び貸付料（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料及び貸付料並びに施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料及び貸付料の額については、なお従前の例による。

## 管 理 規 程

### 埼玉県流域下水道事業管理規程第二号

埼玉県下水道事業管理者が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

埼玉県下水道事業管理者が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道事業管理者が行う公文書の開示等に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「県民生活部県政情報センター所長」を「総務部文書課長」に改める。

第二条中「県民生活部県政情報センター」を「総務部文書課」に改める。

第十三条中「県民生活部県政情報センター所長」を「総務部文書課長」に改める。

附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県流域下水道事業管理規程第三号

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第二十二条及び第二十三条中「県民生活部県政情報センター所長」を「総務部文書課長」に改める。

第二十四条中「県民生活部県政情報センター」を「総務部文書課」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。



## 管 理 規 程

### 埼玉県流域下水道事業管理規程第四号

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員就業規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第七条の二を第七条の三とし、第七条の次に次の一条を加える。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第七条の二 正規の勤務時間以外の時間における勤務については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の例による。

第十二条中「職員の休暇については、」の次に「次条に定めるものを除き、」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（年次休暇の時季指定）

第十二条の二 管理者は、年次休暇が十日以上与えられた職員に対して、付与日から一年以内に、当該職員の有する年次休暇日数のうち五日（職員が請求して年次休暇を取得した場合は、当該取得した日数分を五日から控除した日数）について、あらかじめ時季を指定して取得させなければならない。

2 前項の規定による時季指定は、職員の意見を聴取し、その意見を尊重して行わなければならない。

第二十四条の見出し中「常時勤務を要する者以外のもの」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「職員のうち常時勤務を要する者以外のもの（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）」を「前条までの規定にかかわらず、会計年度任用職員」に改め、「就業に関する事項は、」の次に「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の例によるほか、」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（会計年度任用職員の費用弁償）

第二十四条の二 地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復するとき及び職務のため旅行したときは、それらの費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償の額は、職員に支給される通勤手当及び旅費との権衡を考慮して、管理者が定める。

附 則

（施工期日等）

1 この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、改正後の第二十四条及び第二十四条の二の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、四月一日以外の日が基準日（一の年における年次休暇を付与することとされている日をいう。以下この項において同じ。）である職員に係る年次休暇は、この規程の施行の日後の最初の基準日の前日までの間は、改正後の第十二条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 管 理 規 程

### 埼玉県流域下水道事業管理規程第五号

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員給与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

（会計年度任用職員の報酬等基準額表）

第十五条 地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に適用する報酬等基準額表は、別表第七のとおりとする。

第十五条の次に次の三条を加える。

（新たに会計年度任用職員となった者の号給）

第十五条の二 新たに会計年度任用職員となった者の号給は、報酬等基準額表に定めるその者の属する職種の区分の一号給とする。

2 学歴免許等の資格又は会計年度任用職員としての同種の職務に在職した年数その他管理者が定める経験を有する会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、管理者が別に定めるところにより、前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

（第一号会計年度任用職員の報酬）

第十五条の三 地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員（以下「第一号会計年度任用職員」という。）の報酬の額は、月額又は日額とする。

2 第一号会計年度任用職員の報酬の額は、次項又は第四項の規定により決定した基本額及びその基本額に第六条第二項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（月額の報酬にあつてはその額に百円未満、日額の報酬にあつてはその額に十円未満の端数を生じたときは、これらをそれぞれ四捨五入して得た額）の合計額とする。

3 月額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務一月につき、報酬等基準額表の月額（以下この条及び次条において「報酬等基準額」という。）に、その者について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除して得た数を乗じて得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、

これを四捨五入して得た額」とする。

4 日額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務一日につき、報酬等基準額を二十一で除して得た額に、その者について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た数を乗じて得た額（その額に十円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）とする。

5 第一号会計年度任用職員の報酬等基準額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤労条件が、同じ職種に属する他の職に比して特殊な職に対し、適当でないと認めるときは、前二項の規定にかかわらず、当該報酬等基準額に別表第八に定める調整額を加えて得た額を報酬等基準額とすることができる。

（第二号会計年度任用職員の給料）

第十五条の四 地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる会計年度任用職員（以下「第二号会計年度任用職員」という。）の給料の額は、報酬等基準額とする。

2 前条第五項の規定は、第二号会計年度任用職員の給料の額について準用する。第十六条に次の一項を加える。

2 会計年度任用職員の給与に関しこの規程に定めのない事項については、職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十八号）及び会計年度任用職員の報酬等に関する条例（平成三十一年埼玉県条例第六号）の例によるほか、別に定める。

別表第六の次に次の二表を加える。

別表第七（第十五条関係）  
会計年度任用職員の報酬等基準額表

職種 号 給	標準的な会計年度任用職員の職務を 行うもの	相当の知識又は経験を要する会計年 度任用職員の職務を行うもの
	月額	月額
	円	円
1	148,600	187,200
2	149,700	188,900
3	150,800	190,700
4	151,900	192,400
5	153,000	194,000
6	154,400	195,400
7	155,700	196,900
8	157,000	198,400
9	158,300	199,700
10	159,800	201,000
11	161,300	202,200
12	162,900	203,500
13	164,200	204,800
14	165,700	206,100
15	167,200	207,400
16	168,700	208,700
17	170,100	209,800
18	172,800	211,100
19	175,400	212,400
20	178,000	213,700
21	180,700	214,800
22	182,400	215,900
23	184,000	216,900
24	185,700	218,000
25	187,200	219,100

別表第八（第十五条の三、第十五条の四関係）

報酬等の調整額表

調整数	調整額
	円
1	5,500
2	11,000
3	16,500
4	22,000

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第十五条から第十五条の四まで及び第十六条第二項の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間（以下この条において「特定期間」という。）において非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十一号）の適用を受けていた非常勤職員で、平成三十二年四月一日から平成三十二年六月三十日までの間にこの規程の適用を

受けることとなる第一号会計年度任用職員であつて、その者の受ける報酬の月額が特定期間において受けていた報酬の月額（特定期間において二以上の業務に従事した場合にあつては、当該二以上の業務に係る期間の満了する日のうち、施行日に最も近い日の属する月における報酬の月額（当該月額が二以上あるときは、当該月額のうち最も高い月額））に達しないこととなる場合においては、平成三十二年六月三十日までの間、その者の受ける報酬の月額から特定期間において受けていた報酬の月額までの範囲内において、報酬を支給する。

3 特定期間において非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受けていた非常勤職員で、平成三十二年四月一日から平成三十二年六月三十日までの間にこの条例の適用を受けることとなる第一号会計年度任用職員であつて、前項に規定する者以外の者については、同項の規定による報酬を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、同項の規定に準じて、報酬を支給する。

4 前二項の経過措置により支給する報酬については、会計年度任用職員の報酬等に関する条例の例による。

5 会計年度任用職員に対する第十五条の二第一項の規定の適用については、同項中「一号給」とあるのは、平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間にあつては「十九号給」と、平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間にあつては「十三号給」と、平成三十四年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間にあつては「七号給」とそれぞれ読み替えるものとする。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百八十六号

平成二十年埼玉県告示第四百九十一号（特定非営利活動促進法の規定による縦覧の場所及び特定非営利活動促進法の施行に関する条例の規定による閲覧の場所について）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

第二号の表の上欄中「加須市、志木市」を「加須市、本庄市、志木市」に改め、「本庄市」の下に「（同市の区域内のみに事務所が存する特定非営利活動法人を除く。）」を加える。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百八十七号

昭和四十六年埼玉県告示第千六百四十六号（水質の汚濁に係る環境基準の類型を  
あてはめる水域の指定）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示文中「第十六条第二項」を「第十六条第二項第二号ロ」に改める。

表の備考一中「別表２の１の(1)の表」を「別表２の１の(1)のアの表」に改め、同  
表の備考二中「こえる」を「超える」に改める。



## 告 示

### 埼玉県告示第二百八十八号

平成十五年埼玉県告示第六百九十七号（水質の汚濁に係る環境基準の類型をあてはめる水域の指定）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示文中「第十六条第二項」を「第十六条第二項第二号ロ」に改める。

表の備考中「別表2の1の(1)の表」を「別表2の1の(1)のアの表」に改める。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百八十九号

平成十六年埼玉県告示第五百四十一号（水質の汚濁に係る環境基準の類型をあてはめる水域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示文中「第十六条第二項」を「第十六条第二項第二号ロ」に改める。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百九十号

平成十七年埼玉県告示第八百七十五号（水質の汚濁に係る環境基準の類型をあてはめる水域の指定）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示文中「第十六条第二項」を「第十六条第二項第二号ロ」に改める。

表の備考中「別表2の1の(1)の表」を「別表2の1の(1)のアの表」に改める。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百九十一号

平成十八年埼玉県告示第五百四十三号（水質の汚濁に係る環境基準の類型をあてはめる水域の指定）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示文中「第十六条第二項」を「第十六条第二項第二号ロ」に改める。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百九十二号

平成二十年埼玉県告示第千六百八十八号（水質の汚濁に係る環境基準の類型を当てはめる水域の指定）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示文中「第十六条第二項」を「第十六条第二項第二号ロ」に改める。

表の備考中「昭和四十六年環境庁告示第五十九号（水質汚濁に係る環境基準について）」を「水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号）」に改める。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百九十三号

平成二十四年埼玉県告示第七十六号（水質の汚濁に係る環境基準の類型を当てはめる水域の指定）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示文中「第十六条第二項」を「第十六条第二項第二号ロ」に改める。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百九十四号

平成二十五年埼玉県告示第三百三十八号（水質の汚濁に係る環境基準の類型を当てはめる水域の指定）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示文中「第十六条第二項」を「第十六条第二項第二号ロ」に改める。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百九十五号

平成九年埼玉県告示第三百三十六号（悪臭防止法第三条に規定する規制地域の指定並びに同法第四条第一項第一号、第二号及び第三号に規定する規制基準の設定について）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

別表第二の備考三中「（八潮市の区域を除く。）」を削る。



## 告 示

### 埼玉県告示第二百九十六号

平成十八年埼玉県告示第五百七十三号（悪臭防止法第三条に規定する規制地域の指定並びに同法第四条第二項第一号、第二号及び第三号に規定する規制基準の設定について）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

別表第二の備考二中「本庄市、深谷市、」を削る。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百九十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

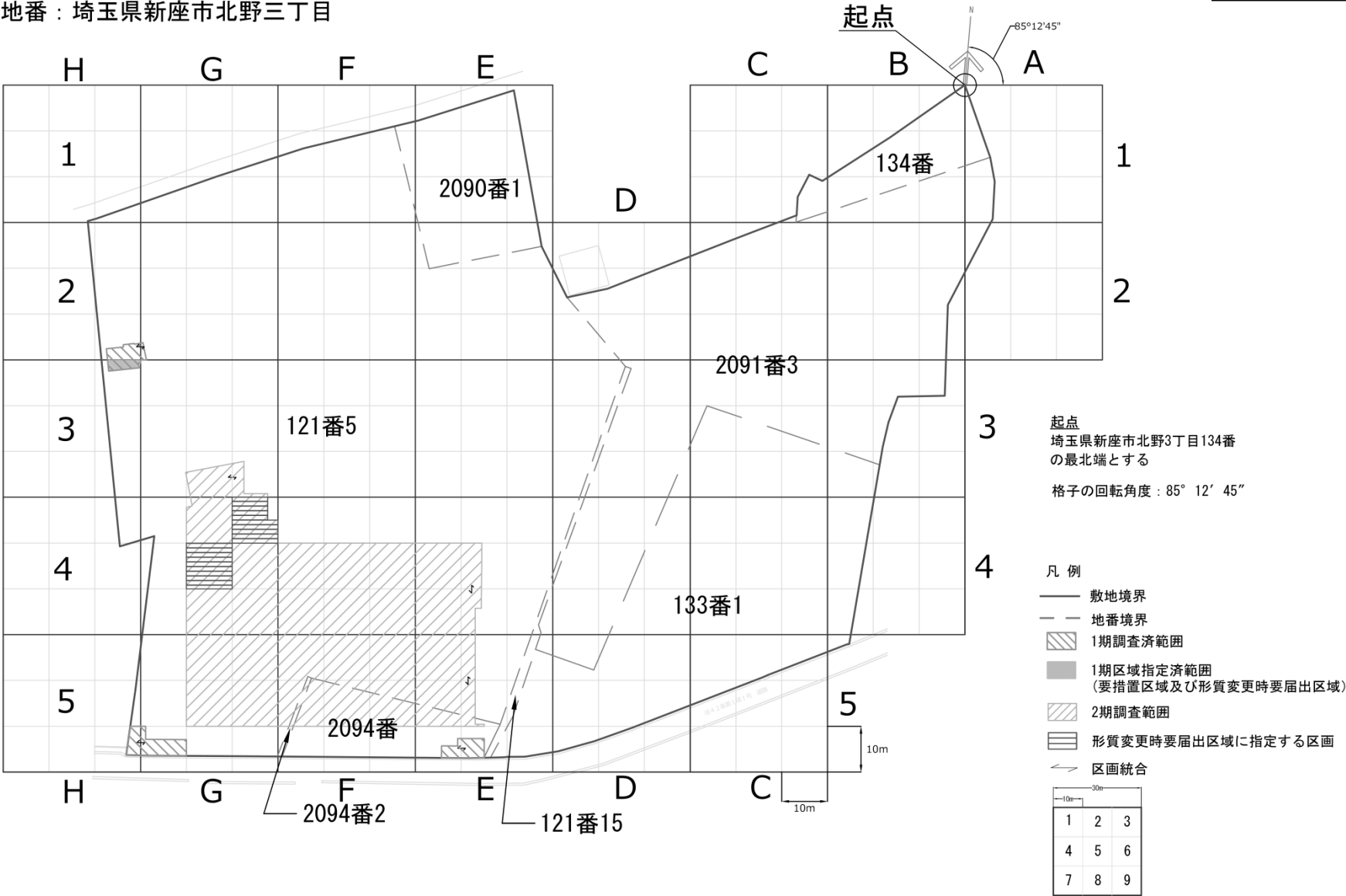
#### 一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県新座市北野三丁目百二十一番五の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
セレン及びその化合物、ふっ素及びその化合物

# 別図

地番：埼玉県新座市北野三丁目



## 告 示

### 埼玉県告示第二百九十八号

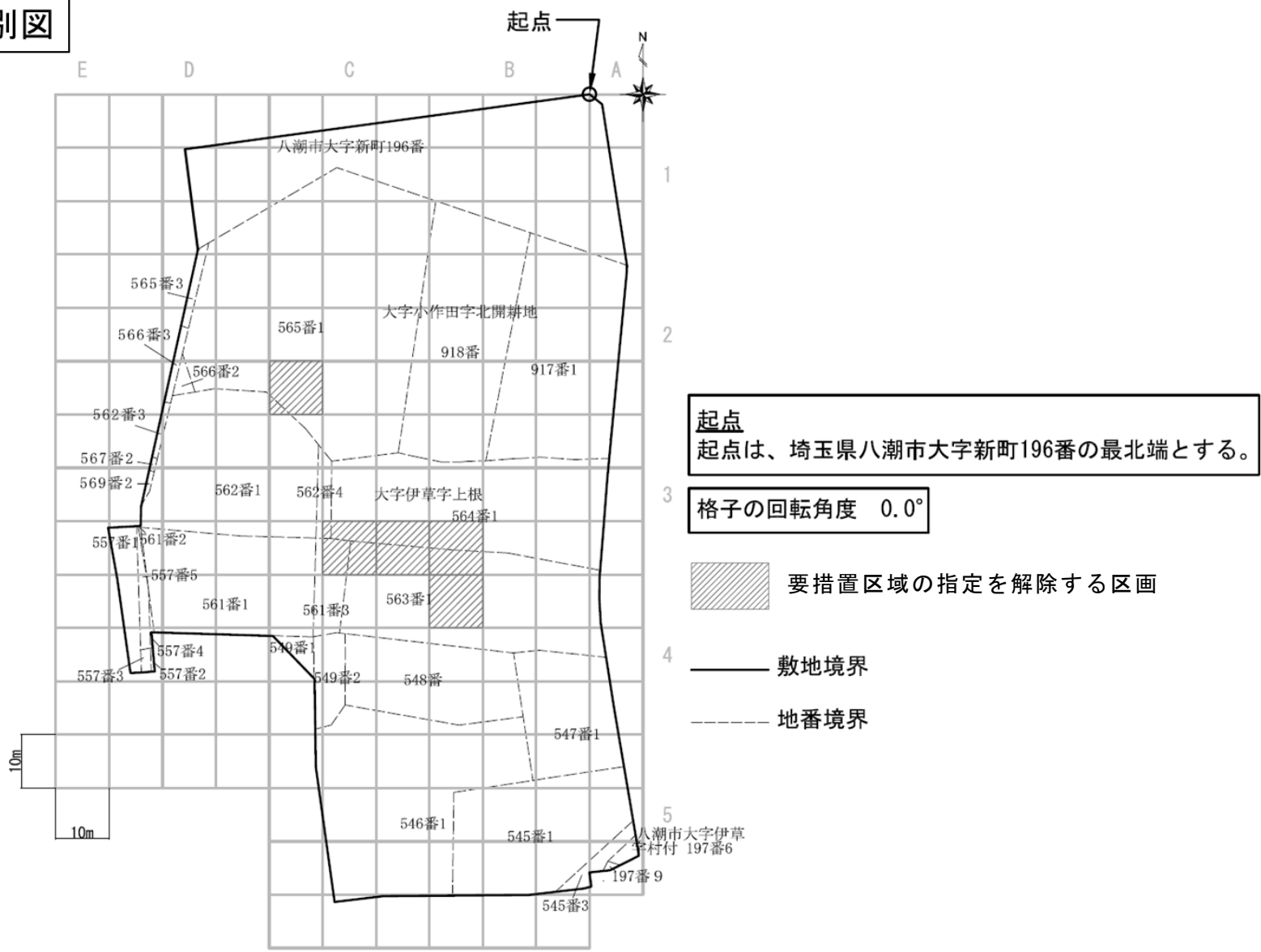
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十八年埼玉県告示第六百九号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
- 別図のとおり（埼玉県八潮市大字伊草字上根五百六十一番三の一部、五百六十二番一の一部、五百六十二番四の一部、五百六十三番一の一部、五百六十四番一の一部、五百六十五番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
シスー一・ニージクロロエチレン、トリクロロエチレン
- 三 講じられた指示措置等  
原位置での浄化による除去

別図



## 告 示

### 埼玉県告示第二百九十九号

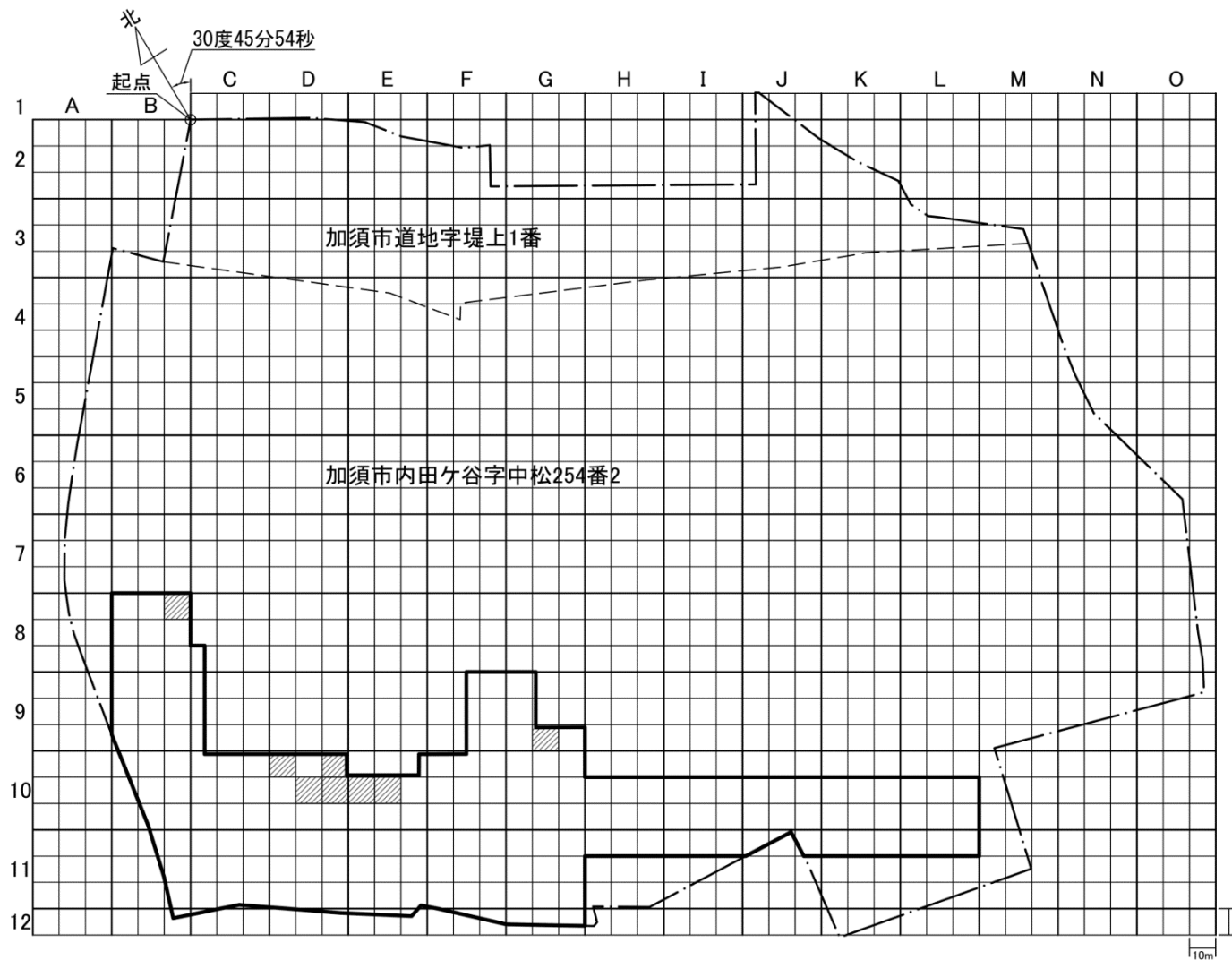
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年埼玉県告示第千三百十七号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県加須市内田ヶ谷字中松二百五十四番二の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壤の掘削による除去

別図



- 凡例
- 筆境界
  - .-.- 敷地境界
  - 調査対象地
  - ▨ 形質変更時要届出区域の指定を解除する区画

起点  
 起点は、加須市道地字堤上1番の最北端とする。

格子の回転角度  
 30度45分54秒

## 告 示

### 埼玉県告示第三百号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年埼玉県告示第千二百十八号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

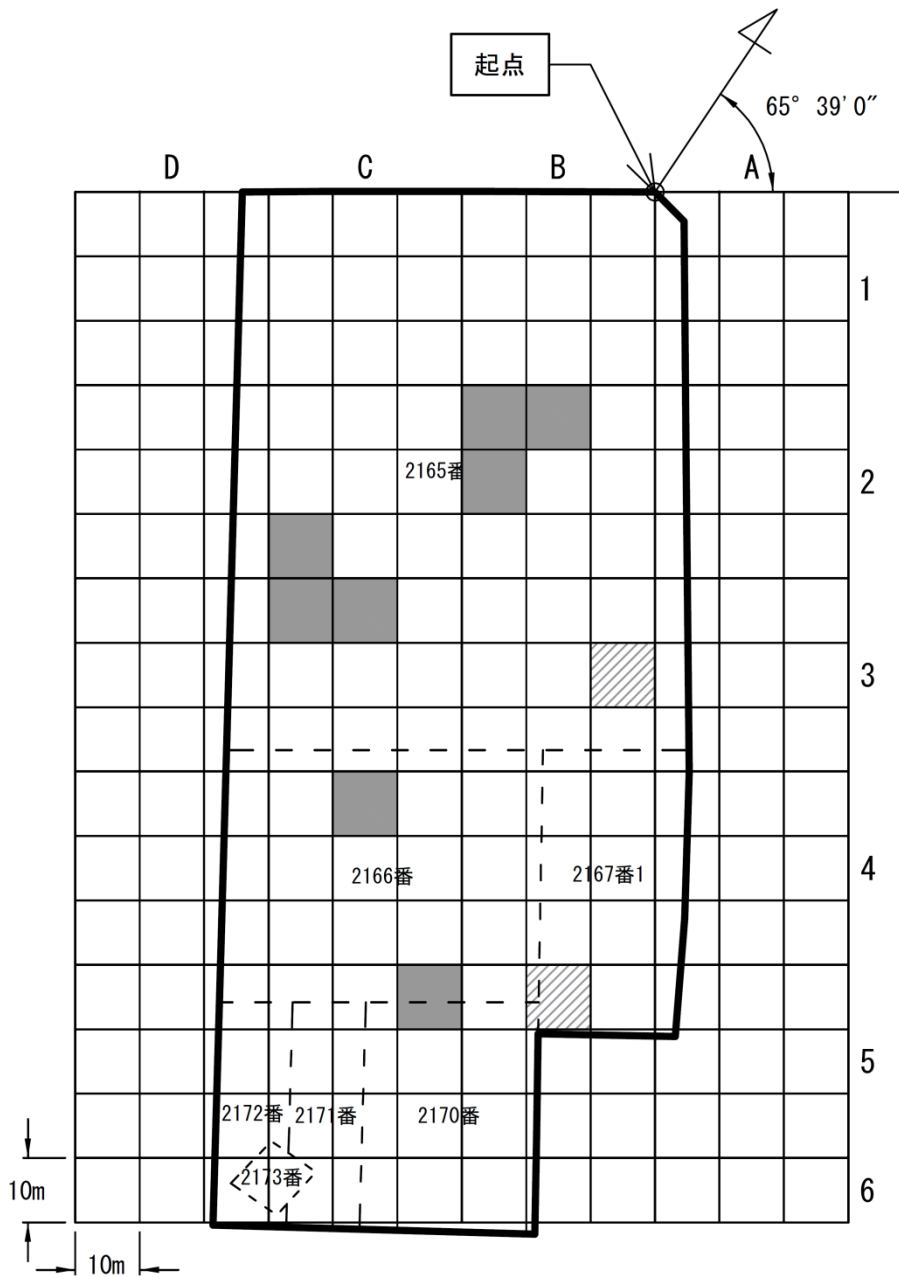
平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県戸田市川岸三丁目二千百六十五番の一部、二千百六十六番の一部及び二千百七十番の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壌の掘削による除去





別図




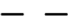
**起点**  
 起点は埼玉県戸田市川岸三丁目2165番の最北端とする。

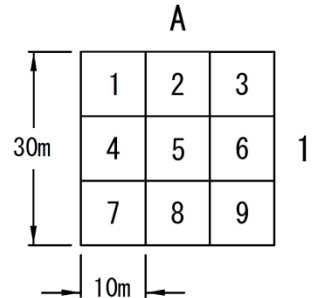
格子の回転角度 65° 39' 00"

 形質変更時要届出区域 (解除区画)

 形質変更時要届出区域 (未解除区画)

 敷地境界

 地番境界



# 告示

## 埼玉県告示第三百一号

平成二十五年埼玉県告示第四百四十号（土壌及び地下水の汚染の調査及び対策に関する指針）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

第一の二(ロ)ア(ア)の表以外の部分中「左欄に掲げる特定有害物質」の次に「（以下「親物質」という。）」を、右欄に掲げる特定有害物質」の次に「（以下「分解生成物」という。）」を加え、同(イ)の表のトリクロロエチレンの項及びテトラクロロエチレンの項中「シスー1,2ージクロロエチレン」の次に「、トランスー1,2ージクロロエチレン」を加え、同項の次に次のように加える。

四塩化炭素	ジクロロメタン
-------	---------

第一の二(ロ)ア(ア)の表のシスー1・ニージクロロエチレンの項中「シスー1,2ージクロロエチレン」の次に「及びトランスー1,2ージクロロエチレン」を加え、同表の「1・ニージクロロエチレン」の項中「シスー1,2ージクロロエチレン」の次に「、トランスー1,2ージクロロエチレン」を加える。

第一の二(ロ)ア(イ) a を次のように改める。

a 汚染土壌が存在するおそれがないと認められる土地

次のいずれかに該当する土地

- (a) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等を行っていた土地や、その使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地からその用途が全く独立している状態が継続している土地
- (b) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第12条の4の環境省令で定める基準に適合する有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設（水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第71号）の施行の際現に設置されているもの（設置の工事がされているものを含む。）を除く。）において水質汚濁防止法第14条第5項の規定による点検が適切に行われることにより、調査対象物質を含む水が地下へ浸透したおそれがないことが確認されている土地

第一の二(ロ)ア(イ) a の表の特定有害物質の種類」の項中「シスー1,2ージクロロエチレン」の次に「、トランスー1,2ージクロロエチレン」を加え、同表三十一メーニ格子内における調査時の範囲確定調査※の項中「試料採取等対象物質」を「調査対象物質」と改める。

第1の11(1)ヤ(2)の察中體積標準の質を証す' 同察の體積標準の質を察のよへに第2の2。

調査地点	気体から調査対象物質が検出された試料採取地点又は地下水から検出された調査対象物質が地下水基準に適合しなかった試料採取地点を含む単位区画が連続する範囲ごとに、基準不適合土壌が存在するおそれが当該検出範囲内で連続する他の単位区画と比較して多いと認められる単位区画の試料採取地点	別表第1に掲げる基準値(以下「第二溶出量基準」という。)を超える土壌が存在する単位区画及び当該単位区画に隣接する単位区画(概況調査において土壌溶出量基準又は土壌含有量基準を超えた単位区画に限る。)の試料採取地点。これ以外の単位区画については、30メートル格子に含まれる基準超過土壌が存在する単位区画のうち、調査対象物質ごとに土壌溶出量又は土壌含有量が最も高くなる単位区画において調査を実施すること。なお、30メートル格子に含まれる基準超過土壌が存在する単位区画の数が2以下であり、かつ隣接する30メートル格子において調査を実施する地点が設定されている場合には、当該30メートル格子内の調査を省略することができる。
------	--	--

第1の11(1)ヤ(2)や(3)ヤ(4)のよへに第2の2。

(4) 詳細調査の調査対象物質及び調査種類

詳細調査の調査対象物質及び調査種類は、次のとおりとする。

- a 概況調査における土壌ガス調査において検出された特定有害物質及び地下水中の特定有害物質濃度が地下水基準を超えた特定有害物質については、土壌溶出量調査
- b aの特定有害物質が1の(2)又は2の(1)の情報により把握した特定有害物質である場合であり、かつ、当該特定有害物質が親物質のいずれかに該当する場合、当該親物質の分解生成物については、土壌溶出量調査
  - c aの特定有害物質が1の(2)又は2の(1)の情報により把握した特定有害物質でない場合であり、かつ、aの特定有害物質が分解生成物であ







告示第19号」や「平成15年環境省告示第19号」並びに「測定し」や「測定した結果」並びに「回表の9の頁(欄)中「当該場所の周縁に1以上の」や「周縁の1以上の地点に」並びに「平成15年環境省告示第17号」や「平成15年環境省告示第17号」並びに「測定し」や「測定した結果」並びに「回表の6中に1以上の」や「の1以上の地点に」並びに「任意の回表の7の頁(欄)中に「土地」や「土壌」並びに「回表の4中に「任意の地点において」や「1地点の割合で」並びに「当該土壌について」や「当該土壌に含まれる」並びに「平成15年環境省告示第18号」や「平成15年環境省告示第18号」並びに「測定し」や「測定した結果」並びに「回表の4中に「1以上の」や「の1以上の地点に」並びに「平成15年環境省告示第17号」や「平成15年環境省告示第17号」並びに「測定し」や「測定した結果」並びに「回表の4中に「おおむね100立方メートル」や「100立方メートル以下」並びに「から採取した」や「の土壌を採取し、当該5点の」並びに「当該土壌について」や「当該土壌に含まれる」並びに「平成15年環境省告示第18号」や「平成15年環境省告示第18号」並びに「測定し」や「測定した結果」並びに「回表の4中に「1以上の」や「の1以上の地点に」並びに「平成15年環境省告示第17号」や「平成15年環境省告示第17号」並びに「測定し」や「測定した結果」に改める。

#### 附 則

- 1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）第七十七条第一項、第七十九条第一項若しくは第五項若しくは第八十条第一項若しくは第二項若しくは第二項に規定する調査に着手している者又は第七十八条第一項、第七十九条第二項若しくは第五項若しくは第八十条第三項に規定する計画の作成に着手している者若しくは汚染した土壌の処理若しくは汚染の拡散の防止の措置に着手している者に対する土壌及び地下水の汚染の調査及び対策に関する指針の適用については、なお従前の例によることができる。

# 告示

## 埼玉県告示第三百二二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
医療法人社団南愛会 しょうぶ眼科・内科	医療法人社団南愛会	久喜市菖蒲町菖蒲六〇〇八―一	平成三十一年二月一日
たにあい内科医院	谷合 誠一	富士見市上南畑二四〇―一	平成三十一年三月一日
在宅クリニック ハートフル熊谷	荒川 鋼作	熊谷市銀座一―一―二―三 AOSビルF	平成三十一年一月十一日
在宅クリニック こだま	医療法人社団彩美会	本庄市児玉町吉田林字千日 堂三九八―二	平成三十一年三月一日
新井医院	新井 康弘	秩父市下吉田三八一四	平成三十一年一月一日
医療法人善 あさ ひ耳鼻咽喉科クリ ニック	医療法人善	日高市高萩二四三六―一	平成三十一年三月一日
さくらデンタル	一般社団法人よ つば会	草加市弁天二―二二―三立 原ビルF	平成三十一年 二月一日



尾張 國広	早川 友幸	氏名	住所
ベガ整骨院	はやのて接骨院	名称	施術所 所在地
七 越谷市川柳町一―二三八― 二月八日	八潮市伊勢野四一三一― 三月一日		
			平成三十一年

二 指定施術機関

ン夢眠きたもと 訪問看護ステーション 夢眠きたもと	株式会社夢眠ホーム	あんしん訪問看護株式会社	株式会社スギ薬局	スギ薬局 フレスポ 桶川店	内田薬局	株式会社遠藤薬局 八潮店	マミー歯科	医療法人藤朋会 川角歯科医院
株式会社夢眠ホーム	株式会社スギ薬局	有限会社内田メデイカルサービス	株式会社遠藤薬局	鈴木 多佳子	医療法人藤朋会	入間郡毛呂山町川角四五五	平成三十一年 二月一日	
北本市緑二―二三一―三	本庄市早稲田の杜四―一五―二八	埼玉県桶川都市計画事業坂田西特定土地画整理事業内一―八街区一画地	北葛飾郡杉戸町内田一―一―二〇	八潮市大瀬六―一―六 B i V i 八潮一 F	北本市東間一―五九山ロピル一階	平成三十一年 二月一日		

上地 歩	並木 奈津子	松村 伸次	横山 友和	清水 健汰	堀場 忠生	戸塚 英人
KEiROW久喜 ステーション	訪問マッサージ KEiROW福生 ステーション	松村治療院	横山 友和	KEiROWさい たま緑区ステ ーション	KEiROW川越 ステーション	レイス治療院
八―一〇二	〇二 東京都福生市福生九四七― 一五サンフラワーハイツ二	新座市石神二―二―一〇	草加市花栗一―二七―一二 モデル口花栗Ⅱ二〇二	さいたま市緑区中尾三四三 ―一―二〇一	川越市霞ヶ関北二―八―一 ―一F	深谷市東方町三―二―一四
四月一日 平成三十一年	三月一日 平成三十一年	四月一日 平成三十一年	三月一日 平成三十一年	二月一日 平成三十一年	二月十日 平成三十年十	三月一日 平成三十一年

# 告示

## 埼玉県告示第三百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
医療法人七海会 こいずみクリニッ ク	所在地	上尾市小泉八四―三五	上尾市小泉二―七―一 九
ウエルシア薬局 草加手代店	所在地	草加市手代町一〇―一 ―一	草加市手代二―一八― 一七
ひまわり薬局	所在地	北本市北本宿一九六― 七	北本市緑三二九―一
鴻巣訪問看護ス テーション	所在地	鴻巣市中央二―一	鴻巣市天神五―一― 一―
TMGあさか訪 問看護ステーシ ョン	名称 所在地	朝霞台中央訪問看護ス テーション 朝霞市東弁財一―五― 八Kステーション〇〇― 一 号	TMGあさか訪問看護 ステーション 朝霞市西弁財一―八― 二―
鶴ヶ島訪問看護 ステーションピ アラボ	所在地	鶴ヶ島市脚折町三―五 ―一四ベルメゾン II一〇一―号	鶴ヶ島市脚折町四―一 六―一三フラン・グラ ―ス―一〇一―号

# 告 示

## 埼玉県告示第三百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団南愛会 しょうぶ眼科・内科	久喜市菖蒲町菖蒲六〇〇五―一モラ― ジュ菖蒲三階	平成三十一年一月 三十一日
在宅クリニックハ トフル熊谷	熊谷市銀座一―二―三AOSビル 一階	平成三十一年一月 十日
新井医院	秩父市下吉田三八一四	平成三十年十二月 三十一日
医療法人山岡内科小 児科	鶴ヶ島市上広谷四二―二八	平成三十年十二月 二十九日
さくらデンタル	草加市弁天二―二二―三立原ビルF	平成三十一年一月 三十一日
医療法人藤朋会 川 角歯科医院	入間郡毛呂山町川角四六三―一	平成三十一年一月 三十一日
内田薬局	北葛飾郡杉戸町内田一―一―一四	平成三十一年一月 三十一日

有限会社三共フアー マシー上柴店	深谷市上柴町西二―二二―一二	平成三十一年二月 十三日
---------------------	----------------	-----------------

二 指定施術機関

氏名	住所		名称	施 術 所	所在地	廃止年月日
小林 勉						
木下 尚子			まごころ治療院	所沢市狭山ヶ丘二― 八六―六	平成三十一年二月 四日	

# 告示

## 埼玉県告示第三百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	所在地	辞退年月日
北戸田アイクリニッ ク	戸田市美女木東一―三―イオンモ ル北戸田二F	平成三十一年二月 二十八日
浅井歯科クリニッ ク	鴻巣市吹上四九七―一四	平成三十一年三月 三十一日
イルカ薬局花みず 木店	坂戸市につさい花みず木三―二〇―八	平成三十一年三月 三十一日

### 二 指定施術機関

氏名	住所	施 術 所		辞退年月日
		名称	所在地	
於保不二雄		於保指圧鍼灸治療 室	富士見市鶴瀬東二― 二―一八	平成三十一年三月 二十四日

# 告示

## 埼玉県告示第三百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
居宅介護支援 事業所 ライ フプラン	所沢市星の宮 一―九―一〇 ア―ガスヒル ズ五九―一〇	株式会社リハ ロー	居宅介護支援	平成三十年一月 一日
ともえ薬局 吹上店	鴻巣市吹上富 士見一―七― 二八	アンデルセン エフアンドデー 株式会社	居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導	平成三十一年三 月一日
利根いこいの里 ショートステイ (ユニット型)	加須市大越一 九三三	社会福祉法人 潤青会	短期入所生活 介護	平成三十年二月 一日

# 告示

## 埼玉県告示第三百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

名称	変更事項		変更前	変更後	サービスの種類
	事業所所在地	事業所所在地			
埼玉県医療生活協同組合 羽生総合病院ふれあい介護相談所	事業所所在地	事業所所在地	羽生市上岩瀬 六三四―三	羽生市下岩瀬 四四六	居宅介護支援
ショートステイ 杜の家やしお	事業所所在地	事業所所在地	千葉県香取市 沢二四五九―	千葉県千葉市 美浜区中瀬二 ―六―一	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
特別養護老人ホーム 杜の家やしお	事業所所在地	事業所所在地	千葉県香取市 沢二四五九―	千葉県千葉市 美浜区中瀬二 ―六―一	介護老人福祉施設
グリーンケア秩父店	事業所所在地	事業所所在地	秩父市荒川上 田野七七二―	秩父市荒川上 田野七八五―	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売



<p>たから薬局 入曾 店</p>	<p>訪問介護事業所 なのはな</p>
<p>事業所 所在地</p>	<p>事業所 所在地</p>
<p>東京都豊島区 南池袋二丁目六 〇一</p>	<p>ふじみ野市上 五福岡六丁目四</p>
<p>東京都豊島区 南池袋二丁目二 九一</p>	<p>神奈川県横浜市 緑区上山二 一三五</p>
<p>居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導</p>	<p>訪問介護</p>

# 告示

## 埼玉県告示第三百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり休止の届出があった。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

名称	アースサポート 所沢
所在地	所沢市並木三一一六 一〇七
サービスの種類	訪問介護
休止年月日	平成三十一年一月 一日

告 示

埼玉県告示第三百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
埼玉医療生活協同組合 羽生総合病院	羽生市上岩瀬五 一	訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 居宅療養管理指導	平成三十年四月三十日
なごみ診療所	白岡市野牛一三 二八―二―三〇 二	居宅療養管理指導	平成二十九年四月三十日
医療法人耀成会 柏原歯科医院	大里郡寄居町寄 居九五七―七	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成三十年十二月三十一日

<p>ユニコ調剤薬局 ユニメック</p>	<p>有限会社ユニコ調剤薬局</p>	<p>ノエル薬局</p>	<p>ユニコ薬局 高坂店</p>	<p>しろくま薬局 南台店</p>	<p>清見薬局</p>	<p>ユニコ薬局 ふじみ野店</p>	<p>あおぞら薬局 瀬店</p>								
<p>坂戸市関間 一―一八</p>	<p>坂戸市八幡 二―九</p>	<p>蓮田市井沼 八―三</p>	<p>東松山市松風 九―一</p>	<p>ふじみ野市南 台 一―七―二五</p>	<p>ふじみ野市清見 一―二―一三</p>	<p>富士見市ふじみ 野西一―二― 四斉藤ビルII 二階</p>	<p>入間郡毛呂山町 若山一―八―七</p>								
<p>介護予防居宅療養 管理指導</p>	<p>居宅療養管理指導</p>	<p>介護予防居宅療養 管理指導</p>	<p>居宅療養管理指導</p>	<p>介護予防居宅療養 管理指導</p>	<p>居宅療養管理指導</p>	<p>介護予防居宅療養 管理指導</p>	<p>居宅療養管理指導</p>	<p>介護予防居宅療養 管理指導</p>	<p>居宅療養管理指導</p>	<p>介護予防居宅療養 管理指導</p>	<p>居宅療養管理指導</p>	<p>介護予防居宅療養 管理指導</p>	<p>居宅療養管理指導</p>	<p>介護予防居宅療養 管理指導</p>	<p>居宅療養管理指導</p>
<p>平成三十一年三月 三十一日</p>	<p>平成三十一年三月 三十一日</p>	<p>平成三十一年二月 二十八日</p>	<p>平成三十一年三月 三十一日</p>	<p>平成三十一年三月 三十一日</p>	<p>平成三十一年三月 三十一日</p>	<p>平成三十一年三月 三十一日</p>	<p>平成三十一年三月 三十一日</p>								

グループホーム 越生町やすらぎ	デイサービスセン ター遊・蔵	デイサービスセン ターあつたかの 家みさと	さくら訪問看護ス テーション	あおぞら薬局 鶴ヶ島店	あおぞら薬局 藤金店	あおぞら薬局 清水町店	ユニコ薬局 東坂戸店
入間郡越生町越 生九六九一	蕨市錦町六一九 一三三	三郷市半田二四 一	朝霞市本町一 三四一五〇五 ラージュ	鶴ヶ島市富士見 二二八一六	鶴ヶ島市藤金三 〇四一二	坂戸市清水町四 六〇ライフ ルマンション 〇二号室	坂戸市東坂戸二 八一〇四
介護予防認知症対 応型共同生活介護	認知症対応型共同 生活介護	介護予防通所介護	通所介護	介護予防訪問看護	訪問看護	介護予防居宅療養 管理指導	居宅療養管理指導
平成二十九年二月一 日	平成三十一年二月二 十八日	平成二十七年十一月 一日	平成三十年十一月一 日	平成三十一年三月三 十一日	平成三十一年三月三 十一日	平成三十一年三月三 十一日	平成三十一年三月三 十一日

利根いこの里 ショートステイ (ユニット型)	小川ひなた荘指定 通所介護事業所	小川ひなた荘指定 居宅介護支援事業所
加須市大越一九 三三	比企郡小川町小 川一五四八―一	比企郡小川町小 川一五四八―一
短期入所生活介護	通所介護 介護予防通所介護	居宅介護支援
平成三十年四月三十日	平成二十八年三月三十一日	平成二十八年三月三十一日

# 告 示

## 埼玉県告示第三百十号

旅館業法施行条例（昭和三十三年埼玉県条例第十四号）第一条の二第四号の主として児童の利用に供される施設又は多数の児童の利用に供される施設で、知事が告示で指定するものを次のとおり定め、平成三十一年四月一日から施行する。

平成二十六年埼玉県告示第千二百二十九号（旅館業法施行条例第一条の二第四号に該当する施設の指定）は、平成三十一年三月三十一日限り、廃止する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

熊谷市

名称	位置
妻沼運動公園	熊谷市飯塚二百番地
江南総合公園	熊谷市板井三百七十七番地一
熊谷運動公園	熊谷市小島百五十七番地一
妻沼東運動公園	熊谷市上須戸九百五十二番地一
熊谷荒川緑地	熊谷市熊谷二千五百五十三番地二
村岡荒川緑地	熊谷市村岡二千六十二番地一
久下荒川緑地	熊谷市久下四千七百十七番地
利根川総合運動公園	熊谷市葛和田、大野、妻沼台地先
熊谷市立市民体育館	熊谷市桜木町二丁目三十三番地五
熊谷市立大里体育館	熊谷市津田二十一番地
熊谷市立江南体育館	熊谷市江南中央二丁目三番地一
熊谷市立籠原体育館	熊谷市籠原南三丁目十五番地四
熊谷市立大里総合グラウンド	熊谷市中曾根六百五十番地
熊谷市立江南総合グラウンド	熊谷市押切二千四百三十六番地
熊谷市立武道館	熊谷市江波三百六十三番地

行田市

名称	位置
行田市総合体育館	行田市大字和田千二百四十二番地
行田市民プール	行田市本丸三番五号
行田市門井球場	行田市門井町二丁目二十三番地
行田市下須戸運動場	行田市大字下須戸六百三十七番地外

秩父市

名称	位置

埼玉県立大滝げんきプラザ	秩父市大滝五千九百四十四番地二
大宮児童公園	秩父市宮側町九番
けやき公園	秩父市相生町十一番
大野原児童公園	秩父市大野原二百番地七十

所沢市

名称	位置
所沢市総合運動場	所沢市並木五丁目三番地
所沢市北野総合運動場	所沢市北野二丁目二十九番地の二
滝の城址公園運動場	所沢市大字城二十三番地の一
所沢市北中運動場	所沢市北中四丁目七百七十四番地の二
所沢市狭山湖運動場	所沢市大字上山口千二百三十三番地
所沢航空記念公園野球場	所沢市並木一丁目十三番地
所沢市民武道館	所沢市大字中富千六百十四番地の二
富士見公園	所沢市中新井三丁目二十三番
上砂公園	所沢市緑町四丁目十番
根岸公園	所沢市宮本町二丁目十七番
小手指公園	所沢市小手指町一丁目三十二番地
長者久保公園	所沢市くすのき台一丁目三番地の一
小谷公園	所沢市小手指南三丁目四十二番地の二
長野公園	所沢市小手指町三丁目二十三番地の一
北山公園	所沢市大字松郷百五十二番地の一
中富南公園	所沢市中富南四丁目二十四番地
寿町公園	所沢市寿町九番地
山ノ上公園	所沢市喜多町三番地
北の台公園	所沢市くすのき台三丁目九番地の一
松郷南公園	所沢市大字松郷九十二番地の一
名古屋公園	所沢市東所沢五丁目八番地
花園西公園	所沢市花園二丁目二千四百五番地の七

飯能市

名称	位置
埼玉県立名栗げんきプラザ	飯能市大字上名栗千二百八十九番地の二
阿須運動公園	飯能市大字阿須地内
前田公園	飯能市新町十七番
玉宝公園	飯能市東町三十番



柿堂公園	飯能市栄町十三番地
上ノ台公園	飯能市原町百二十二番地の一
橋場公園	飯能市緑町九番地
水押公園	飯能市緑町二十五番地
見晴らし公園	飯能市美杉台四丁目一番
ひかり公園	飯能市美杉台三丁目十一番
もみじ公園	飯能市美杉台二丁目十四番
こぶし公園	飯能市美杉台五丁目十番
ひだまり公園	飯能市美杉台七丁目二番
おひさま公園	飯能市征矢町二十四番五
加能里遺跡公園	飯能市大字笠縫三百十七番地四

加須市

名称	位置
埼玉県立加須げんきプラザ	加須市花崎四百五十六番地
加須市加須未来館	加須市外野三百五十番地一
諏訪公園	加須市諏訪一丁目十番
久本公園	加須市久下一丁目五番
栄楽公園	加須市東栄二丁目十五番
久下東公園	加須市久下五丁目七番
久下北公園	加須市久下五丁目十五番
久下南公園	加須市久下四丁目十四番
富士見公園	加須市富士見町十番
いちよう公園	加須市花崎北三丁目十八番
さくら公園	加須市花崎北三丁目四番
花崎駅南公園	加須市花崎一丁目十五番
六郷公園	加須市花崎一丁目三十三番
房後公園	加須市花崎三丁目二十八番
新立公園	加須市花崎四丁目四番
花崎愛宕公園	加須市花崎四丁目二十五番
本村南公園	加須市久下一丁目三十七番
水通公園	加須市久下二丁目二十八番
田中公園	加須市久下四丁目三十七番
久下公園	加須市久下一丁目二十三番
川口北公園	加須市川口一丁目三番

花彦西公園	加須市川口二丁目十九番
花彦東公園	加須市川口三丁目三番五
岡公園	加須市川口三丁目十四番一
鳩山公園	加須市鳩山町七番六
東栄公園	加須市東栄一丁目千三百七十二番一
新田裏公園	加須市騎西四十九番
町裏公園	加須市騎西三十四番
元町裏公園	加須市騎西十番
古宮公園	加須市正能四番
立山公園	加須市鴻荃九番一
大道公園	加須市正能十四番
種足城址公園	加須市上種足四百五十番一
水の郷ふれあい公園	加須市柳生千二百三十一番一
下堤外児童公園	加須市北下新井千九百三十一番四
本村公園	加須市芋荃千八百八十三番五外

本庄市

名称	位置
本庄市いちよう公園	本庄市見福五丁目七百二十一番
本庄市さくら公園	本庄市緑一丁目二千八百八十六番
本庄市見福公園	本庄市見福二丁目五千百三十五番
本庄市若泉第一公園	本庄市中央三丁目五十三番三外
本庄市若泉第二公園	本庄市千代田四丁目五十二番外

東松山市

名称	位置
前山公園	東松山市松山町二丁目千二百四十八番地二
材木町第一公園	東松山市材木町四千二百十九番地二
新宿町児童公園	東松山市新宿町二十一番地
山崎町児童公園	東松山市山崎町十一番
箭弓町第一公園	東松山市箭弓町一丁目五千二百五十三番地一
稲荷林公園	東松山市元宿一丁目二十七番
中通公園	東松山市元宿二丁目二十四番
西久保公園	東松山市元宿一丁目三十七番
大門公園	東松山市元宿二丁目七番二

上後原公園	東松山市元宿一丁目四番
前通公園	東松山市元宿二丁目二十八番
かきの木公園	東松山市松風台十一番
殿山南公園	東松山市殿山町五番地
沢口南公園	東松山市沢口町三番地
沢口北公園	東松山市沢口町二十三番地
砂田第2公園	東松山市砂田町七番地
諏訪公園	東松山市小松原町十六番
川風公園	東松山市あずま町一丁目十九

春日部市

名称	位置
春日部市総合体育館	春日部市谷原新田千五百五十七番地一
春日部市営大沼運動公園グラウンド	春日部市大沼七丁目十二番地
春日部市立市民体育館	春日部市大沼七丁目十二番地
春日部市南栄町グラウンド	春日部市南栄町十七番地
春日部市谷原グラウンド	春日部市谷原一丁目三番地
春日部市立沼テニス場	春日部市中央八丁目六番地
春日部市立市民武道館	春日部市大沼二丁目百七番地
春日部市牛島野球場	春日部市牛島六百二十六番地
春日部市庄和体育館	春日部市金崎六百十六番地
春日部市庄和テニスコート	春日部市金崎七百五十九番地
春日部市庄和球場	春日部市一ノ割四丁目五百九十一番地
一ノ割上根公園	春日部市一ノ割四丁目五百九十一番地
牛島古川公園	春日部市牛島四百三十九番地一
大沼第3公園	春日部市大沼三丁目七十一番地
大沼第4公園	春日部市大沼四丁目三十九番地
大沼第5公園	春日部市大沼五丁目百四十六番地
大沼第6公園	春日部市大沼六丁目九十二番地
川面公園	春日部市南中曾根百九十七番地一
倉松公園	春日部市八丁目四百四十五番地二
武里第6公園	春日部市千間一丁目九十九番地
中央町第2公園	春日部市中央七丁目五番地
中央町第4公園	春日部市中央一丁目五番地

名称	位置
羽生市体育館	羽生市東九丁目一番地一
栄町公園	羽生市西二丁目十二番
小松道上公園	羽生市西三丁目十六番
大和町公園	羽生市北三丁目七番
羽生平和公園	羽生市東六丁目二番
旭町公園	羽生市南五丁目十三番
小松道下公園	羽生市南二丁目二十七番
元町公園	羽生市南二丁目千二百四十番一
上新郷公園	羽生市上新郷千八百二十二番
宮田1号公園	羽生市南七丁目十五番一
前谷公園	羽生市南六丁目四番一
城沼公園	羽生市東七丁目八番五
稲子前公園	羽生市東三丁目四十五番
栃木東公園	羽生市東三丁目十九番
小松公園	羽生市小松二百八十番
山の公園	羽生市南羽生二丁目三十一番十三

羽生市	
豊町第4公園	春日部市豊町五丁目十二番地一
豊町第3公園	春日部市豊町四丁目四番地一
豊町第2公園	春日部市豊町二丁目十二番地一
豊町第1公園	春日部市豊町一丁目三番地五
谷原第4公園	春日部市谷原三丁目三番地
谷中公園	春日部市栄町三丁目百六十五番地
八木崎公園	春日部市八木崎六千九百十八番地一
元町公園	春日部市粕壁東一丁目千七百八十三番地三
宮田記念公園	春日部市備後東二丁目千四百五十二番地一
藤塚第3公園	春日部市本田町二丁目百四十番地
藤塚第1公園	春日部市六軒町百四十五番地
深町公園	春日部市栄町一丁目二百三十番地
備後正善公園	春日部市備後東六丁目七百三番地
豊野町第2公園	春日部市豊野町一丁目二十三番地
塚内公園	春日部市栄町二丁目百二十六番地
中央町第5公園	春日部市中央三丁目七番地

風の公園	羽生市南羽生四丁目十二番三
上新郷町並公園	羽生市上新郷五千九百八十八番一
上川崎公園	羽生市川崎二丁目二百六十七番一

鴻巣市

名称	位置
宮地公園	鴻巣市宮地五丁目三十五番
東町公園	鴻巣市東一丁目三十七番
東裏1号公園	鴻巣市東三丁目七十二番
東裏2号公園	鴻巣市東三丁目一番
大間公園	鴻巣市大間三丁目二千五十七番
上生出塚1号公園	鴻巣市生出塚二丁目七百八十五番三百七十二
下町公園	鴻巣市箕田四千百七十七番一
筑波児童公園	鴻巣市筑波一丁目九十番
新宿第一公園	鴻巣市新宿一丁目二百二十八番
赤見台中央公園	鴻巣市赤見台一丁目八番二
はぎ公園	鴻巣市ひばり野二丁目十三番六十九
ひばり野中央公園	鴻巣市ひばり野一丁目二百八十六番九十一
こでまり公園	鴻巣市中央百三十八番百九十六
宮前公園	鴻巣市宮前四百六十三番一
氷川町1号公園	鴻巣市氷川町四番
氷川町2号公園	鴻巣市氷川町三十番
氷川町3号公園	鴻巣市氷川町四十二番
氷川町4号公園	鴻巣市氷川町五十六番
人形1丁目2号公園	鴻巣市人形一丁目三千百二十七番一
富士見公園	鴻巣市吹上富士見四丁目七百七十七番五十九
本町せせらぎ公園	鴻巣市吹上本町二丁目二百三十八番二
鎌塚イベント公園	鴻巣市鎌塚二丁目二千六百六十二番三
本町五丁目児童公園	鴻巣市吹上本町五丁目二千三百十三番三
ふれあい公園	鴻巣市北根八百二十一番一
フレンドパーク	鴻巣市広田三千五百二十二番
なかよし公園	鴻巣市屈巢四千二百四十五番二
茜通り公園	鴻巣市広田二千五番

加美2丁目公園	鴻巣市加美二丁目千九百九十三番十七
広田中央2号公園	鴻巣市赤城七十一番

深谷市

名称	位置
深谷市民体育館	深谷市本住町十七番二号
東公園多目的広場	深谷市幡羅町一丁目十四番一号
上柴中央公園野球場	深谷市上柴町西四丁目一番一号
常盤公園テニスコート	深谷市常盤町五十八番二
柴崎公園多目的広場	深谷市上柴町東二丁目二十四番一号
東方公園多目的広場	深谷市東方町二丁目二十三番
上宿公園	深谷市上柴町西六丁目八番一号
泉台公園	深谷市上野台五百七番一
やよい公園	深谷市常盤町八十番一
武川中央公園	深谷市武川百八十七番

上尾市

名称	位置
緑丘公園	上尾市緑丘五丁目十五番三
栄町公園	上尾市栄町五十番地四
春日第一公園	上尾市春日一丁目四十二番
春日第二公園	上尾市春日二丁目四番
かわらぶき公園	上尾市大字瓦葺二千二百五十三番地
錦町中央公園	上尾市錦町七番地七
梅田公園	上尾市泉台二丁目九番
井戸木公園	上尾市井戸木四丁目三十五番
中妻第一公園	上尾市中妻一丁目四番
浅間台第一公園	上尾市浅間台一丁目十番
浅間台第二公園	上尾市浅間台二丁目六番
浅間台第三公園	上尾市浅間台三丁目十三番
西宮下公園	上尾市西宮下四丁目二百三十七番一
もみじ公園	上尾市向山一丁目二十番
こぶし公園	上尾市今泉一丁目三十二番
原新町南公園	上尾市原新町四番六

草加市

草加市スポーツ健康都市記念体 育館	草加市瀬崎六丁目三十一番一号
草加市市民体育館	草加市松江一丁目一番八号
草加市営総合運動場	草加市青柳七丁目七十番十号
草加市営吉町グラウンド	草加市吉町四丁目八百八十九番地
市民温水プール	草加市柿木町百六十三番地一
そうか公園多目的運動広場	草加市柿木町二百七十二番地一
そうか公園テニスコート	草加市柿木町二百七十二番地一
工業団地公園野球場	草加市稲荷五丁目十四番
青柳八丁目公園	草加市青柳八丁目千九百七十四番一外
青柳四丁目ふれあい公園	草加市青柳四丁目六百三十五番外
稲荷上根公園	草加市稲荷五丁目四番七
稲荷北公園	草加市稲荷四丁目二十五番一
稲荷公園	草加市稲荷六丁目八百六十二番
稲荷下根公園	草加市稲荷三丁目二十三番一
稲荷西公園	草加市稲荷四丁目五番一
稲荷東公園	草加市稲荷四丁目三十番九
北谷三丁目公園	草加市北谷三丁目百二十五番一外
篠葉公園	草加市弁天六丁目百七十一番一外
新栄北公園	草加市新栄三丁目二十八番
新栄中央公園	草加市新栄二丁目三十五番
新栄東公園	草加市新栄一丁目四十九番
新栄道下公園	草加市新栄一丁目十八番
新善第3公園	草加市新善町四百四十九番三外
清門中央公園	草加市清門二丁目二十五番外
瀬崎蒲原公園	草加市瀬崎六丁目二十八番
瀬崎山王公園	草加市瀬崎六丁目四番
瀬崎角田公園	草加市瀬崎四丁目十三番
瀬崎氷川公園	草加市瀬崎六丁目十六番
草加吉町公園	草加市吉町三丁目七百十四番一外
辰井川上町公園	草加市谷塚上町六百七十二番二十二
中央二丁目公園	草加市中央二丁目百四十番二
手代中央公園	草加市手代町千八番
苗塚塚前公園	草加市苗塚町百九十二番三外

氷川上田公園	草加市氷川町二千百六十番
氷川中公園	草加市氷川町二千百四番十四
弁天公園	草加市弁天四丁目四百一番
谷塚仲桃の木公園	草加市谷塚仲町百六十二番一外
谷塚ふれあい公園	草加市谷塚町七百八十一番一
谷塚南公園	草加市谷塚二丁目二十八番
八幡西公園	草加市八幡町九百三十三番一外
両新田東公園	草加市両新田東町四番外
松江児童遊園	草加市松江三丁目三百三十六番十九外
谷塚西沼田公園	草加市谷塚二丁目十八番
八幡中公園	草加市八幡町千二百四十七番外
青柳東公園	草加市青柳三丁目四千二百八十四番

蕨市

名称	位置
郷南公園	蕨市錦町二丁目十七番
春日公園	蕨市錦町五丁目十三番
わらびりんご公園	蕨市錦町六丁目五番
わらび公園	蕨市北町一丁目十七番
北町公園	蕨市北町一丁目二十七番
北五公園	蕨市北町五丁目五番
中央公園	蕨市中央三丁目九番
中の宮公園	蕨市中央四丁目九番
ふるさと土橋公園	蕨市中央六丁目五番
下蕨公園	蕨市中央七丁目四十一番
西仲公園	蕨市南町一丁目三番
あけぼの公園	蕨市南町一丁目十五番
大荒田交通公園	蕨市南町二丁目三番
まつのき公園	蕨市南町二丁目二十番
三和公園	蕨市南町二丁目二十三番
せせらぎ公園	蕨市南町四丁目三番
みずほ公園	蕨市南町四丁目十九番
若葉公園	蕨市南町四丁目三十八番
末広公園	蕨市塚越一丁目十番
仁中歩公園	蕨市塚越二丁目二番



塚越公園	蕨市塚越三丁目十九番
蕨市民体育館	蕨市北町一丁目二十七番十五号

戸田市

名称	位置
戸田市スポーツセンター	戸田市大字新曾千二百八十六番地
上町第一公園	戸田市下戸田二丁目十番二
上町第二公園	戸田市下戸田二丁目十九番十四
元蕨第一公園	戸田市上戸田一丁目五番一
元蕨第二公園	戸田市上戸田二丁目十一番一
元蕨第三公園	戸田市上戸田二丁目九番一
東町公園	戸田市上戸田二丁目四十一番地
鍛冶谷町公園	戸田市上戸田三丁目十八番六
新田口公園	戸田市上戸田五丁目二十八番
立野際公園	戸田市喜沢一丁目四十九番地の二
番匠免公園	戸田市美女木八丁目六番地
重瀬公園	戸田市美女木一丁目二十二番地
美女木公園	戸田市美女木二丁目二十番地
菽雨公園	戸田市美女木三丁目十二番地
堀ノ内公園	戸田市美女木七丁目六番地
修行目公園	戸田市美女木六丁目四番地
砂場公園	戸田市美女木四丁目十四番地
美笹公園	戸田市美女木五丁目五番地
柳坪公園	戸田市笹目四丁目二十二番地
天王公園	戸田市笹目五丁目十九番地
山宮公園	戸田市笹目四丁目二十九番地
谷口公園	戸田市笹目一丁目二十番地
根木橋公園	戸田市笹目二丁目二十二番地
圃中公園	戸田市笹目三丁目十三番地
野竹公園	戸田市笹目六丁目四番地
下町公園	戸田市笹目六丁目二十六番地
夏浜公園	戸田市笹目七丁目九番地
早瀬公園	戸田市笹目八丁目五番地
後第一公園	戸田市喜沢一丁目二十九番地の一
後第二公園	戸田市喜沢一丁目八番地の一

氷川公園	戸田市中町一丁目二十八番地の六
喜沢第一公園	戸田市喜沢二丁目二十四番地の一
喜沢第二公園	戸田市喜沢二丁目十七番地の一
外仲田公園	戸田市美女木二丁目三十一番地の一
山宮北公園	戸田市笹目四丁目四十四番地
谷口北公園	戸田市笹目北町四丁目一番地
笹目南公園	戸田市笹目南町十六番
馬場公園	戸田市新曾南二丁目四千九百三十二番
川岸公園	戸田市川岸二丁目十一番
下前公園	戸田市下前二丁目十番二十
下戸田第一公園	戸田市下戸田一丁目十八番十四
下戸田第二公園	戸田市下戸田一丁目十五番九
後谷第二公園	戸田市上戸田四丁目二番十二
荒井前公園	戸田市下戸田二丁目二番一
後谷第一公園	戸田市上戸田一丁目二十一番一
中町公園	戸田市中町一丁目十一番地の四
早瀬東公園	戸田市早瀬一丁目二十番
笹目南さくら公園	戸田市笹目南町十八番一
けやき公園	戸田市氷川町一丁目十二番
本村公園	戸田市本町三丁目十二番
立野際小公園	戸田市喜沢二丁目九番地
喜沢南児童遊園地	戸田市喜沢南一丁目四番
中町2丁目児童遊園地	戸田市中町二丁目九番地
本町4丁目児童遊園地	戸田市本町四丁目七番
南町児童遊園地	戸田市南町四番十五
新曾南1丁目児童遊園地	戸田市新曾南一丁目十番
新曾南4丁目児童遊園地	戸田市新曾南四丁目五番
氷川町児童遊園地	戸田市氷川町一丁目十番
根木橋児童遊園地	戸田市笹目南町二十一番
喜沢2丁目児童公園	戸田市喜沢二丁目六番地
下戸田1丁目児童公園	戸田市下戸田一丁目五番
後谷児童遊園地	戸田市上戸田四丁目十一番
本町1丁目児童遊園地	戸田市本町一丁目十八番
川岸3丁目遊園地	戸田市川岸三丁目七番

本町2丁目児童遊園地	戸田市本町二丁目十五番
南町児童公園	戸田市南町七番
馬場ふれあい公園	戸田市新曾南二丁目二番
氷川町1丁目児童公園	戸田市氷川町一丁目五番
芦原たんぼ公園	戸田市新曾稻荷千二百九十九番地の一
ボール公園	戸田市大字下笹目百十六番地の四外二十一 筆

入間市

名称	位置
入間市青少年活動センター	入間市大字小谷田千六百八十一番地一
中央公園プール	入間市大字扇町屋千二百五十番地一
運動公園プール	入間市豊岡四丁目二番一号
東町公園	入間市東町七丁目十番三十八号
金子駅前公園	入間市大字南峯四百三十二番地十

朝霞市

名称	位置
終塚古墳歴史広場	朝霞市岡三丁目十七番
上野荒川運動公園	朝霞市大字上内間木六百五十一番地の一
朝霞市立総合体育館	朝霞市青葉台一丁目八番一号
朝霞市立武道館	朝霞市本町一丁目十二番三号
溝沼子どもプール	朝霞市大字溝沼千三十三番
北割公園	朝霞市西原二丁目六番
浜崎公園	朝霞市浜崎三丁目七番
西久保公園	朝霞市東弁財二丁目十三番
弁財公園	朝霞市東弁財三丁目十二番
南割公園	朝霞市西弁財一丁目十二番
越戸公園	朝霞市栄町一丁目五番
上の原公園	朝霞市幸町三丁目九番
泉水公園	朝霞市泉水二丁目十二番
島の上公園	朝霞市膝折町四丁目十八番
広沢公園	朝霞市本町三丁目二番
あけぼの公園	朝霞市仲町二丁目九番
南の風公園	朝霞市本町三丁目六番
水久保公園	朝霞市根岸台七丁目十六番外

北浦公園	朝霞市膝折町四丁目二番
田島公園	朝霞市田島二丁目八番
中道公園	朝霞市本町一丁目三十八番
いずみ公園	朝霞市泉水一丁目三番
三原公園	朝霞市三原一丁目二十四番
宮戸ハケタ公園	朝霞市宮戸四丁目六番
根岸台自然公園	朝霞市根岸台八丁目八番
向原公園	朝霞市根岸台七丁目四十八番

和光市

名称	位置
広沢原児童公園	和光市広沢四千八百二十三番地二十三
本町児童公園	和光市本町四千五百番地九
ワンプク公園	和光市丸山台三丁目二番地
柿ノ木坂児童公園	和光市新倉一丁目三千八百十九番地
西午房児童公園	和光市南一丁目二千六百六十番地五
南越ノ上児童公園	和光市白子二丁目千三百八十三番地七
せせらぎ公園	和光市丸山台二丁目一番地
緑の公園	和光市丸山台二丁目二十三番地
チビッコ公園	和光市丸山台一丁目三番地
越後山中央公園	和光市南一丁目地内
まました橋公園	和光市下新倉二丁目五千九百三十一番地
ひだまり公園	和光市下新倉二丁目五千五百三十番地
桜坂公園	和光市下新倉二丁目五千八百九十八番地
ふたば公園	和光市新倉五丁目二千十七番地
みつば公園	和光市新倉五丁目二千十三番地一外
よつば公園	和光市新倉四丁目三千七番地
上谷津公園	和光市新倉一丁目三千三百五十六番地一外
和光市総合体育館	和光市広沢三番一号
和光市運動場	和光市南二丁目二番二号
坂下庭球場	和光市下新倉四丁目二十番三十三号

新座市

名称	位置
新座市立歴史民俗資料館	新座市片山一丁目二十一番二十五号
新座市東北コミュニティセンタ	新座市東北二丁目二十八番五号

名称	位置
新座市西堀・新堀コミュニティセンター	新座市新堀一丁目五番九号
新座市営殿山運動場	新座市堀ノ内三丁目千八百二十九番
新座市営馬場運動場	新座市馬場四丁目三千九百八十番
新座市営大和田運動場	新座市大和田三丁目九十七番
新座市営堀ノ内少年運動場	新座市堀ノ内三丁目千七百八十二番一
新座市営野火止運動場	新座市野火止四丁目六百八十番
新座市営西堀庭球場	新座市本多二丁目九百四十四番三
新座市営本多庭球場	新座市本多二丁目百二十七番一
新座市営大和田ファミリール	新座市大和田五丁目五番十六号
新座市民総合体育館	新座市本多二丁目一番二十号
福祉の里体育館	新座市新塚一丁目四番五号
北野公園	新座市北野三丁目百十八番一外
東北公園	新座市東北二丁目四番百
下東公園	新座市東北二丁目九番百二
富士塚公園	新座市東北二丁目二十五番百一
三軒屋公園	新座市東北二丁目二十八番百二
野寺公園	新座市野寺一丁目七百六十三番外
馬場第二公園	新座市馬場二丁目百十九番
野火止七丁目公園	新座市野火止七丁目四百二十六番一の一部
畑中黒目川公園	新座市畑中二丁目五千九百九十四番外
野火止上北ふれあい公園	新座市野火止五丁目二千四百十三番
野火止六丁目ふれあい公園	新座市野火止六丁目千七百七番
野火止七丁目ふれあい公園	新座市野火止七丁目三千二百六十八番
野火止用水公園	新座市野火止六丁目千三百四十番外
新座セントラルキッズパーク	新座市道場二千四十二番二十の一部外

久喜市

青葉公園野球場	久喜市青葉三丁目一番一号
清久公園野球場	久喜市清久町九番
寺田公園テニスコート	久喜市菖蒲町菖蒲五千十三番地九十一
森下緑地グラウンド	久喜市菖蒲町下栢間五千四百九十五番地一
あやめ公園運動広場	久喜市菖蒲町新堀千六百九十五番地
寺田緑地グラウンド	久喜市菖蒲町菖蒲五千十三番地四十二
ふれあい広場グラウンドゴルフ場	久喜市菖蒲町三箇二千八百三十四番地
南栗橋近隣公園テニスコート	久喜市南栗橋十丁目十八番地二
おやまの公園	久喜市吉羽二丁目三十二番地
高田公園	久喜市吉羽三丁目十六番地
沼向公園	久喜市吉羽五丁目十番地
山下公園	久喜市吉羽四丁目十二番地
吉羽児童公園	久喜市吉羽一丁目九番地
大谷公園	久喜市江面千九百三十二番一外
金山公園	久喜市菖蒲町菖蒲五千十三番地百九十一
鎮守の森公園	久喜市菖蒲町上栢間三千三百十二番地一
南栗橋第4公園	久喜市南栗橋五丁目十番地
深田公園	久喜市桜田四丁目八番六
未来公園	久喜市桜田三丁目十番五十三外
西大輪第2公園	久喜市西大輪二丁目四番地
葛梅公園	久喜市葛梅二丁目十五番地一

北本市

名称	位置
中丸公園	北本市中丸六丁目八十二番地
宮内公園	北本市宮内一丁目百二十一番地一
北本宿緑地公園	北本市緑三丁目四百三十七番地外
宮内スポーツ広場	北本市宮内六丁目二百七十七番地一外
サンマンション東間公園	北本市東間五丁目九十番地三
朝日ワコレ公園	北本市朝日二丁目二百三十八番地三
深井スポーツ広場	北本市深井四丁目百六十三番地一
中丸スポーツ広場	北本市中丸九丁目二十五番地
北本総合公園	北本市古市場一丁目百六十七番地外
荒井公園	北本市荒井三丁目九十二番地

東間6丁目わくわく公園

北本市東間六丁目六十七番地二外

富士見市

名称	位置
水子貝塚公園	富士見市大字水子二千三番地一
難波田城公園	富士見市大字下南畑五百六十八番地一
富士見市立市民総合体育館	富士見市大字鶴馬千八百八十七番地の一
富士見市運動公園	富士見市大字南畑新田千二百六十七番地の 一
富士見市第2運動公園	富士見市みどり野南四番地一
びん沼公園ミニ野球場	富士見市大字南畑新田千五百十三番地
富士見ガーデンビーチ	富士見市大字勝瀬五百四十五番地
みずほ東公園	富士見市水谷一丁目九番
大原公園	富士見市東みずほ台三丁目九番
関沢公園	富士見市西みずほ台一丁目十三番
松の木公園	富士見市西みずほ台一丁目二十三番
唐沢公園	富士見市西みずほ台三丁目八番
西原公園	富士見市西みずほ台二丁目十四番
前沼公園	富士見市大字水子三千五百九十九番地外
栗谷津公園	富士見市針ヶ谷一丁目四番地
栗谷津東公園	富士見市針ヶ谷一丁目十四番地
北通公園	富士見市針ヶ谷一丁目四十二番地一
中通公園	富士見市針ヶ谷二丁目四番地
東通公園	富士見市針ヶ谷二丁目十四番地
南通公園	富士見市針ヶ谷二丁目二十九番地
オトウカ山公園	富士見市ふじみ野西四丁目六番地一
中沢公園	富士見市ふじみ野西一丁目九番地二
稲荷久保公園	富士見市ふじみ野東二丁目十六番地一
ふじみの公園	富士見市ふじみ野東一丁目十九番地一
つるせ台公園	富士見市鶴瀬西二丁目二千五百四十二番十 八外
上沢公園	富士見市上沢三丁目十七番十六
南むさしの公園	富士見市ふじみ野西三丁目一番地一
つるせ西ゆうゆうの丘公園	富士見市大字鶴馬地内

蓮田市

名称	位置
蓮田市総合市民体育館	蓮田市大字閩戸二千三百四十三番地
五反歩公園	蓮田市西城二丁目百十番
中谷公園	蓮田市西新宿五丁目六十八番
中島公園	蓮田市西城三丁目六十七番
上島公園	蓮田市西新宿一丁目七十五番
榎戸公園	蓮田市椿山一丁目二千五百二十三番地百十七
見沼公園	蓮田市見沼町三千六十二番
桑原公園	蓮田市蓮田三丁目五十一番
前口公園	蓮田市蓮田五丁目四十二番
野久保公園	蓮田市蓮田一丁目二百四番
馬込九番公園	蓮田市馬込一丁目二百十四番
馬込八番公園	蓮田市馬込二丁目百八十番
馬込七番公園	蓮田市馬込五丁目百四十五番
宿下公園	蓮田市大字黒浜千六百五十九番地
藤ノ木公園	蓮田市大字黒浜千六百四十一番地
馬場公園	蓮田市大字黒浜千四百四十一番地
天神前公園	蓮田市大字黒浜千三百八十三番地

坂戸市

名称	位置
坂戸市立歴史民俗資料館	坂戸市大字石井千八百番地六
坂戸市民総合運動公園	坂戸市大字石井千五百五十番地
みどり町公園	坂戸市緑町十番地
雲ヶ谷公園	坂戸市南町十九番地
西の谷公園	坂戸市芦山町二十四番地
薬師公園	坂戸市薬師町七番地
末広公園	坂戸市末広町十番地三
宮裏公園	坂戸市浅羽野一丁目七番
仲町公園	坂戸市仲町十七番三
上山田公園	坂戸市南町三十二番地
天堂公園	坂戸市溝端町十五番地
栗の木公園	坂戸市伊豆の山町十三番地
伊豆の山公園	坂戸市伊豆の山町二十三番地一





日高総合公園陸上トラック	日高市大字高萩千五百番地
日高総合公園サッカー場	日高市大字高萩千五百番地
日高総合公園テニスコート	日高市大字高萩千五百番地
日高市立市民プール	日高市大字南平沢千二百二十一番地
北平沢運動場	日高市大字北平沢千九番地
巾着田運動場	日高市大字高麗本郷二十五番地
中の田公園	日高市武蔵台一丁目二百十四番二十九
横手台グラウンド	日高市横手一丁目千番地三

吉川市

名称	位置
吉川市総合体育館	吉川市上笹塚一丁目五十八番地一
吉川市市民プール	吉川市上笹塚一丁目六十二番地一
吉川市屋内温水プール	吉川市上笹塚一丁目七十九番地一
吉川市旭公園球場	吉川市旭二千九百七十七番地
高久第2公園	吉川市高久一丁目三十二番地
保公園	吉川市保一丁目三十三番地
保第2公園	吉川市保一丁目二十八番地
吉川児童公園	吉川市吉川一丁目四番地
道庭公園	吉川市道庭一丁目六番地
川富公園	吉川市吉川二丁目十七番地
川野公園	吉川市吉川二丁目二十九番地
木売公園	吉川市木売三丁目五番地
木売第2公園	吉川市木売二丁目十七番地
高富公園	吉川市高富一丁目十六番地
きよみ野第3公園	吉川市きよみ野二丁目十九番地
きよみ野第4公園	吉川市きよみ野三丁目二十一番地
なまずの里公園	吉川市大字保九百二十一番地
美南1丁目公園	吉川市美南一丁目十八番地
美南2丁目公園	吉川市美南二丁目二十六番地
美南4丁目公園	吉川市美南四丁目十六番地
美南5丁目公園	吉川市美南五丁目二番地
栄町にこここ公園	吉川市中央区画四十八街区

ふじみ野市

名称

位置

ふじみ野市立スポーツセンター 総合体育館	ふじみ野市大井武蔵野千三百九十二番地一
ふじみ野市立スポーツセンター テニスコート	ふじみ野市大井武蔵野千三百九十四番地一
ふじみ野市立スポーツセンター 弓道場	ふじみ野市大井武蔵野千三百九十五番地一
ふじみ野市立スポーツセンター 多目的グラウンド	ふじみ野市大井武蔵野千三百九十五番地
ふじみ野市立上野台体育館	ふじみ野市福岡一丁目一番三号
ふじみ野市立駒林体育館	ふじみ野市駒林二十八番地

白岡市

名称	位置
白岡市総合運動公園	白岡市千駄野三百四十五番地外
白岡市勤労者体育センター	白岡市新白岡三丁目二百番地二
白岡市市民テニスコート	白岡市新白岡三丁目二百番地二

毛呂山町

名称	位置
毛呂山総合公園	入間郡毛呂山町大字大谷木四百四十三番地
大類グラウンド	入間郡毛呂山町大字大類七百十七番地
岩井グラウンド	入間郡毛呂山町岩井西二丁目三十一番地一
目白台グラウンド	入間郡毛呂山町目白台四丁目三番地一
川角公園	入間郡毛呂山町大字川角千八百三十二番地
健康広場	入間郡毛呂山町岩井西二丁目三十番地七
武州長瀬駅南口公園	入間郡毛呂山町南台五丁目七番地
毛呂山町歴史民俗資料館	入間郡毛呂山町大字大類五百三十五番地一

小川町

名称	位置
埼玉県立小川げんきプラザ	比企郡小川町大字木呂子五百六十一番地
小川町営八幡台グラウンド	比企郡小川町大字大塚四百四十番地

吉見町

名称	位置
吉見町民体育館	比企郡吉見町大字中新井四百九十三番地の 一
吉見町ふれあい広場	比企郡吉見町大字小新井百四十二番地

越中公園	比企郡吉見町大字長谷千九百五十三番地
八幡公園	比企郡吉見町大字長谷千九百五十一番地

長瀬町

名称	位置
埼玉県立長瀬げんきプラザ	秩父郡長瀬町大字井戸三百六十七番地
長瀬町郷土資料館	秩父郡長瀬町大字長瀬千百六十四番地

小鹿野町

名称	位置
小鹿野町下小鹿野運動場	秩父郡小鹿野町下小鹿野千七百七十番地二
小鹿野町日尾第一グラウンド	秩父郡小鹿野町日尾千四百八十七番地二
小鹿野町総合運動公園	秩父郡小鹿野町飯田二百九十七番地五外

美里町

名称	位置
美里町民体育館	児玉郡美里町大字木部五百三十七番地三
美里町遺跡の森総合グラウンド	児玉郡美里町大字木部五百八十一番地
美里町遺跡の森テニスコート	児玉郡美里町大字木部五百三十五番地二
美里町民武道館	児玉郡美里町大字甘粕三百四十三番地
美里町体育広場	児玉郡美里町大字根木八番地

神川町

名称	位置
埼玉県立神川げんきプラザ	児玉郡神川町大字池田七百五十六番地
神川町営阿久原運動公園	児玉郡神川町大字下阿久原五百八十六番地
神川町B&G海洋センター	一 児玉郡神川町大字肥土千二百五番地一
神川町営グラウンド	児玉郡神川町大字小浜千五百四番地三十三
神川町多目的交流施設	児玉郡神川町大字下阿久原千八十八番地

上里町

名称	位置
堤調節池運動公園	児玉郡上里町大字堤八百九十四番一外
上里町宮多目的広場	児玉郡上里町大字長浜地内
上里町民体育館	二 児玉郡上里町大字七本木三千二百二番地の
上里町多目的スポーツホール	二 児玉郡上里町大字七本木三千二百二番地の

寄居町

名称	位置
天沼公園	大里郡寄居町大字寄居千二百六十二番地一 外
あまがすはら公園	大里郡寄居町大字鉢形千三百二十六番地二 外
寄居町立総合体育館・アタゴ記念館	大里郡寄居町大字寄居千百七十三番地
寄居運動公園	大里郡寄居町大字折原千八百五十六番地

## 告 示

### 埼玉県告示第三百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンキ越谷店

埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目四千六百三十六番一外

##### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

井橋合名会社 代表社員 井橋順嗣

埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目三番二十四号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社三喜 代表取締役 野田孝文

千葉県柏市中央町二番八号

##### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十一年十一月十九日

##### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千七十四平方メートル

##### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六七台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一一五台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 五〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三六立方メートル

##### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後七時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後七時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時

ト 届出年月日

平成三十一年三月十八日

二 縦覧期間

平成三十一年三月二十九日から平成三十一年七月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十一年三月二十九日から平成三十一年七月二十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第三百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアセキ久喜中央店

埼玉県久喜市本町八丁目九百四十番一

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社セキ薬品 代表取締役 関伸治

埼玉県南埼玉郡宮代町百間四丁目二番二十二号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社セキ薬品 代表取締役 関伸治

埼玉県南埼玉郡宮代町百間四丁目二番二十二号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十一年十一月二十八日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千六百七十二平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五八台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 二八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 八立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻



午前九時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十一時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成三十一年三月十九日

二 縦覧期間

平成三十一年三月二十九日から平成三十一年七月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十一年三月二十九日から平成三十一年七月二十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第三百十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ビバモール東松山

埼玉県東松山市神明町二丁目千六百二十七―一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号 外未定

##### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十一年十一月十三日

##### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一万八千六百九十平方メートル

##### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一四三四台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二一八台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 三五六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一四六立方メートル

##### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社LIXILビバ 午前六時十五分から午後九時  
未定テナント 午前九時から午後九時三十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 五か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設① 午前六時から午後十時

荷さばき施設② 午前六時から午後十時

荷さばき施設③ 午前六時から午後十時

荷さばき施設④ 午前六時から午後零時

ト 届出年月日

平成三十一年三月十二日

## 二 縦覧期間

平成三十一年三月二十九日から平成三十一年七月二十九日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成三十一年三月二十九日から平成三十一年七月二十九日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第三百十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク東松山東平店

埼玉県東松山市東平二千三百七十四番地一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）二千七百平方メートル

（変更後）二千六百七十三平方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後八時

（変更後）午前九時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後八時三十分

（変更後）午前八時三十分から翌午前零時三十分

#### ハ 変更年月日

平成三十一年六月一日外

#### ニ 届出年月日

平成三十一年三月十五日

### 二 縦覧期間

平成三十一年三月二十九日から平成三十一年七月二十九日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十一年三月二十九日から平成三十一年七月二十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第三百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、川島町土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	降 田 寅 二	埼玉県比企郡川島町大字上小見野八十九番地一

# 告示

## 埼玉県告示第三百十六号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、及び当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

### 一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
新井 博行	埼玉県川越市	埼玉県川越市大字平塚字天神後三百七十二番ほか九筆	一一、六四三
相沢 英男	埼玉県加須市	埼玉県加須市志多見字別所九百六十九番ほか二筆	一六、四八四
石井 隆志	埼玉県加須市	埼玉県加須市北辻字芝原千百十七番ほか三筆	二、六一三
石寄 勇	埼玉県加須市	埼玉県加須市北辻字善僧九十四番ほか一筆	七、六二五
岡村 敏夫	埼玉県加須市	埼玉県加須市北辻字宮前三百二番ほか一筆	二、三六〇
鎌田 悟央	埼玉県加須市	埼玉県加須市戸崎字元屋敷千七百番二	一、二一四

小賀野 勝男	渡辺 侑三	有限会社早川農 場	有限会社小山農 産	長谷嶋 茂雄	中森農産株式会 社	長濱 幸一	鳥海 利男	臺 祀夫	高塚 明	鎌田 政男
埼玉県本庄市	埼玉県久喜市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県久喜市	埼玉県加須市
埼玉県本庄市児玉 町下浅見字西ノ前 七百八十番一ほか 三筆	埼玉県加須市北辻 字善僧百六番	埼玉県加須市志多 見字別所九百六十 四番一	埼玉県加須市馬内 千二百三番一ほか 三筆	埼玉県加須市北辻 字善僧百番	埼玉県加須市岡古 井字道上五百五十 四番ほか二筆	埼玉県加須市馬内 千六百五十三番	埼玉県加須市北辻 字前谷八百四十三 番	埼玉県加須市下種 足字中島二百三十 六番一ほか二筆	埼玉県加須市北辻 字宮前二百四十六 番ほか二筆	埼玉県加須市馬内 九百四十三番一ほ か二筆
六、三三三	三、九一五	一、七〇九	三、七九二	一、九八五	三、八八九	一、〇〇〇	七二五	二、五三六	八、七六八	二、〇一四



大室 好美	内山 利男	農事組合法人吉 川糧農	株式会社なんさ いふあー夢	黒田 正巳	奥澤 文夫	飯塚 輝雄	宮部 延一	宮部 勝利	ひびきの農産株 式会社	坂爪 裕
町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	埼玉県吉川市	埼玉県久喜市	埼玉県羽生市	埼玉県羽生市	埼玉県羽生市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市
埼玉県比企郡吉見 町大字大串字上西 浦四百八十八番一	埼玉県比企郡吉見 町大字大串字金田 五番	埼玉県吉川市大字 拾耆軒字掛井堀五 百八十四番ほか十 五筆	埼玉県久喜市青毛 字上青毛千二百九 番ほか三十筆	埼玉県羽生市大字 尾崎字北尾崎七百 九十五番一ほか一 筆	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷字柿ノ木 四百八十八番一	埼玉県羽生市大字 発戸字漆畑千三百 一番一ほか四筆	埼玉県本庄市児玉 町入浅見字南田五 百九十九番	埼玉県本庄市児玉 町上真下字南六十 五番一	埼玉県本庄市児玉 町高関字東牧西分 八十三番	埼玉県本庄市児玉 町高関字東牧西分 八十三番
三四二	八〇〇	一一、 四〇四	一一、 四〇二	一、 一四〇	一、 〇五三	三、 五八二	一、 〇八一	七七四	一、 五五六	一、 五五六

亀井 睦夫	亀井 茂	亀井 明	株式会社横田農 園	金久保 一義	勝田 文子	勝田 ひろ子	荻野 幹生	岡田 和行	大室 俊男	大室 禎三
町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見
埼玉県比企郡吉見 町大字荒子字関根 千百九十四番ほか 一筆	埼玉県比企郡吉見 町大字荒子字関根 千百九十二番ほか 四筆	埼玉県比企郡吉見 町大字大串字金田 七番一ほか七筆	埼玉県比企郡吉見 町大字久保田字惣 下田町千九百二十 番ほか八筆	埼玉県比企郡吉見 町大字前河内字大 串村飛地千三百九 十二番一ほか一筆	埼玉県比企郡吉見 町大字久保田字南 沖田二千六十八番 一ほか三筆	埼玉県比企郡吉見 町大字久保田字前 田二千三百二十三 番一	埼玉県比企郡吉見 町大字久保田字横 捲り二千百十八番 一	埼玉県比企郡吉見 町大字荒子字関根 千百八十三番一	埼玉県比企郡吉見 町大字大串字輝羅 六十三番ほか二筆	埼玉県比企郡吉見 町大字荒子字関根 千百七十九番ほか 五十二筆
一、 三二二	四、 一六三	五、 一九九	五、 一五八	三五四	一、 七四〇	八三六	二四七	一、 〇三一	三、 一五六	四三、 九〇三

鈴木 英夫	椎橋 延行	砂生 佳人	砂生 治吉	砂生 はる	砂生 隆夫	砂生 茂	砂生 厚夫	佐々木 幸二	小岩井 仁	源間 政義
町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見
埼玉県比企郡吉見 町大字大串字稲荷 木八百二十八番	埼玉県比企郡吉見 町大字大串字上西 浦四百八十九番一	埼玉県比企郡吉見 町大字大串字金田 筆三十五番ほか十二	埼玉県比企郡吉見 町大字荒子字関根 千百六十九番ほか 二百一十一筆	埼玉県比企郡吉見 町大字大串字殿田 二百二十五番ほか 一筆	埼玉県比企郡吉見 町大字荒子字関根 千百七十三番ほか 七筆	埼玉県比企郡吉見 町大字大串字輝羅 四十七番ほか一筆	埼玉県比企郡吉見 町大字大串字金田 十四番ほか十三筆	埼玉県比企郡吉見 町大字大串字殿田 二百四十五番一	埼玉県比企郡吉見 町大字中曾根字中 組百四十五番	埼玉県比企郡吉見 町大字大串字輝羅 八十四番ほか三筆
一七八	一九七	三、 六二七	一三二、 一六八	一、 八四三	五、 九七四	一、 九九六	一〇、 六九五	三五	二、 四二三	三、 二八四

森田 義政	松本 眞一	藤崎 一義	福田 徳雄	福田 栄	長島 博	長島 利行	長島 覚十郎	長澤 之幸	田辺 英男	関根 芳男
埼玉県東松山市	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見
八番 埼玉県比企郡吉見 町大字西吉見七十	六番ほか一筆 埼玉県比企郡吉見 町大字久保田字八 反町二千三百四十	四筆 埼玉県比企郡吉見 町大字大串字輝羅 五十五番一ほか十	十筆 埼玉県比企郡吉見 町大字大串字輝羅 百二十三番一ほか	四十九番ほか七筆 埼玉県比企郡吉見 町大字大串字輝羅	九番一 埼玉県比企郡吉見 町大字久保田字四 登り二千六百五十	十三番ほか十一筆 埼玉県比企郡吉見 町大字大串字金田	五番ほか二筆 埼玉県比企郡吉見 町大字久保田字八 反町二千三百八十	四番 埼玉県比企郡吉見 町大字久保田字勝 後田二千四百五十	三 埼玉県比企郡吉見 町大字久保田字南 沖田二千六十五番	四筆 埼玉県比企郡吉見 町大字荒子字関根 千百七十二番ほか
五、八四四	一、五六三	八、四一一	八、二八六	七、四五四	九三二	七、八五八	二、六四五	三六三	二五三	四、六九九

増田 精治	福田 修夫	鈴木 誠寿	農事組合法人小 園営農組合	白須 貴裕	報徳石産株式会 社	加藤 俊生	横田 吉夫	横田 郁子	横田 彰夫	矢島 篤次
埼玉県北葛飾郡杉 戸町	埼玉県北葛飾郡杉 戸町	埼玉県北葛飾郡杉 戸町	埼玉県大里郡寄居 町	埼玉県児玉郡上里 町	埼玉県児玉郡神川 町	埼玉県秩父郡横瀬 町	埼玉県比企郡吉見 町	埼玉県比企郡吉見 町	埼玉県比企郡吉見 町	埼玉県比企郡吉見 町
埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字大島字南 六番一ほか三筆	埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字佐左工門 千六百八十四番ほ か一筆	埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字才羽二千 百九十八番ほか十 筆	埼玉県大里郡寄居 町大字小園字久保 田六百四十番ほか 一筆	埼玉県児玉郡上里 町大字堤字田中東 五百六十四番一	埼玉県児玉郡神川 町大字肥土字東川 原二百二十七番	埼玉県秩父郡小鹿 野町般若字上天王 四百三十七番一	埼玉県比企郡吉見 町大字大串字稻荷 木八百二十二番一 ほか一筆	埼玉県比企郡吉見 町大字大串字稻荷 木八百二十九番一	埼玉県比企郡吉見 町大字大串字輝羅 五十八番ほか十筆	埼玉県比企郡吉見 町大字荒子字関根 千八百八十八番ほ か一筆
六、 二一六	三、 九五〇	一九、 五〇二	三、 二八八	三、 三二四	五、 四六二	一、 八九七	一、 八六七	二二四	八、 九九〇	一、 九九六

二 申請年月日

平成三十一年三月十八日

三 縦覧場所

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

四 縦覧期間

平成三十一年三月二十九日から平成三十一年四月十二日まで

五 意見書の提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

# 告示

## 埼玉県告示第三百十七号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

### 一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
新井 敏	埼玉県さいたま市	埼玉県さいたま市西区大字二ツ宮字大野千二百二十七番ほか四筆	五、二六三
安藤 次郎	埼玉県さいたま市	埼玉県さいたま市西区大字西遊馬字谷中道下四千三百五十三番ほか十五筆	一三、四六八
石田 紀雄	埼玉県さいたま市	埼玉県さいたま市西区大字西遊馬字谷中道下四千三百六十五番一ほか二筆	三、九一一
伊藤 和好	埼玉県さいたま市	埼玉県さいたま市西区大字二ツ宮字大野千二百二十五番	九〇〇
伊藤 カツ	埼玉県さいたま市	埼玉県さいたま市西区大字二ツ宮字大野千二百五十五番ほか八筆	七、三八四
伊藤 新一	埼玉県さいたま市	埼玉県さいたま市西区大字土屋字野道上六百六十四番ほか八筆	九、四〇〇
伊藤 寛	埼玉県さいたま市	埼玉県さいたま市西区大字西遊馬字東間前四千七百五十六番一	九〇〇

小峰 一夫	小峰 綾子	河野 春夫	金子 幸子	金子 弘	金子 宏	金子 達弥	大久保 智	大久保 英一	江尻 征明	伊藤 博
埼玉県さいたま市	埼玉県さいたま市	埼玉県さいたま市	埼玉県さいたま市	埼玉県さいたま市	埼玉県さいたま市	埼玉県さいたま市	埼玉県さいたま市	埼玉県さいたま市	埼玉県川越市	埼玉県さいたま市
埼玉県さいたま市 西区大字二ツ宮字 平沼千三百九十九 番一ほか一筆	埼玉県さいたま市 西区大字二ツ宮字 江川千五百十一番 ほか二筆	埼玉県さいたま市 西区大字土屋字野 道上七百十五番ほ か一筆	埼玉県さいたま市 西区大字土屋字野 道上六百八十一番 ほか六筆	埼玉県さいたま市 西区大字西遊馬字 谷中道上四千四百 三十八番一	埼玉県さいたま市 西区大字西遊馬字 谷中道下四千三百 五十番ほか九筆	埼玉県さいたま市 西区大字土屋字野 道上六百七十九番 ほか八筆	埼玉県さいたま市 西区大字土屋字野 道上六百五十四番 ほか十一筆	埼玉県さいたま市 西区大字西遊馬字 谷中道下四千三百 二十七番	埼玉県さいたま市 西区大字二ツ宮字 大野千百十七番一 ほか一筆	埼玉県さいたま市 西区大字二ツ宮字 大野千三百四十五 番
二、 〇〇〇	二、 五〇〇	一、 九三五	七、 二八八	九四九	九、 〇〇〇	六、 五七三	一一、 七一九	七五一	一、 三九九	六〇〇



浪江 勝次	浪江 英一	永田 浩一	永田 和夫	都築 雅彦	都築 正武	都築 芳明	須田 八重子	杉山 優之	杉山 起司	島田 家次
埼玉県さいたま市	埼玉県さいたま市	埼玉県さいたま市	埼玉県さいたま市	埼玉県さいたま市	埼玉県さいたま市	埼玉県さいたま市	埼玉県さいたま市	埼玉県さいたま市	埼玉県さいたま市	埼玉県さいたま市
埼玉県さいたま市 西区大字西遊馬字 谷中道下四千三百 七十番ほか十二筆	埼玉県さいたま市 西区大字西遊馬字 谷中道下四千三百 二十八番ほか六筆	埼玉県さいたま市 西区大字西遊馬字 東間前四千七百八 十七番ほか二筆	埼玉県さいたま市 西区大字土屋字野 道下九百四番ほか 二十一筆	埼玉県さいたま市 西区大字西遊馬字 谷中道上四千四百 三十四番	埼玉県さいたま市 西区大字土屋字野 道上七百三十五番 ほか二十筆	埼玉県さいたま市 西区大字二ツ宮字 大野千二百六十七 番ほか三筆	埼玉県さいたま市 西区大字土屋字野 道下九百四十一番 ほか三筆	埼玉県さいたま市 西区大字土屋字野 道下九百三十四番 ほか六筆	埼玉県さいたま市 西区大字土屋字野 道上七百六番ほか 八筆	埼玉県さいたま市 西区大字二ツ宮字 大野千七百七十五番 ほか七筆
一一、二五二	六、一〇〇	一、九三六	一七、一九六	一、一八二	一七、四七一	二、八四二	三、八二六	七、三六九	八、七二〇	七、〇〇〇

諸井 幸雄	森 康彦	森 幹夫	武笠 聖	星野 和夫	平野 義和	葩島 裕夫	葩島 みや子	葩島 友由	葩島 徹	葩島 堅二
埼玉県さいたま市	埼玉県さいたま市	埼玉県さいたま市	埼玉県さいたま市	埼玉県さいたま市	埼玉県さいたま市	埼玉県さいたま市	埼玉県さいたま市	埼玉県さいたま市	埼玉県さいたま市	埼玉県さいたま市
埼玉県さいたま市 西区大字土屋字野 道下七百八十三番 ほか二筆	埼玉県さいたま市 西区大字二ツ宮字 大野千三百二十一 番ほか七筆	埼玉県さいたま市 西区大字土屋字野 道上七百三番ほか 五筆	埼玉県さいたま市 西区大字土屋字野 道下七百七十六番 一ほか六筆	埼玉県さいたま市 西区大字土屋字野 道上六百五十六番 ほか二十四筆	埼玉県さいたま市 西区大字西遊馬字 谷中道下四千三百 八十五番一ほか一 筆	埼玉県さいたま市 西区大字二ツ宮字 大野千二百六十四 番ほか三筆	埼玉県さいたま市 西区大字二ツ宮字 大野千八十九番一 ほか二筆	埼玉県さいたま市 西区大字土屋字野 道上六百十三番ほ か七筆	埼玉県さいたま市 西区大字二ツ宮字 大野千百五十九番 ほか二筆	埼玉県さいたま市 西区大字二ツ宮字 平沼千四百十一番 一ほか四筆
三、 〇〇〇	八、 四〇〇	六、 〇二〇	六、 一一七	二、三、 三〇七	二、 〇四〇	四、 一四一	一、 五七八	七、 六三一	二、 七〇〇	三、 二一七

小沼 孝子	小沼 悟	久保田 幸雄	久保田 泰彦	鹿島 清一	鹿島 計次	氏田 高司	新井 英一	株式会社 ま野アグリ いる	湯澤 満	湯澤 誠司
埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県富士見市	埼玉県さいたま市	埼玉県さいたま市
埼玉県熊谷市下増 田字野中四百二十 三番一ほか一筆	埼玉県熊谷市下増 田字中道二百九十 七番一ほか六十九 筆	埼玉県熊谷市下増 田字新田前四百二 十五番ほか十二筆	埼玉県熊谷市下増 田字野中四百二十 二番三ほか十五筆	埼玉県熊谷市下増 田字新田前四百五 十番ほか十七筆	埼玉県熊谷市下増 田字野中四百二番 一ほか十八筆	埼玉県熊谷市下増 田字野中四百二十 番一ほか四筆	埼玉県熊谷市下増 田字道満百八十番 ほか四筆	埼玉県川越市大字 下小坂字上谷五番 一ほか二十四筆	埼玉県さいたま市 西区大字二ツ宮字 大野千百九番ほか 一筆	埼玉県さいたま市 西区大字土屋字野 道上六百九十三番 一ほか七筆
一、九九六	四五、〇〇〇	六、六九一	九、九六八	一三、〇一六	一六、一八三	三、三三九	三、六九八	二三、一〇〇	一、五三三	七、二六九

相沢 一雄	吉田 卓司	廣川 隆一	鉢須 桂一	鈴木 恵	鈴木 博	笹井 平三	笹井 孝	坂上 雅男	小沼 浩之	小沼 英昭
埼玉県加須市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県熊谷市
埼玉県加須市志多 見字別所千四十四 番ほか八筆	埼玉県熊谷市下増 田字新田前四百五 十八番一ほか八筆	埼玉県熊谷市下増 田字中道二百九十 一番一ほか二十一 筆	埼玉県熊谷市下増 田字新田前四百六 十九番一ほか十三 筆	埼玉県熊谷市下増 田字原井西二百十 五番ほか五筆	埼玉県熊谷市下増 田字野中四百二十 二番十九ほか三筆	埼玉県熊谷市下増 田字原井西二百二 十八番一ほか三筆	埼玉県熊谷市下増 田字原井西二百三 十九番ほか一筆	埼玉県熊谷市下増 田字原井西二百三 十八番	埼玉県熊谷市下増 田字原井西二百十 三番ほか八十八筆	埼玉県熊谷市下増 田字落水三百五十 一番ほか四十一筆
八、 六二二	二、 九七〇	五、 八五〇	八、 四七五	五、 四五〇	二、 九九四	三、 〇四二	一、 九九六	九八一	五五、 六三六	三〇、 九六五

襟川 幸一	襟川 昭雄	宇津木 千秋	新井 健夫	秋山 茂	青山 孝雄	相澤 喜文	相澤 正彦	相澤 文夫	相沢 英男	相澤 初夫
埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市
埼玉県加須市平永 字壺町畑五百二十 四番ほか四筆	埼玉県加須市志多 見字別所九百五十 九番ほか二十六筆	埼玉県加須市道目 字新堀外八百二番 三ほか一筆	埼玉県加須市志多 見字別所九百五十 一番一ほか十四筆	埼玉県加須市麦倉 字本村南四百九十 九番ほか二筆	埼玉県加須市道目 字下大道上千百二 十八番一ほか一筆	埼玉県加須市志多 見字別所九百八十 三番ほか九筆	埼玉県加須市平永 字壺町畑三百七十 二番二ほか四筆	埼玉県加須市平永 字明願寺二百二十 六番ほか五筆	埼玉県加須市志多 見字別所千百三十 五番ほか九筆	埼玉県加須市志多 見字別所千九十五 番一ほか十四筆
九、三四一	三〇、八六六	一、四四四	二五、九〇二	二、九九四	一、四九九	二一、一三五	八、一一九	一一、八五六	二一、五五一	三〇、八七三

川島 清	川島 克次郎	鎌田 友明	株式会社はぎは ら農園	株式会社おぐら ライス	金子 操	金子 敏一	柿沼 トヨ子	小野原 新吉	小川 佳夫	岡安 晃義
埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市
埼玉県加須市平永 字新栄千五十二番 ほか二筆	埼玉県加須市平永 字老町畑五百七十 六番一ほか一筆	埼玉県加須市志多 見字別所千百六十 二番	埼玉県加須市栄字 西田千百七十三番 ほか十一筆	埼玉県加須市飯積 字三軒千九百五十 一番ほか十八筆	埼玉県加須市麦倉 字本村南五百二番	埼玉県加須市麦倉 字本村上三百十三 番ほか一筆	埼玉県加須市志多 見字別所九百五十 番	埼玉県加須市道目 上大道下九百十六 番三ほか十五筆	埼玉県加須市中種 足三千八百八十番 ほか一筆	埼玉県加須市道目 字下大道下千二百 七十一番一ほか二 筆
一、二四三	四、三三九	二、二四三	一四、二五四	一三、三〇七	九九八	二、六五九	四、〇五一	一五、三八八	三、八九九	一、九〇九

木村 博	木村 俊之	木村 猛	木村 成幸	木村 喜一	川島 克夫	川島 正次	川島 昇	川島 孝夫	川島 作一	川島 憲一
埼玉県羽生市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市
埼玉県加須市志多 見字別所九百五十 二番二	埼玉県加須市平永 字明願寺三百五十 一番ほか七筆	埼玉県加須市平永 字明願寺二百三十 八番	埼玉県加須市平永 字壺町畑四百九十 番	埼玉県加須市平永 字明願寺二百三十 六番ほか一筆	埼玉県加須市平永 字壺町畑五百二十 一番四ほか三筆	埼玉県加須市平永 字新栄九百三十九 番三	埼玉県加須市志多 見字別所九百五十 二番一	埼玉県加須市平永 字新栄九百二十六 番ほか三筆	埼玉県加須市平永 字壺町畑五百六十 一番一	埼玉県加須市志多 見字別所千百五十 三番ほか二十六筆
五、 〇〇〇	一二、 二六五	九八七	四、 四〇八	八六〇	二、 四九九	九〇八	一、 六五二	四、 六〇八	五、 九三三	五四、 七八〇

島崎 幸夫	佐藤 充宏	佐藤 益弘	佐藤 進	佐久間 光夫	斉藤 春雄	小室 トク子	小室 常八	小林 弘明	小島 喜雄	木村 光輝
埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県羽生市	埼玉県加須市
埼玉県加須市志多 見字別所九百五十 四番ほか一筆	埼玉県加須市飯積 字山越五百四十七 番ほか十六筆	埼玉県加須市飯積 字五反田八百五十 番ほか四筆	埼玉県加須市飯積 字須賀二百七十番 ほか一筆	埼玉県加須市志多 見字別所九百九十 六番ほか一筆	埼玉県加須市上種 足五千三百八十八 番ほか三筆	埼玉県加須市麦倉 字本村上三百十八 番一	埼玉県加須市麦倉 字本村南五百二十 三番一ほか四筆	埼玉県加須市平永 字新栄八百九十九 番一ほか七筆	埼玉県加須市志多 見字別所九百三十 八番	埼玉県加須市平永 字耆町畑四百九十 六番ほか七筆
五、 七九九	一一、 四五九	一、 九三六	一、 九九六	五、 〇九八	八、 六八六	三〇七	二、 五九五	一四、 一二八	三、 〇〇〇	七、 一七六



長沼 キク	田中 あさ子	竹村 勝吉	高橋 幸一	須藤 泰広	須藤 福市	鈴木 茂夫	白根 金明	正能 利一	島野 忠	島野 三郎
埼玉県加須市	埼玉県上尾市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県桶川市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市
一 埼玉県加須市平永 字新栄千八十五番	一 埼玉県加須市平永 字壺町畑五百八十 一番四	十三筆 埼玉県加須市平永 字明願寺五番ほか	三番 埼玉県加須市志多 見字別所千百六十	二番二 埼玉県加須市麦倉 字本村上三百三十	埼玉県加須市麦倉 字本村上三百二十 番一ほか二筆	埼玉県加須市志多 見字別所九百四十 六番一ほか二筆	埼玉県加須市志多 見字別所九百六十 六番ほか四筆	五番 埼玉県加須市平永 字壺町畑三百七十	二番ほか五筆 埼玉県加須市志多 見字別所九百九十	番 埼玉県加須市志多 見字別所千九十一
一、 〇九九	一、 九〇九	二〇、 五七七	一、 四二〇	二七六	一、 九〇一	六、 三五四	一一、 二六四	一、 一五〇	一一、 二七四	二〇二

橋本 光男	野本 松男	野川 良翁	長浜 美津江	長濱 英男	長濱 壽	長濱 留治	長濱 潔	長濱 享子	長浜 章	長沼 清
埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市
埼玉県加須市栄字 西田千百二番ほか 四筆	埼玉県加須市志多 見字別所九百六十 七番ほか三筆	埼玉県加須市志多 見字別所千百六十 六番ほか二筆	埼玉県加須市平永 字壺町畑五百七十 四番二	埼玉県加須市志多 見字別所九百五十 六番一ほか七筆	埼玉県加須市志多 見字別所千百三十 六番ほか六筆	埼玉県加須市平永 字明願寺二百十六 番一ほか六筆	埼玉県加須市志多 見字別所千百三十 七番ほか十六筆	埼玉県加須市平永 字明願寺二百三十 三番二	埼玉県加須市平永 字壺町畑五百七十 三番ほか一筆	埼玉県加須市平永 字新栄千五十六番 ほか二筆
五、 八〇二	八、 六五一	二、 四一三	七九六	二三、 一一三	一三、 七五八	一〇、 〇四九	二六、 四五一	三四五	四、 六五五	一、 〇四一

矢澤 將之	本澤 仁志	村山 進	夢川 博朗	夢川 和幸	松本 美良	松本 直也	松本 邦男	町田 薫	蛭間 裕一郎	長谷川 公也
埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市
埼玉県加須市志多見字別所千百五十五番ほか七筆	埼玉県加須市志多見字別所九百三十九番一ほか三筆	埼玉県加須市志多見字別所千百四十六番ほか一筆	埼玉県加須市平永字明願寺三十八番ほか八筆	埼玉県加須市平永字明願寺二十四番一ほか十筆	埼玉県加須市志多見字別所千百四十四番ほか十五筆	埼玉県加須市平永字明願寺三百六番一	埼玉県加須市平永字壺町畑五百二十三番ほか三筆	埼玉県加須市志多見字別所九百八十六番一ほか二筆	埼玉県加須市志多見字別所千百七十一番	埼玉県加須市平永字新栄九百八十四番一ほか一筆
一九、七三五	四、五二二	二、九三四	一四、九七五	一〇、二九三	三一、〇二九	一、九七〇	七、九〇一	五、〇五九	二、四六一	一、六二五

栗原 近夫	久保 州司	大澤 平次	大澤 光一	今成 淳	和田 孝之	若旅 弘	吉澤 金吾	有限会社早川農 場	有限会社小山農 産	山本 啓二
埼玉県行田市	埼玉県羽生市	埼玉県羽生市	埼玉県羽生市	埼玉県羽生市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県久喜市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市
埼玉県羽生市大字 上新郷字六反坪五 百七十二番ほか二 筆	埼玉県羽生市大字 喜右衛門新田字北 町千八百五十六番	埼玉県羽生市大字 上新郷字掘返シ千 二百六番ほか一筆	埼玉県羽生市大字 稲子字稲子前二百 六十一番ほか一筆	埼玉県羽生市大字 上村君字三田内五 百十番ほか十三筆	埼玉県加須市飯積 字須賀二百七十四 番一ほか二筆	埼玉県加須市平永 字壱町畑三百六十 番ほか九筆	埼玉県加須市平永 字明願寺七十一番	埼玉県加須市志多 見字別所九百七十 三番一ほか百三十 四筆	埼玉県加須市平永 字明願寺三百五十 二番一ほか十一筆	埼玉県加須市柳生 字庚塚千三十五番 一ほか八筆
七、 八四四	四、 七一一	四、 三七八	一、 八三七	一一、 八〇二	二、 三四二	一九、 〇七三	一、 六七五	二三五、 七二〇	一一、 一六三	二、 九〇八

富岡 栄	関根 ゆり子	関根 敏郎	関根 達夫	関口 房男	鈴木 孝	渋沢 邦之	渋生田 博崇	齋藤 雅弘	小林 容彰	小林 孝充	
埼玉県羽生市	埼玉県羽生市	埼玉県羽生市	埼玉県羽生市	埼玉県羽生市	埼玉県羽生市	埼玉県羽生市	埼玉県羽生市	埼玉県羽生市	埼玉県羽生市	埼玉県羽生市	
筆 埼玉県羽生市大字 上新郷字野合四百 二十番一ほか十二	筆 埼玉県羽生市大字 上新郷字六反坪五 百六十九番一ほか 五筆	筆 埼玉県羽生市大字 上新郷字野分三百 二十九番ほか五筆	筆 埼玉県羽生市大字 上新郷字野分二百 九十四番ほか六筆	筆 埼玉県羽生市大字 上川俣字寄居五百 三十一番	筆 埼玉県羽生市大字 須影字下川田千八 十三番ほか十三筆	筆 埼玉県羽生市大字 上新郷字六反坪五 百七十七番ほか二	筆 埼玉県羽生市大字 上新郷字野分三百 二十二番ほか十三	筆 埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷字下ヶ谷 戸二百四十二番ほ か二筆	筆 埼玉県羽生市大字 稲子字稲子前百三 十四番ほか九筆	筆 埼玉県羽生市大字 上新郷字六反坪五 百二十八番ほか十	筆 埼玉県羽生市大字 上新郷字六反坪五 百二十八番ほか十
一一、 三九八	一〇、 九一三	一三、 六〇九	一三、 三〇〇	七四五	九、 八六一	四、 五一八	二六、 五六一	五、 〇六七	一一、 二八五	二三、 七八九	

高田 盛司	高田 正弘	高田 真治	高田 昭夫	荻野 哲也	町田 淳	増田 利夫	増田 恵三	増田 一幸	福地 久一	富岡 丈治
埼玉県深谷市	埼玉県深谷市	埼玉県深谷市	埼玉県深谷市	埼玉県深谷市	埼玉県越谷市	埼玉県羽生市	埼玉県羽生市	埼玉県羽生市	埼玉県羽生市	埼玉県羽生市
埼玉県深谷市田谷 字戸森前三番一ほ か五筆	埼玉県深谷市高畑 字南三百六十三番 一ほか四筆	埼玉県深谷市高畑 字南三百六十六番 ほか六筆	埼玉県深谷市戸森 字舟橋七百二十五 番	埼玉県深谷市上敷 免字本田八百七十 六番一ほか一筆	埼玉県羽生市大字 上手子林字新田二 千六百八十九番ほ か一筆	埼玉県羽生市大字 中手子林字八反二 千三百六十四番ほ か二筆	埼玉県羽生市大字 下手子林字北耕地 四千八十八番ほか 五筆	埼玉県羽生市大字 上川俣字道畑百三 十九番一ほか一筆	埼玉県羽生市大字 上村君字新田前千 百四十七番	埼玉県羽生市大字 上新郷字野分二百 三十五番ほか二十 三筆
六、〇九一	五、一七六	六、九四五	一、〇〇一	二、六七二	九四三	一〇、五六〇	二二、二八一	五八八	九九一	三五、七五三

小林 成徳	小林 一夫	石井 栄一	新井 日登志	株式会社 ま野アグリ いる	小林 隆	株式会社CTI フロンティア	森 徳弘	福田 幸久	萩原 務	高橋 春輝
埼玉県蓮田市	埼玉県蓮田市	埼玉県蓮田市	埼玉県蓮田市	埼玉県富士見市	埼玉県久喜市	東京都中央区	埼玉県深谷市	埼玉県深谷市	埼玉県深谷市	埼玉県深谷市
埼玉県蓮田市大字 上平野字鐘撞堂千 二百二十六番一ほ か十七筆	埼玉県蓮田市大字 上平野字鐘撞堂九 百二十五番ほか八 筆	埼玉県蓮田市大字 上平野字鐘撞堂九 百五十四番一ほか 六筆	埼玉県蓮田市大字 上平野字鐘撞堂千 八十八番一ほか十七 筆	埼玉県富士見市大 字針ヶ谷字中通三 百三十八番一ほか 十六筆	埼玉県久喜市高柳 字新田三百三十六 番	埼玉県久喜市菖蒲 町柴山枝郷字神ノ 木千四百四十四番 一ほか五筆	埼玉県深谷市田谷 字戸森前二十二番 ほか一筆	埼玉県深谷市戸森 字舟橋七百三十九 番三ほか三筆	埼玉県深谷市上敷 免字本田八百七十 四番	埼玉県深谷市矢島 字株木一番ほか百 九十八筆
八、 二二四	五、 三七五	五、 一二八	一〇、 三一〇	一二、 七四四	一、 七二五	二、 四四四	一、 九六九	六、 八一七	六四一	一七八、 九二三

森本 勉	竹内 將美	田口 実	渋谷 良雄	篠崎 良明	篠崎 信英	小峯 貞夫	小林 守	小林 稔和	小林 正	小林 孝行
埼玉県蓮田市	埼玉県蓮田市	埼玉県蓮田市	埼玉県蓮田市	埼玉県蓮田市	埼玉県蓮田市	埼玉県蓮田市	埼玉県蓮田市	埼玉県蓮田市	埼玉県さいたま市	埼玉県蓮田市
埼玉県蓮田市大字 上平野字鐘撞堂千 七十一番一ほか十 一筆	埼玉県蓮田市大字 上平野字鐘撞堂九 百十六番ほか五筆	埼玉県蓮田市大字 上平野字鐘撞堂九 百五十六番一	埼玉県蓮田市大字 上平野字鐘撞堂千 百八十九番一	埼玉県蓮田市大字 上平野字鐘撞堂千 百七十八番四ほか 二筆	埼玉県蓮田市大字 上平野字鐘撞堂九 百四十一番一ほか 九筆	埼玉県蓮田市大字 上平野字鐘撞堂千 九十番一ほか十五 筆	埼玉県蓮田市大字 上平野字鐘撞堂千 百九十九番一ほか 十二筆	埼玉県蓮田市大字 上平野字鐘撞堂九 百七十八番一ほか 十六筆	埼玉県蓮田市大字 上平野字鐘撞堂八 百八十五番ほか七 筆	埼玉県蓮田市大字 上平野字鐘撞堂九 百七十六番一ほか 四筆
六、 〇八八	三、 五九五	九四七	九四四	一二一	六、 三七三	八、 六九五	一〇、 〇八五	一二、 三一七	五、 五七一	三、 〇五四



石原 吉明	荒木 輝雄	青木 猛	堀口 清二	農事組合法人と きがわ	栗田 秀彦	大河内 基行	農事組合法人 吉川糧農	有限会社神扇農 業機械化センタ ー	渡邊 敏行	渡邊 高資
町 埼玉県児玉郡神川	町 埼玉県児玉郡神川	町 埼玉県児玉郡上里	埼玉県本庄市	埼玉県比企郡とき がわ町	埼玉県入間郡毛呂 山町	埼玉県川越市	埼玉県吉川市	埼玉県幸手市	埼玉県蓮田市	埼玉県蓮田市
埼玉県児玉郡神川 町大字元阿保字愛 染三百四番一	埼玉県児玉郡神川 町大字元阿保字諏 訪ノ木四百六十番	埼玉県児玉郡神川 町大字元阿保字下 田三百四十九番	埼玉県児玉郡美里 町大字沼上字下四 条島九百六十六番 一ほか五筆	埼玉県比企郡とき がわ町大字五明字 風沢三番ほか十九 筆	埼玉県入間郡毛呂 山町大字市場字三 境千二百二十四番ほ か三十二筆	埼玉県ふじみ野市 川崎字東谷四百四 十四番ほか十六筆	埼玉県吉川市大字 上内川字上中道百 二十五番一ほか二 百七十三筆	埼玉県幸手市大字 神扇字吉羽下千四 番一ほか二筆	埼玉県蓮田市大字 上平野字鐘撞堂九 百六番ほか八筆	埼玉県蓮田市大字 上平野字鐘撞堂九 百七番一ほか一筆
一、 四〇一	一、 一四三	一、 六四二	七、 三三三	一六、 〇二〇	三八、 四二五	一五、 一七〇	二一五、 九二一	七、 一四〇	五、 二四三	五八三

株式会社フアイムいり	株式会社関口牧場	株式会社関東地区昔がえりの会	折茂 唯久	荻野 浩	大島 勝	大島 茂	岩井 儀雄	今井 眞一	井上 良夫	伊藤 勝行
町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡神川	埼玉県本庄市	町 埼玉県児玉郡神川	町 埼玉県児玉郡神川	町 埼玉県児玉郡神川	町 埼玉県児玉郡上里	群馬県高崎市	町 埼玉県児玉郡神川
埼玉県児玉郡神川 町大字四軒在家字 花軒道下九十五番 二ほか十筆	埼玉県児玉郡神川 町大字四軒在家字 五反田三百五十九番	埼玉県児玉郡神川 町大字四軒在家字 花軒道下七十九番 三ほか一筆	埼玉県児玉郡神川 町大字元阿保字 ケ谷戸七百九十四番 ほか一筆	埼玉県児玉郡神川 町大字元阿保字 田三百四十一番 ほか二筆	埼玉県児玉郡神川 町大字植竹字 上田百五十七番 ほか五筆	埼玉県児玉郡神川 町大字植竹字 蟹田四番	埼玉県児玉郡神川 町大字元阿保字 産塚二百十五番 ほか二筆	埼玉県児玉郡神川 町大字四軒在家字 鍛先三百七十三番	埼玉県児玉郡神川 町大字四軒在家字 稻荷林二番一ほか 六筆	埼玉県児玉郡神川 町大字四軒在家字 花軒百六十三番 ほか一筆
二一、六四〇	三、〇九七	二、二九三	三、二四〇	三、二九八	八、三四二	一、一三四	二、九四九	一、三七六	一三、四二六	三、六一三

清水 宋也	塩川 充夫	坂本 洋樹	坂本 勝行	小林 幸雄	小林 光男	小林 正明	小暮 豊樹	倉林 基壽	木村 幸広	木口 和久
町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡神川	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡神川	町 埼玉県児玉郡神川	町 埼玉県児玉郡神川	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡神川	町 埼玉県児玉郡神川	町 埼玉県児玉郡神川	町 埼玉県児玉郡神川
埼玉県児玉郡神川 町大字元阿保字中 田三百七十八番一	埼玉県児玉郡神川 町大字元阿保字諏 訪ノ木四百四十九 番一ほか二筆	埼玉県児玉郡神川 町大字元阿保字愛 染三百八番	埼玉県児玉郡神川 町大字四軒在家字 村東三百六番	埼玉県児玉郡神川 町大字四軒在家字 五反田三百五十八 番一ほか一筆	埼玉県児玉郡神川 町大字四軒在家字 稻荷林一番一ほか 五筆	埼玉県児玉郡神川 町大字四軒在家字 鍛先三百六十七番	埼玉県児玉郡神川 町大字元阿保字諏 訪ノ木四百四十番 ほか一筆	埼玉県児玉郡神川 町大字新里字東北 原八百十五番	埼玉県児玉郡神川 町大字元阿保字下 田三百五十八番ほ か二筆	埼玉県児玉郡神川 町大字新里字中北 原七百九番ほか五 筆
一、 七三〇	五、 一七八	一、 一六七	一、 五七一	二、 六一二	九、 四三四	一、 〇一四	二、 九〇一	九五二	六、 三四二	七、 二六〇

中澤 萬喜夫	中澤 省三	中井 健一	富澤 元喜	才 柘植 和夫エリ	筑 幸広	田島 文雄	関根 豊	須藤 豊久	杉村 晃	須川 朋和
町 埼玉 県児玉 郡神川	町 埼玉 県児玉 郡神川	町 埼玉 県児玉 郡神川	町 埼玉 県児玉 郡神川	埼玉 県本庄 市	町 埼玉 県児玉 郡神川	町 埼玉 県児玉 郡神川	町 埼玉 県児玉 郡神川	町 埼玉 県児玉 郡神川	町 埼玉 県児玉 郡神川	町 埼玉 県児玉 郡神川
埼玉 県児玉 郡神川 町大字 四軒在 家字 稻荷林 二十九 番一	埼玉 県児玉 郡神川 町大字 元阿保 字下 六処百 十五番 ほか 二筆	埼玉 県児玉 郡神川 町大字 新里字 下羽 倉千九 百六番 一ほか 五筆	埼玉 県児玉 郡神川 町大字 新里字 北塚 原百四 十一番 ほか 八筆	埼玉 県児玉 郡神川 町大字 四軒在 家字 山王前 百四十二 番 一ほか 十一筆	埼玉 県児玉 郡神川 町大字 新里字 上前 田二千 四百四 十八番	埼玉 県児玉 郡神川 町大字 新里字 東北 原八百 三十六 番一 ほか一 筆	埼玉 県児玉 郡神川 町大字 四軒在 家字 村東二 百九十二 番 ほか四 筆	埼玉 県児玉 郡神川 町大字 新里字 保木 野境九 百七十八 番 ほか一 筆	埼玉 県児玉 郡神川 町大字 元阿保 字下 田三百 十八番 一	埼玉 県児玉 郡神川 町大字 池田字 海老 ケ久保 三百二十 八番 ほか五 十五筆
一、 二四三	一四、 五〇三	五、 六二一	六、 一九七	一三、 三七九	一、 一四二	一、 五二二	一一、 三一〇	二、 二四二	六八四	七三、 一八〇

内田 勤	ひびきの農産株 式会社	齊藤 博秋	横山 茂治	山口 明男	山口 堅司	矢島 實	報徳石産株式会 社	福田 一	根岸 一郎	西口 学
町 埼玉県大里郡寄居	埼玉県本庄市	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡神川	町 埼玉県児玉郡神川	町 埼玉県児玉郡神川	町 埼玉県児玉郡神川	町 埼玉県児玉郡神川	町 埼玉県児玉郡神川	町 埼玉県児玉郡神川	町 埼玉県児玉郡神川
埼玉県大里郡寄居 町大字赤浜字洞尻 二百六十三番	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木字愛 宕耕地千四百八十 七番一	埼玉県児玉郡上里 町大字七本木字愛 宕耕地千四百八十 七番一	埼玉県児玉郡神川 町大字元阿保字 刈ヶ谷戸七百九十六 番	埼玉県児玉郡神川 町大字元阿保字丑 ヶ谷戸四百五番	埼玉県児玉郡神川 町大字元阿保字愛 染二百六十番	埼玉県児玉郡神川 町大字新里字下前 田千五百十九番一 ほか二筆	埼玉県児玉郡神川 町大字四軒在家字 降り松三百七十五 番ほか八筆	埼玉県児玉郡神川 町大字元阿保字諏 訪ノ木四百五十八 番	埼玉県児玉郡神川 町大字植竹字下ノ 下田百八十四番ほ か六筆	埼玉県児玉郡神川 町大字元阿保字下 六処百四十四番ほ か三筆
六一六	一五五	一五五	一、 三九三	一、 〇九九	一、 八二五	三、 五八五	一七、 八五一	二、 三八五	一一、 二一五	七、 一三八

株式会社ヤオコ	農事組合法人小園営農組合	農事組合法人トワファーム	野辺 一夫
埼玉県川越市	埼玉県大里郡寄居町	埼玉県深谷市	埼玉県深谷市
埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字普光寺東千八百九番	埼玉県大里郡寄居町大字小園字宮田六百四番ほか四十九筆	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字洞尻二百八十八番ほか一筆	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字鶴巻二千六百五十八番一ほか一筆
一、五七四	六四、二三四	五、四四二	一、八九五

二 認可年月日

平成三十一年三月二十二日

## 告 示

### 埼玉県告示第三百十八号

平成三十年埼玉県告示第千九百九十四号で公示した公共測量は、平成三十一年三月十二日終了した旨測量計画機関である入間市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第三百十九号

平成三十年埼玉県告示第千二百一十一号で公示した公共測量は、平成三十一年三月十五日終了した旨測量計画機関である東松山市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司



## 告 示

### 埼玉県告示第三百二十号

平成三十年埼玉県告示第千百一号で公示した公共測量は、平成三十一年二月二十八日終了した旨測量計画機関である久喜市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第三百二十一号

平成三十一年埼玉県告示第六十号で公示した公共測量は、平成三十一年三月十三日終了した旨測量計画機関である鴻巣市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第三百二十二号

平成三十年埼玉県告示第六百七十一号で公示した公共測量は、平成三十一年三月十五日終了した旨測量計画機関である飯能市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第三百二十三号

平成三十年埼玉県告示第千三百二十八号で公示した公共測量は、平成三十一年三月二十二日終了した旨測量計画機関である桶川市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第三百二十四号

平成三十年埼玉県告示第千五百一十一号で公示した公共測量は、平成三十一年三月十五日終了した旨測量計画機関である川口市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第三百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和六十一年埼玉県告示第三百九十一号で告示した深谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 施行者の名称

深谷市

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

深谷都市計画下水道事業深谷公共下水道

#### 三 事業施行期間

昭和六十一年三月十八日から

平成三十三年三月三十一日まで

#### 四 変更に係る事業地

イ 汚水

##### (1) 収用の部分

変更なし

##### (2) 使用の部分

昭和六十一年埼玉県告示第三百九十一号、平成二年埼玉県告示第千五百八十二号、平成六年埼玉県告示第三百八十四号、平成六年埼玉県告示第千八十号、平成九年埼玉県告示第四百八十一号、平成十三年埼玉県告示第三百七十四号、平成十七年埼玉県告示第二百六十七号、平成二十一年埼玉県告示第四百四十六号、平成二十二年埼玉県告示第五百十五号及び平成二十八年埼玉県告示第三百八十一号の事業地に深谷市上原字久保、字久保東、字大杉、字大林、字北条、字後、字里見、字東、字中、字西、字前原及び字中里、田中字蕪戒戸、字沢口、字恋戒戸及び字前中里並びに畠山字押堀、字山ノ神、字若宮、字川端、字塚原、字五所、字台、字荒屋敷、字檜木、字五ヶ所、字金井、字如意、字小林、字八幡、字梅井、字西川、字富士ノ腰、字山中、字荒井、字淵ノ上、字株木、字箱崎、字栗坪及び字田島地内において事業地を追加し、田中字祐門寺、字的場及び字新田地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

##### (1) 収用の部分

(2)

変更なし  
使用の部分  
変更なし

## 告 示

### 埼玉県告示第三百二十六号

埼玉県開発登録簿閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県開発登録簿閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県開発登録簿閲覧規程（昭和四十五年埼玉県告示第六百九十九号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県川越建築安全センター（東松山駐在）内の項中「並びに秩父郡東秩父村」を「秩父郡横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町及び東秩父村、児玉郡美里町、神川町及び上里町並びに大里郡寄居町」に改め、同表埼玉県熊谷建築安全センター内の項及び埼玉県熊谷建築安全センター（秩父駐在）内の項を削る。

附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。



# 告示

## 埼玉県告示第三百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十七年埼玉県告示第四百五十二号で告示した児玉都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

### 一 施行者の名称

美里町

### 二 都市計画事業の種類及び名称

児玉都市計画下水道事業美里公共下水道

### 三 事業施行期間

平成十七年三月四日から

平成三十三年三月三十一日まで

### 四 変更に係る事業地

#### イ 分流区域

##### (1) 汚水

##### (一) 収用の部分

変更なし

##### (二) 使用の部分

平成十七年埼玉県告示第四百五十二号、平成二十三年埼玉県告示第四百九号、平成二十七年埼玉県告示第二百九十二号及び平成二十八年埼玉県告示第二百六十三号の事業地に美里町大字北十条字下川原、字鍛冶屋、字宮前、字東畑、字重、字前田及び字西畑、大字南十条字前田、字南曲輪、字前畑、字東畑、字北根、字南、字歌舞伎、字渕ノ上及び字石川曲輪、大字沼上字水殿、字大白、字久保、字北川原、字上宿、字中宿、字下宿、字田中、字堀之内、字南、字西川原、字新田、字赤見谷戸、字天水及び字宮上並びに大字広木字後山王、字洞魂淵、字壺出井、字雨坪池、字山王及び字川原を加え、大字下児玉字台、字十二丁、字山根、字中山、字後田、字川原崎東、字川原崎西、字寺前、字金鑽東、字宮ヶ谷戸、字熊谷後、字熊谷及び字西北山、大字阿那志字天神、字下十條前及び字伊勢宮並びに大字北十条字稻荷面を削り、大字小茂田字三反畑及び字下児玉東、大字下児玉字村西、字殿ヶ谷戸、字村東及び字村後並びに大字阿那志字下十條、字川原及び字川原前地内において事業地を変更する。

## 告 示

### 埼玉県告示第三百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により深谷市から寄居都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第三百二十九号

昭和五十年埼玉県告示第八百五十六号（埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

第一号イ中「越谷市、川口市」を「川口市、越谷市、熊谷市」に改め、同号ロ(9)中「荒川大橋」を「比企郡滑川町地内の熊谷市との境界」に改め、同号ロ中(29)を削り、(30)を(29)とし、(31)から(40)までを(30)から(39)までとし、同号ニ中(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)から(10)までを(6)から(9)までとする。

第三号中「越谷市、川口市」を「川口市、越谷市、熊谷市」に改める。

# 告示

## 埼玉県告示第三百三十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定による処分をしたので、同条第五項の規定により、公告する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 処分をした年月日

平成三十一年三月二十五日

二 処分を受けた建築士の氏名、建築士の別及び登録番号

氏名	建築士の別	登録番号
細沼 宣章	二級建築士	埼玉県知事登録第一五五九九号
小林 一	二級建築士	埼玉県知事登録第一二九四三号
馬場 和久	二級建築士	埼玉県知事登録第一八四二二号
小森 豊政	二級建築士	埼玉県知事登録第一九八八四号

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

建築士法第二十二條の二に規定する講習を期間内に受講しなかった。

## 告 示

### 埼玉県告示第三百三十一号

平成十九年埼玉県告示第五百六十二号（会計管理者事務の一部委任について）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

別表第一第七項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 出納員の所属する課等に係る公共料金について私人に支出の事務を委託した場合において、規則第六十三条の三第二項の規定による精算調書等の提出を受けること。

別表第一第八項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 警察本部の課等に係る公共料金について私人に支出の事務を委託した場合において、規則第六十三条の三第二項の規定による精算調書等の提出を受けること。

別表第一第十三項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 出納員の所属する所轄所に係る公共料金について私人に支出の事務を委託した場合において、規則第六十三条の三第二項の規定による精算調書等の提出を受けること。

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

深谷嵐山線	路線名
深谷市田中字木株二一〇六番一地从先から 同市田中字木株二二三六番一地先まで	供用開始の区間
(午後二時) 平成三十一年三月二十九日	供用開始の期日
平成十九年三月三十日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示 第二十三号で告示した道路区域の一部供用開始である。 延長三〇〇・〇〇メートル	備考

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 澤 隆

一 道路の種類 県道

二 路線名 行田市停車場酒巻線

三 道路の区域



新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
<p>八番一地先まで</p> <p>行田市大字齊條字樋ノ口一三二</p>	<p>行田市大字谷郷字新田二〇七一</p> <p>番一地先から</p>	<p>行田市大字谷郷字上谷二四五六</p> <p>番一地先から</p> <p>行田市大字齊條字江中子一一一</p> <p>三番二地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>四九・五〇</p> <p>八・一〇</p>	<p>一七・四〇</p> <p>六・〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三七四九・五七</p>	<p>二三五三・八〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>	<p>延長 (メートル)</p>
		<p>旧Aの一部は行田市に引継ぐ。 他の一部は県道熊谷羽生線として管理する。</p>	<p>備 考</p>

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 春日部久喜線
- 三 道路の区域

<p>旧新 B</p>	<p>旧 A</p>	<p>旧 新 別</p>
<p>南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原 一三四六番一地先から同郡同町 大字国納字横町六八一番一地先 まで</p>	<p>南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原 一三七〇番一地先から同郡同町 大字国納字横町六八一番四地先 まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一六・〇〇ゝ 三二・〇三</p>	<p>八・三六ゝ 一一・五三</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二二四・〇〇</p>	<p>一六一・七〇</p>	<p>延 長 (メートル)</p>
<p>旧Aは宮代町道として引き継ぐ。</p>		<p>備 考</p>

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

#### 一 建築協定認可申請者の代表者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘一丁目十一番三号

鳩山ニュータウン第二十五次建築協定委員会 委員長 松島 慎次

#### 二 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘一丁目千四百四十三番三百八十一他五十四筆

## 告示

### 埼玉県公営企業告示第八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約（以下これを「建設工事の請負等の契約」という。）のうち、平成三十一年度において埼玉県公営企業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 立川吉朗

- 一 一般競争入札に参加する者に必要な資格  
建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定（以下「認定」という。）を受け、被認定者名簿に記載された者とする。
  - 二 認定を受けることができない者  
次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。
    - イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者
    - ロ 埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）第六十二条の規定により、埼玉県公営企業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加させないこととされた者
    - ハ 埼玉県企業局建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和五十八年埼玉県公営企業告示第一号）第三条の規定により、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千八百号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は同条第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者
    - ニ 入札公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成二十一年四月一日施行。公営企業管理者決裁）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間がある者
    - ホ 入札公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成二十一年四月一日施行。公営企業管理者決裁）に基づく入札参加除外の措置を受けている期間がある者
- へ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者
- (1) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けていない者

- (2) 入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
- (3) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- (4) 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二十七条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- (5) 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者
- チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者
- リ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、公営企業管理者が不適格であると認める者
- 三 認定を受けるための要件  
認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。
- イ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定を申請した日から一年七  
月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値
- ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高
- ハ 自己資本の額
- 四 認定申請の方法及び資格の有効期間  
入札公告において定める。

## 告 示

### 埼玉県病院事業告示第五号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院事業告示第六号の一部を改正する告示

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正する。

表特別病室の使用の項中「一〇、八〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に、「八、六四〇円」を「八、八〇〇円」に、「七、五六〇円」を「七、七〇〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に、「四、三二〇円」を「四、四〇〇円」に、「二五、七〇〇円」を「二六、一〇〇円」に、「一五、四〇〇円」を「一五、七〇〇円」に、「一四、四〇〇円」を「一四、六〇〇円」に、「一三、三〇〇円」を「一三、六〇〇円」に改め、病院が表示する診療時間以外の時間における診察の項中「八、六四〇円」を「八、八〇〇円」に改め、非紹介患者の初診の項中「二、七〇〇円」を「二、七五〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に改め、入院期間が百八十日を超えた日以後の入院の項中「百分の百八」を「百分の百十」に改め、身体検査（試験検査を除く。）の項中「百分の百八」を「百分の百十」に改め、ツベルクリン反応検査及び予防接種の項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

表中短期入所の項を削る。

### 附 則

この告示は公布の日から施行する。ただし、金額の改定規定は、平成三十一年十月一日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県選挙管告示第十七号

埼玉県選挙管理委員会の公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

埼玉県選挙管理委員会の公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示  
埼玉県選挙管理委員会の公文書の開示等に関する規程（平成十三年埼玉県選挙管告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「県民生活部県政情報センター所長」を「総務部文書課長」に改める。

第二条中「県民生活部県政情報センター」を「総務部文書課」に改める。

#### 附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。



## 告 示

### 埼玉県選管告示第十八号

埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県選管告示第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「県民生活部県政情報センター所長」を「総務部文書課長」に改める。

第二十一条中「県民生活部県政情報センター」を「総務部文書課」に改める。

附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県選管告示第十九号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙及びさいたま市議会議員一般選挙における投票の順序は次のとおりとし、開票は同時に行う。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 埼玉県議会議員一般選挙

二 さいたま市議会議員一般選挙

ただし、特別の事情により投票用紙を同時に交付する場合はこの限りでない。

## 告 示

### 埼玉県選管告示第二十号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 平成三十一年三月二十九日 午後七時

二 場所 埼玉県庁本庁舎庁議室

## 告 示

### 埼玉県選管告示第二十一号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙につき、選挙会の区域と開票区の区域が同一である次の選挙区においては、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十九条第一項の規定に基づき、開票の事務は選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

南第一区 草加市、南第二区 川口市、南第三区 さいたま市西区、南第四区 さいたま市北区、南第五区 さいたま市大宮区、南第六区 さいたま市見沼区、南第七区 さいたま市中央区、南第八区 さいたま市桜区、南第九区 さいたま市浦和区、南第十区 さいたま市南区、南第十一区 さいたま市緑区、南第十二区 さいたま市岩槻区、南第十四区 桶川市、南第十五区 北本市、南第十六区 鴻巣市、南第十七区 志木市、南第十八区 新座市、南第十九区 蕨市、南第二十区 戸田市、南第二十一区 朝霞市、南第二十二区 和光市、西第一区 所沢市、西第二区 入間市、西第三区 飯能市、西第四区 狭山市、西第六区 富士見市、西第七区 川越市、西第八区 日高市、西第十区 坂戸市、西第十一区 鶴ヶ島市、北第一区 秩父市、北第五区 熊谷市、東第一区 行田市、東第二区 羽生市、東第三区 加須市、東第四区 久喜市、東第五区 蓮田市、東第七区 春日部市、東第八区 越谷市、東第九区 八潮市、東第十区 三郷市

# 告示

## 埼玉県選管告示第二十二号

埼玉県議会議員一般選挙及びさいたま市議会議員一般選挙を次により同時に行う。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田 徳治

一 選挙期日 平成三十一年四月七日

二 選挙すべき議員数

イ 埼玉県議会議員一般選挙

選挙区	議員数
南第一区 草加市	三人
南第二区 川口市	七人
南第三区 さいたま市西区	一人
南第四区 さいたま市北区	二人
南第五区 さいたま市大宮区	一人
南第六区 さいたま市見沼区	二人
南第七区 さいたま市中央区	一人
南第八区 さいたま市桜区	一人
南第九区 さいたま市浦和区	二人
南第十区 さいたま市南区	二人
南第十一区 さいたま市緑区	一人
南第十二区 さいたま市岩槻区	一人
南第十三区 上尾市・伊奈町	三人
南第十四区 桶川市	一人
南第十五区 北本市	一人
南第十六区 鴻巣市	二人
南第十七区 志木市	一人
南第十八区 新座市	二人
南第十九区 蕨市	一人
南第二十区 戸田市	二人
南第二十一区 朝霞市	二人
南第二十二区 和光市	一人
西第一区 所沢市	四人
西第二区 入間市	二人
西第三区 飯能市	一人

西第四区	狭山市	二人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	二人
西第六区	富士見市	一人
西第七区	川越市	四人
西第八区	日高市	一人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一人
西第十区	坂戸市	一人
西第十一区	鶴ヶ島市	一人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	二人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	一人
北第一区	秩父市	一人
北第二区	横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村	一人
北第三区	本庄市・神川町・上里町	二人
北第四区	深谷市・美里町・寄居町	三人
北第五区	熊谷市	三人
東第一区	行田市	一人
東第二区	羽生市	一人
東第三区	加須市	二人
東第四区	久喜市	二人
東第五区	蓮田市	一人
東第六区	白岡市・宮代町	一人
東第七区	春日部市	三人
東第八区	越谷市	四人
東第九区	八潮市	一人
東第十区	三郷市	二人
東第十一区	幸手市・杉戸町	一人
東第十二区	吉川市・松伏町	一人
さいたま市議会議員一般選挙		
選挙区		議員数
西区		四人
北区		七人
大宮区		五人
見沼区		八人
中央区		五人

岩  
槻  
区

緑  
区

南  
区

浦  
和  
区

桜  
区

五  
人

五  
人

九  
人

七  
人

五  
人

# 告 示

## 埼玉県選管告示第二十三号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治



選挙区名	選挙長	
	住所	氏名
南第一区 草加市	草加市新里町一三一六番地	鈴木眞治
	草加市氷川町八一五番地	本多恵子
南第二区 川口市	川口市青木四―一三―一	岩澤勝徳
	川口市鳩ヶ谷本町三―八―一	昼間英司
南第三区 さいたま市西	さいたま市西区大字佐知川一五三三番地一六	松田邦彦
	さいたま市西区大字土屋五〇七番地一一	神田正一
南第四区 さいたま市北	さいたま市北区東大成町一丁目一八九番地	松村文男
	さいたま市西区大字高木一三四一番地二	関根 晋
南第五区 さいたま市大	さいたま市大宮区三橋四丁目八二六番地五	石塚 眞
	(三月三十一日まで) さいたま市見沼区島町一一一五番地三四 (四月一日から) さいたま市見沼区大字蓮沼九一三番地三	(三月三十一日まで) 阿久津基 (四月一日から) 柳橋 毅
南第六区 さいたま市見	さいたま市見沼区大字南中丸一七一番地一五	川上正利
	さいたま市大宮区堀の内町三丁目三七番地二	杉山 誠
南第七区 さいたま市中	さいたま市中央区八王子二丁目六番二号	増岡 一夫
	(三月三十一日まで) さいたま市中央区本町東二丁目二番四号 (四月一日から) さいたま市見沼区堀崎町五三三番地一〇	(三月三十一日まで) 西村 徹 (四月一日から) 森田 金哉
南第八区 さいたま市桜	さいたま市桜区宿一〇―四	土橋貞夫
	(三月三十一日まで) さいたま市桜区町谷四―十二―七 (四月一日から)	(三月三十一日まで) 立石弘之 (四月一日から)
南第九区 さいたま市浦	さいたま市浦和区東仲町一七―一〇	利根 昇
	さいたま市岩槻区美園東一―五―二四	増田邦彦
南第十区 さいたま市南	さいたま市南区太田窪二丁目一八番一七号	小宮義夫
	さいたま市浦和区上木崎一丁目九番一五号	松井雅之

一三〇六

西第三区 飯能市	西第二区 入間市	西第一区 所沢市	南第二十二区 和光市	南第二十一区 朝霞市	南第二十区 戸田市	南第十九区 蕨市	南第十八区 新座市	南第十七区 志木市	南第十六区 鴻巣市	南第十五区 北本市	南第十四区 桶川市	南第十三区 上尾市・伊奈町	南第十二区 さいたま市 岩槻区	緑区	南第十一区 さいたま市	さいたま市緑区原山一―二二―二―七〇一	さいたま市南区沼影二―一二―三―六―三〇四	さいたま市岩槻区大字本宿一八九番地	(三月三十一日まで) さいたま市岩槻区東町一丁目五番二〇号 (四月一日から) さいたま市岩槻区東町二丁目三番三一号	上尾市大字今泉二五五番地六	上尾市仲町二丁目八番三号	桶川市川田谷五一五三―二	桶川市下日出谷一七二―一	北本市荒井一丁目七七番地	北本市二ツ家一丁目三七四番地 マリオン北本七〇一	鴻巣市原馬室四一八番地の三	鴻巣市広田三二一七番地	志木市柏町二―一五―二二	志木市上宗岡四―一六―三二	新座市石神五丁目四番三〇号	新座市大和田五丁目二番二五号	蕨市北町二丁目三番六号	蕨市錦町二丁目一九番三六号	戸田市大字新曾一〇二〇番地の一	戸田市大字新曾一七四〇番地の一	朝霞市東弁財二―一一―二四	朝霞市本町一―一八―三四	和光市白子二―一四―一二	和光市西大和団地一―三一五〇六	所沢市宮本町一丁目七番七号	所沢市花園三丁目二三七九番地の一九	入間市大字上谷ケ貫五三五番地二	入間市東藤沢五丁目七番二三号	飯能市大字上直竹下分九八番地二	飯能市大字青木一七一番地一一	花岡能理雄	阿部 幸子	櫻井 隆	(三月三十一日まで) 沼尻 裕一 (四月一日から) 関根 和彦	日水正敏	鈴木 博	柳川達郎	中村 清	新井保好	坂田拓實	福田英機	新井公平	廣島直子	星野貞明	鈴木 茂	加藤文保	中村和雄	須田信孝	駒崎恭子	大山賀市	細田昭司	加藤洋子	浪間 昇	庄子ミエ	竹内利明	松崎時幸	瀧澤啓次	住永保博	島田和孝	岡部 悟
-------------	-------------	-------------	---------------	---------------	--------------	-------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	------------------	-----------------------	----	----------------	---------------------	-----------------------	-------------------	--	---------------	--------------	--------------	--------------	--------------	-----------------------------	---------------	-------------	--------------	---------------	---------------	----------------	-------------	---------------	-----------------	-----------------	---------------	--------------	--------------	-----------------	---------------	-------------------	-----------------	----------------	-----------------	----------------	-------	-------	------	--	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

西第四区 狭山市	狭山市大字青柳六一七番地の一	渡邊起治
	狭山市大字南入曾四三七番地の三二	北田静枝
西第五区 ふじみ野市・三芳町	ふじみ野市新駒林三丁目三番三号	内野耕治
	ふじみ野市ふじみ野一丁目一番一八号	八重樫紀久 枝
西第六区 富士見市	富士見市上沢一丁目六番一四号	佐藤清康
	富士見市大字上南畑一六七五番地の二	渋谷弘次
西第七区 川越市	川越市大字小堤九〇二―一	堀越孝
	川越市川鶴三―六一	中村孝治
西第八区 日高市	日高市武蔵台四丁目一番七号	石元登
	日高市大字旭ヶ丘四二二番地二	土屋礼子
西第九区 毛呂山町・越生町・鳩山町	入間郡毛呂山町前久保南四―二―二〇	安西豊毅
	入間郡毛呂山町岩井西一―一―一	田邊和宏
西第十区 坂戸市	坂戸市大字森戸一二八七番地六	高篠一
	坂戸市千代田四丁目一番一五号	荻野登
西第十一区 鶴ヶ島市	鶴ヶ島市大字三ツ木五一〇番地一	水田英夫
	鶴ヶ島市大字五味ヶ谷二一八番地六	瀧嶋朗
西第十二区 東松山市・川島町・吉見町	東松山市大字石橋六七番地	嶋野憲治
	東松山市大字毛塚九八六番地二	加島隆光
西第十三区 滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	比企郡小川町下古寺四七番地	野本 竝
	比企郡小川町原川一八八番地	原川 健
北第一区 秩父市	秩父市下影森九一六―一	阿部重則
	秩父市荒川上田野一八三三―三	原嶋岸男
北第二区 横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村	秩父郡皆野町大字皆野二三一六番地四	中 英二
	秩父郡皆野町大字国神三四八番地	鈴木正文
北第三区 本庄市・神川町・上里町	本庄市傍示堂五一一番地	内野隆次
	本庄市児玉町吉田林一四四番地二	荒井一夫
北第四区 深谷市・美里町・寄居町	深谷市永田一五六三番地	野邊邦男
	深谷市萱場一〇番三三号	新鎧省一
北第五区 熊谷市	熊谷市久下九〇八番地二	戸森重雄
	熊谷市三ヶ尻二八九三番地一	堀口透

東第一区 行田市	行田市大字関根七三八番地	江森 保
東第二区 羽生市	行田市向町二一番二三号 羽生市東五丁目二番二五号	森田 増雄 小林 良一
東第三区 加須市	羽生市大字下新郷一七〇四番地 加須市不動岡三丁目二九番地二 加須市道目四三一番地	藤倉 國雄 横田 富司 石川 博
東第四区 久喜市	久喜市葛梅二丁目一七番地四 久喜市南二丁目一〇番三一号	高橋 和雄 鈴木 一吉
東第五区 蓮田市	蓮田市上一六一二〇 蓮田市大字黒浜二三一四一〇	栗原 一男 早川 健一
東第六区 白岡市・宮代町	白岡市白岡九五八一一 白岡市岡泉一二七六一二	松原 弘 田中 幸雄
東第七区 春日部市	春日部市中央三丁目一八番四〇号 春日部市柵五三八番地七	濱野 高広 鈴木 八重子
東第八区 越谷市	越谷市花田二丁目一八番地二 越谷市大字大竹一九五番地	瀧田 英夫 栗原 雅太郎
東第九区 八潮市	八潮市大字大曾根四八〇番地 八潮市大字八條一九三番地二	昼間 悦子 古姓 勇
東第十区 三郷市	三郷市高州一丁目一八〇番地 三郷市鷹野五丁目三九五番地	永塚 光洋 石出 順一
東第十一区 幸手市・杉戸町	幸手市南一―一―一五 幸手市大字下吉羽一七一―一	中村 安文 小林 英雄
東第十二区 吉川市・松伏町	吉川市大字上内川七六〇番地 吉川市保一丁目一四番地一三ウインベルコー ラス吉川一〇〇一	山崎 秀雄 服部 純子

# 告示

## 埼玉県選管告示第二十四号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田 徳治

### 選挙区

### 制限額

南第一区	草加市	九、五九五、〇〇〇円
南第二区	川口市	九、六一四、八〇〇円
南第三区	さいたま市西区	一〇、一三三、〇〇〇円
南第四区	さいたま市北区	八、九三四、六〇〇円
南第五区	さいたま市大宮区	一一、九九九、九〇〇円
南第六区	さいたま市見沼区	九、五一四、一〇〇円
南第七区	さいたま市中央区	一〇、八五〇、〇〇〇円
南第八区	さいたま市桜区	一〇、四九六、四〇〇円
南第九区	さいたま市浦和区	九、四二四、四〇〇円
南第十区	さいたま市南区	一〇、二九七、〇〇〇円
南第十一区	さいたま市緑区	一二、三三〇、八〇〇円
南第十二区	さいたま市岩槻区	一一、七三四、〇〇〇円
南第十三区	上尾市・伊奈町	一〇、二〇三、三〇〇円
南第十四区	桶川市	九、二〇九、一〇〇円
南第十五区	北本市	八、六六五、六〇〇円
南第十六区	鴻巣市	八、〇七三、〇〇〇円
南第十七区	志木市	九、一一〇、一〇〇円
南第十八区	新座市	九、五六五、三〇〇円
南第十九区	蕨市	八、八八七、四〇〇円
南第二十区	戸田市	八、四二九、四〇〇円
南第二十一区	朝霞市	八、六三三、七〇〇円
南第二十二区	和光市	九、四九六、四〇〇円
西第一区	所沢市	九、九一七、四〇〇円
西第二区	入間市	九、〇八六、八〇〇円
西第三区	飯能市	九、五六八、二〇〇円
西第四区	狭山市	九、二六六、四〇〇円
西第五区	ふじみ野市・三芳町	九、一一二、〇〇〇円

西第六区	富士見市	一一、五四〇、五〇〇円
西第七区	川越市	九、九七〇、五〇〇円
西第八区	日高市	七、七九九、八〇〇円
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	八、二〇七、三〇〇円
西第十区	坂戸市	一〇、八三六、四〇〇円
西第十一区	鶴ヶ島市	八、七七五、六〇〇円
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	八、四五一、九〇〇円
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	九、四三九、八〇〇円
北第一区	秩父市	八、三四〇、四〇〇円
北第二区	横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村	六、七五一、八〇〇円
北第三区	本庄市・神川町・上里町	八、一三三、四〇〇円
北第四区	深谷市・美里町・寄居町	八、二六九、一〇〇円
北第五区	熊谷市	八、五一三、〇〇〇円
東第一区	行田市	九、六三三、九〇〇円
東第二区	羽生市	七、七一七、三〇〇円
東第三区	加須市	七、八六五、三〇〇円
東第四区	久喜市	九、三〇四、一〇〇円
東第五区	蓮田市	八、二八三、四〇〇円
東第六区	白岡市・宮代町	九、九八七、四〇〇円
東第七区	春日部市	九、四二九、八〇〇円
東第八区	越谷市	九、七九二、四〇〇円
東第九区	八潮市	一〇、〇六〇、四〇〇円
東第十区	三郷市	八、七四六、三〇〇円
東第十一区	幸手市・杉戸町	一〇、七四三、六〇〇円
東第十二区	吉川市・松伏町	一〇、八四八、八〇〇円

# 告示

## 埼玉県選管告示第二十五号

平成三十一年三月二十八日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二二、五二四人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八六五、七七四人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

### 選挙区

数

南第一区 草加市	六八、六一四人
南第二区 川口市	一四六、九九五人
南第三区 さいたま市西区	二五、〇三二人
南第四区 さいたま市北区	四〇、四三九人
南第五区 さいたま市大宮区	三二、五三〇人
南第六区 さいたま市見沼区	四五、〇九三人
南第七区 さいたま市中央区	二七、九一二人
南第八区 さいたま市桜区	二六、四九二人
南第九区 さいたま市浦和区	四四、三七三人
南第十区 さいたま市南区	五一、三八一人

南第十一区	さいたま市緑区	三三、八五九人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、四六二人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七五、九四三人
南第十四区	桶川市	二一、三二二人
南第十五区	北本市	一九、一三九人
南第十六区	鴻巣市	三三、五一八人
南第十七区	志木市	二〇、九二四人
南第十八区	新座市	四五、五〇四人
南第十九区	蕨市	二〇、〇三〇人
南第二十区	戸田市	三六、三八〇人
南第二十一区	朝霞市	三八、〇二一人
南第二十二区	和光市	二二、四七六人
西第一区	所沢市	九六、六六五人
西第二区	入間市	四一、六六一人
西第三区	飯能市	二二、七六四人
西第四区	狭山市	四三、一〇四人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四一、八六三人
西第六区	富士見市	三〇、六八五人
西第七区	川越市	九七、五一八人
西第八区	日高市	一五、六六二人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一七、二九八人
西第十区	坂戸市	二七、八五七人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、五八一人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三六、五六一人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二二、二四八人
北第一区	秩父市	一七、八三三人
北第二区	横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村	一一、四五三人
北第三区	本庄市・神川町・上里町	三四、〇〇三人
北第四区	深谷市・美里町・寄居町	五二、六四〇人
北第五区	熊谷市	五五、五七八人
東第一区	行田市	二三、〇二八人
東第二区	羽生市	一五、三三一人
東第三区	加須市	三一、八五〇人
東第四区	久喜市	四三、四〇六人



東第五区	蓮田市	一七、六〇四人
東第六区	白岡市・宮代町	二四、四四八人
東第七区	春日部市	六六、六二四人
東第八区	越谷市	九四、六五六人
東第九区	八潮市	二四、七四一人
東第十区	三郷市	三八、九二六人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二七、四八五人
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、九〇七人

## 告 示

### 埼玉県監査委員告示第五号

埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県監査委員 山 本 光 紀

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 土 屋 恵 一

埼玉県監査委員 中屋敷 慎 一

埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する

告示

埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県監査委員告示第七号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「県民生活部県政情報センター所長」を「総務部文書課長」に改める。

第二十一条中「県民生活部県政情報センター」を「総務部文書課」に改める。

附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県労働委員会告示第一号

埼玉県労働委員会が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県労働委員会会長 野 崎 正

埼玉県労働委員会が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示  
埼玉県労働委員会が行う公文書の開示等に関する規程（平成十三年埼玉県労働委員  
会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「埼玉県県民生活部県政情報センター」を「埼玉県総務部文書課長」  
に改める。

第二条中「埼玉県県民生活部県政情報センター」を「埼玉県総務部文書課」に改  
める。

### 附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県労働委員会告示第二号

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県労働委員会会長 野 崎 正

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県労働委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「埼玉県県民生活部県政情報センター所長」を「埼玉県総務部文書課長」に改める。

第二十一条中「埼玉県県民生活部県政情報センター」を「埼玉県総務部文書課」に改める。

### 附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県労働委員会告示第三号

埼玉県労働委員会の個人情報保護事務の処理に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県労働委員会会長 野 崎 正

埼玉県労働委員会の個人情報保護事務の処理に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県労働委員会の個人情報保護事務の処理に関する規程（平成六年埼玉県地方労働委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号中「埼玉県県民生活部県政情報センター所長」を「埼玉県総務部文書課長」に、「同所長」を「同課長」に改める。

附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県収用委員会告示第一号

埼玉県収用委員会の公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県収用委員会会長 綿 引 剛 一

埼玉県収用委員会の公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県収用委員会の公文書の開示等に関する規程（平成十三年埼玉県収用委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「県民生活部県政情報センター所長」を「総務部文書課長」に、「第三十一条」を「第三十五条」に改める。

第二条中「県民生活部県政情報センター」を「総務部文書課」に改める。

附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県収用委員会告示第二号

埼玉県収用委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県収用委員会会長 綿 引 剛 一

埼玉県収用委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県収用委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県収用委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「県民生活部県政情報センター所長」を「総務部文書課長」に改める。

第二十一条中「県民生活部県政情報センター」を「総務部文書課」に改める。

附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

# 告示

## 埼玉県監査委員告示 埼玉県代表監査委員告示 第一号

埼玉県監査委員の公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県監査委員 山本光紀  
埼玉県監査委員 佐野勝正  
埼玉県監査委員 土屋恵一  
埼玉県監査委員 中屋敷慎一  
埼玉県代表監査委員 山本光紀

埼玉県監査委員の公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県監査委員

埼玉県監査委員の公文書の開示等に関する規程（平成十三年

埼玉県代表監査委員

告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「県民生活部県政情報センター所長」を「総務部文書課長」に、「条例第三十一条」を「条例第三十五条」に改める。

第二条中「県民生活部県政情報センター」を「総務部文書課」に改める。

附則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。



告示

- 埼玉県 告示
- 埼玉県 教委 告示
- 埼玉県 選管 告示
- 埼玉県 人事委員会 告示
- 埼玉県 監査委員 告示
- 埼玉県 労働委員会 告示 第一号
- 埼玉県 収用委員会 告示
- 埼玉県内水面漁場管理委員会 告示
- 埼玉県 公営企業 告示
- 埼玉県 病院事業 告示
- 埼玉県 流域下水道事業 告示

埼玉県

埼玉県 教委

埼玉県 選管

埼玉県 人事委員会

埼玉県 監査委員

平成二十八年埼玉県労働委員会告示第一号（埼玉県情報公開条例第三

埼玉県収用委員会

埼玉県内水面漁場管理委員会

埼玉県 公営企業

埼玉県 病院事業

埼玉県 流域下水道事業

十五条の規定による実施機関が作成等をする公文書の検索資料）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県 知事 上田清司

埼玉県 教育委員会 教育長 小松弥生

埼玉県 選挙管理委員会 委員長 細田徳治

埼玉県 人事委員会 委員長 武笠正男

埼玉県 監査委員 山本光紀

同 佐野勝正

同 土屋恵一

同 中屋敷慎一

埼玉県労働委員会会長 野崎 正  
埼玉県収用委員会会長 綿引 剛一  
埼玉県内水面漁場管理委員会会長 岡本 信明  
埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗  
埼玉県病院事業管理者 岩中 督  
埼玉県下水道事業管理者 粟生田 邦夫

第二号中「県民生活部県政情報センター」を「総務部文書課」に改める。

## 雑 報

主要農作物の県奨励品種等について次のとおり公表する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

奨励品種・準奨励品種の廃止

水稻糯「峰の雪もち」

水稻もち全体の種子供給数量が減少傾向にある中で、本品種の生産数量が増加する見込みは薄く、県内の種子生産者から本品種の生産中止の申し入れがあったため、奨励品種から廃止する。

## 正 誤

埼玉県規則第二十五号（平成二十年三月二十八日号外第八号）中訂正

ページ 段 行  
十七 上 前から十

誤

別表第一総務部県政情報センター所長の項受任者の欄中「~~総務部県政情報センター~~所長」を「県民生活部県政情報センター所長」に改める。

正

別表第一総務部県政情報センター所長の項受任者の欄中「~~総務部県政情報センター~~所長」を「県民生活部県政情報センター所長」に改める。

# 正 誤

埼玉県告示第千五百十九号（平成二十六年十一月二十八日第二千六百五十号）中  
訂正

ページ 表中 行

二 サービスの種類 前から二十一行目から、前から二十七行目まで

誤

訪問入浴介護

訪問介護

居宅介護支援

介護予防訪問入浴介護

介護予防訪問介護

正

居宅介護支援